



逗子市一般廃棄物処理基本計画 <中間見直し計画> (案)

2026年（令和8年）1月

逗子市

目次

第1章 計画の位置付け	1
1 計画の改定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
第2章 逗子市の概要	4
1 地勢	4
2 人口及び世帯数	5
3 産業	6
4 土地利用の状況	7
第3章 ごみ処理基本計画	9
第1節 ごみ処理の現状	9
1 ごみ処理の沿革	9
2 人口及び世帯数とごみ排出量の推移	12
3 ごみ処理の流れ	17
4 ごみの減量化及び資源化の状況	20
5 収集及び運搬の状況	24
6 中間処理及び最終処分の状況	25
7 ごみ処理事業費の状況	28
8 ごみ処理広域化の状況	29
第2節 ごみ処理の評価及び課題	31
1 中間計画目標の達成状況	31
2 施策の達成状況	39
3 現行計画策定後の国・県の動向	44
4 ごみ処理の中間評価及び課題	45
5 県内他市町村とのごみ処理統計指標の比較	47
第3節 基本方針及び基本施策	48
1 ごみ処理の基本理念	48
2 基本方針	48
3 基本施策	49
4 循環型社会の形成に向けた市民・事業者・市の役割	53
5 各施策実施スケジュール	55
第4節 計画目標	56
1 ごみ排出に関する目標	56
2 資源化に関する目標	58

3	ごみ焼却に関する目標.....	59
4	最終処分に関する目標.....	60
第5節	ごみ処理個別計画.....	61
1	資源化計画	61
2	収集・運搬計画.....	62
3	中間処理計画.....	65
4	最終処分計画.....	67
5	その他ごみ処理に関して必要な事項.....	68
第4章	生活排水処理基本計画.....	69
第1節	生活排水処理の現状.....	69
1	生活排水処理概要.....	69
2	生活排水処理実績.....	70
3	し尿及び汚泥処理の現状.....	72
4	収集・運搬の現況.....	73
5	中間処理の現況.....	73
第2節	生活排水処理量の将来予測.....	74
1	生活排水処理形態別の将来人口.....	74
2	し尿及び浄化槽汚泥処理量.....	75
第3節	生活排水処理基本計画.....	76
1	基本方針	76
2	し尿・浄化槽汚泥処理計画.....	76
第5章	食品ロス削減推進計画.....	77
第1節	食品ロスの現状.....	77
1	国の現状	77
2	神奈川県の現状.....	77
3	逗子市の現状.....	77
第2節	基本的な考え方と計画目標.....	78
1	基本的な考え方.....	78
2	計画目標	79
第3節	各主体の役割.....	79
1	市民の役割	79
2	事業者の役割.....	79
3	市の役割	80
第6章	計画の進行管理.....	81
1	計画の進行管理.....	81
2	上位計画との連動.....	81

資料編 ごみと資源物の総排出量の見直し予測.....	85
1 ごみと資源物の総排出量の予測方法.....	85
2 製品プラスチック量の予測.....	85
3 集団資源回収量の予測.....	85
4 資源化量の予測.....	86
5 焼却量の予測.....	87
6 ごみ排出量の推計.....	88
参考 (現行計画)	89
ごみと資源物の総排出量の予測.....	89
1 ごみ量の予測に反映する施策.....	89
2 ごみと資源物の総排出量・資源化量等の予測結果.....	89
用語の解説	96

第1章 計画の位置付け

1 計画の改定の趣旨

本市では、2010年度（平成22年度）を初年度、その後10年間を計画期間とし最終年度を2019年度（平成31年度）とする「逗子市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、計画の中間年度である2015年度（平成27年度）に計画の見直しを行ってきました。この前計画が終了する次年度である2020年度（令和2年度）を初年度とする計画を策定する必要がありましたが、2016年度（平成28年度）から協議に着手した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」及び2020年度（令和2年度）策定予定の「逗子市災害廃棄物処理計画」との整合を図る必要があることから前計画の計画期間を2020年度（令和2年度）まで1年間延長しました。

この計画期間、ごみ処理については、ごみの減量化・資源化を推進するために、ごみ処理の有料化、ごみ分別区分の細分化等を実施してきました。また、ごみ処理の安定化・効率化を図るためにごみ焼却施設の基幹的施設整備を実施しました。また、し尿等の処理については、委託処理から許可制に制度を変更しました。

処理の広域化では事務委託により、逗子市で葉山町の可燃ごみの焼却処理、容器包装プラスチックの中間処理、葉山町で逗子市のし尿・浄化槽汚泥の処理を開始しました。

国においては、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針が変更されたことを踏まえ、2016年（平成28年）9月に「ごみ処理基本計画策定指針（以下「国指針」という。）」を改定するとともに、2018年（平成30年）6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画（以下「国計画」という。）」が策定され、神奈川県（以下「県」という。）においては、2017年（平成29年）3月に「神奈川県循環型社会づくり計画（以下「県計画」という。）」が策定されました。

国・県では、再生利用（Recycle）より、優先順位の高い発生抑制（Reduce）・再使用（Reuse）の取組を推進するとともに、食品ロスの削減に向けた取組を展開することとしています。

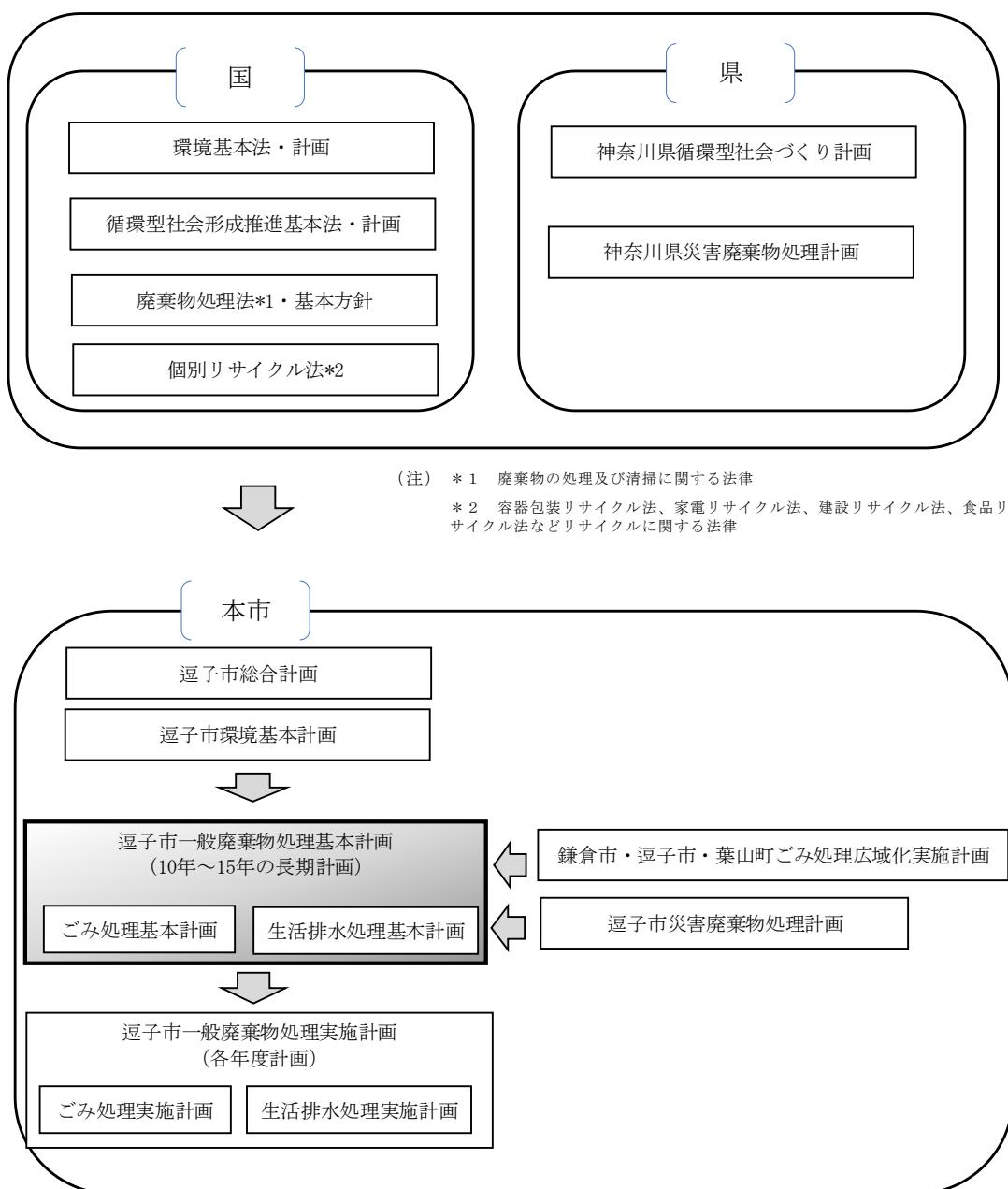
このようなことを踏まえ、逗子市では、ごみ減量と持続可能な循環型社会・低炭素社会・地域循環共生圏の創造を目指して、超高齢社会等の社会的な動向はもとより、食品ロス削減やプラスチックの排出抑制、「SDGs（エスディージーズ）」といった国際的な潮流も考慮し、2021年度（令和3年度）を初年度、その後10年間を計画期間とし最終年度を2030年度（令和12年度）とする「逗子市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

計画期間中は、2025年度（令和7年度）を中間目標年度として設定し、計画の進捗状況の評価、見直しを行うものとしていることから、国や県などの廃棄物行政を取り巻く状況や社会情勢の変化等を考慮し、計画の見直しを行うものです。

2 計画の位置付け

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、「逗子市総合計画2015-38」、「逗子市環境基本計画」等との整合を図り、長期的、総合的視点にたって、計画的に一般廃棄物処理施策を推進するため策定します。

また、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（以下「2市1町ごみ処理広域化実施計画」という。）との整合性を図ります。



◆逗子市総合計画基本構想の取り組みの方向（「逗子市総合計画」（抜粋））

ごみの排出は環境に大きな負荷をかけます。良好な環境を保全し、次世代につないでいくためには、できる限り「燃やさない、埋め立てない」という持続可能な循環型社会をめざす必要があります。

わたしたちは、自主的にごみの発生・排出抑制に取り組むとともに、廃棄物を貴重な資源として一層有効活用し、環境保全と安全・安心に配慮したごみ処理の推進に努めます。

わたしたちは、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減し、「ゼロ・ウェイスト社会」の実現をめざします。

3 計画期間

計画期間は、2021年（令和3年）3月に策定した「逗子市一般廃棄物処理基本計画」（以下「現行計画」という。）と同じ期間とし、目標年度を2030年度（令和12年度）とします。

第2章 逗子市の概要

1 地勢

(1) 位置

本市の位置は、図 2.1 に示すとおりです。

本市は、神奈川県の南東部、三浦半島の北西部に位置し、北は横浜市、東は横須賀市、北西は鎌倉市、南は葉山町に接し、西は相模湾に面しています。

面積は、1,728 ヘクタールです。



図 2.1 逗子市位置図

(2) 気候

2024 年度（令和 6 年度）の本市の気候は、表 2.1 に示すとおりです。最低気温は、
-3.4°C、最高気温が 35.9°C となっています。

表 2.1 気候の状況

年別 月別	平均 温度 (°C)	最高 温度 (°C)	最低 温度 (°C)	平均 湿度 (%)	降雨量 (mm)	最多 風光
令和 4 年度	16.7	34.4	-4.2	80.7	1,362.0	北東
令和 5 年度	17.4	35.5	-2.1	76.4	1,336.5	北東
令和 6 年度	17.6	35.9	-3.4	67.8	1,336.0	西南西
4月	16.5	26.1	7.0	72.5	105.0	北東
5月	19.4	27.0	7.2	73.0	175.5	西南西
6月	22.6	31.6	15.6	77.1	323.0	西南西
7月	27.9	34.6	22.5	78.5	57.5	西南西
8月	28.8	35.9	23.7	77.9	177.0	西南西
9月	26.7	33.7	18.8	78.5	56.5	西南西
10月	21.0	29.6	12.0	76.2	139.0	北東
11月	14.4	23.6	4.3	65.5	159.5	北東
12月	8.9	19.7	-1.0	52.8	0.0	東北東
1月	7.0	15.0	-2.2	52.5	27.0	東北東
2月	6.6	17.2	-3.4	45.5	10.5	東北東
3月	10.9	26.0	0.9	63.7	105.5	北東

資料：消防本署

2 人口及び世帯数

逗子市における 2015 年（平成 27 年）から 2024 年（令和 6 年）までの人口及び世帯数の推移は、表 2.2 に示すとおりです。

2024 年（令和 6 年）における人口は、55,488 人、世帯数は 25,073 世帯となっています。人口は減少傾向にあります。

表 2.2 人口及び世帯数

年別	世帯 (世帯)	人口 (人)		
		総数	男	女
※ 平成27年	24,103	57,425	26,936	30,489
28年	24,415	57,556	26,910	30,646
29年	24,520	57,439	26,840	30,599
30年	24,567	57,125	26,697	30,428
令和元年	24,656	56,936	26,583	30,353
※ 2年	24,869	57,060	26,719	30,341
3年	25,129	57,006	26,723	30,283
4年	25,128	56,609	26,497	30,112
5年	25,106	56,019	26,145	29,874
6年	25,073	55,488	25,882	29,606

資料：総務課

(注) ※印は国勢調査による。

3 産業

(1) 産業別就業人口

本市の産業別就業人口の推移は、表 2.3 に示すとおりです。

表 2.3 産業別 15 歳以上就業者数（3 部門、大分類）

（各年10月1日現在）

	平成22年			平成27年			令和2年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総 数	25,344	14,764	10,580	24,855	14,052	10,803	24,940	13,536	11,404
第 1 次 産 業	91	68	23	119	86	33	107	75	32
第 2 次 産 業	3,896	3,104	792	3,762	2,931	831	3,449	2,654	795
第 3 次 産 業	20,302	11,032	9,270	19,856	10,473	9,383	20,696	10,479	10,217

資料：統計すし

(2) 事業所数

本市の事業所数・従業員数は、表 2.4 に示すとおりです。事業所数では、多い方から卸売・小売業 21.1 %、医療・福祉 14.4%、宿泊・飲食サービス 11.4%を占めています。従業員数では、医療・福祉 25.3%、卸売・小売業 20.0%、宿泊・飲食サービス 9.8%を占めています。

表 2.4 事業所数及び従業員数

産業大分類	平成26年		平成28年		令和3年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総 数	人		人		人	
	1,891	15,193	1,810	12,981	1,863	15,021
農・林・漁業	1	21	1	21	2	23
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	142	575	132	656	118	668
製造業	52	269	44	174	50	220
電気・ガス・熱供給・水道業	2	8	-	-	2	23
情報通信業	24	81	21	58	30	67
運輸・郵便業	13	404	12	382	16	436
卸売・小売業	462	3,465	439	3,192	394	3,004
金融・保険業	19	280	19	328	18	223
不動産・物品賃貸業	208	612	190	577	208	619
学術研究・専門技術サービス業	98	306	91	330	128	367
宿泊・飲食サービス業	215	1,607	226	1,484	213	1,471
生活関連サービス業 娯楽業	185	1,144	188	1,064	182	997
教育学習支援業	117	1,488	100	877	110	1,415
医療・福祉	240	3,397	260	3,110	269	3,800
複合サービス事業	8	183	8	185	7	168
サービス業 (他に分類されない)	92	714	79	543	103	925
公務	13	639	-	-	13	595

資料：平成26年 経済センサス基礎調査（公務を含む調査）

資料：平成28年 経済センサス基礎調査（公務を含まない調査）

資料：令和元年 経済センサス基礎調査

資料：令和3年 経済センサス基礎調査（公務を含む調査）

4 土地利用の状況

本市の土地利用状況は、表 2.5 及び表 2.6 に示すとおりです。市街化区域と市街化調整区域の比率は、それぞれ 48% 及び 52% となっています。

用途地域別面積では、第一種低層住居専用地域が 60.0%、第一種住居地域が 24.0% でこの 2 種で約 84% を占めています。

表 2.5 市街化区域及び市街化調整区域

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

区分	面積 (ヘクタール)	比率 (%)
市街化区域及	832	48.1
市街化調整区域	896	51.9
総計	1,728	100.0

資料：環境都市課

表 2.6 用途地域別面積

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

種 別	面 積 (ヘクタール)	比 率 (%)
第一種低層住居専用地域	約499	60.0
第二種低層住居専用地域	-	-
第一種中高層住居専用地域	約59	7.1
第二種中高層住居専用地域	約1	0.1
第一種住居地域	約200	24.0
第二種住居地域	約15	1.8
準住居地域	-	-
田園住居地域	-	-
近隣商業地域	約38	4.6
商業地域	約18	2.2
準工業地域	約1.9	0.2
工業地域	-	-
工業専用地域	-	-
計	約832	100.0

資料：環境都市課

(注) 「面積 (ヘクタール)」の数字は、「逗子都市計画図 地域地区用途地域」の値であるため、小数点有無が混在する。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみ処理の沿革

ごみ処理の沿革は、表3.1.1に示すとおりです。

表3.1.1 ごみ処理の沿革

年次	収集・運搬関係	中間処理関係	最終処分関係	その他
昭和 43年		・池子地区に清掃センター塵芥処理場 90t／24h完成	・清掃センター場内に最終処分場完成 (35,000m ²)	
45	・全市にダストボックス方式普及			
48	・不燃ごみ・粗大ごみ分別収集開始 (ステーション方式 月1回)			・多量排出者のみに有料化 ・一般廃棄物処理基本計画策定
50	・銀座・なぎさ通り袋詰め収集に移行 (戸別収集廃止)			
51				・不用品交換案内板設置
52	・ダストボックス撤収システム方式へ。可燃物週3回収集			
54		・粗大ごみ処理施設完成		
56		・焼却施設完成 140t／24h		
57			・最終処分場完成 (第二期)	
59	・使用済み乾電池分別収集開始		・下水汚泥乾燥施設完成	
61	・市全域ステーション方式に移行			
62	・不燃・粗大ごみ月2回収集			・一般廃棄物処理基本計画全面改定
63				・フリーマーケット第1回実施
平成 2年		・し尿処理施設更新		
3	・市内15箇所で新聞・雑誌・アルミ缶・びん・スチール缶収集実施			・家庭用コンポストの貸与開始
4			・最終処分場完成 (第三期)	・ごみ散乱防止ネットの貸与開始
5	・あき缶・あきびん・古紙の定点回収151箇所			・資源回収奨励金制度実施
6		・あき缶・あきびん選別処理施設完成 (5t／5h)		・逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例並びに施行規則全面改正 ・廃棄物減量等推進審議会設置
7	・あき缶・あきびん分別収集開始 ・フロンガス回収実施 ・定点回収廃止	・あき缶・あきびんストックヤード完成		・資源回収奨励金制度改正
8				・生ごみ処理容器等購入費助成事業開始 ・減量化・資源化協力店制度開始
9				・一般廃棄物処理基本計画改定
10	・ごみ袋を透明・半透明のボリ袋に統一			・逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例制定
11	・燃やすごみ市内全域、月・水・金曜日収集に移行 ・粗大ごみの戸別収集開始	・ペットボトルストックヤード施設完成		

年次	収集・運搬関係	中間処理関係	最終処分関係	その他
平成 12 年		・排ガス高度処理施設整備工事開始（平成14年度まで）		
13	・ふれあい収集開始			・資源回収奨励金制度に飲料用パック、ミックスペーパー追加
14	・粗大ごみ券（証紙）による戸別収集開始 ・紙・布類の委託収集開始			・大型生ごみ処理機導入調査事業開始（逗子シーサイドハイツ：14年2月～4月）
15				・電動式生ごみ処理機貸与事業開始 ・大型生ごみ処理機導入調査事業（ファミール逗子：15年3月～）
16	・燃やすごみを月・金曜日に移行 ・不燃ごみ、ペットボトル、あき缶・あきびんを月2回収集から週1回に移行 ・容器包装プラスチックを週1回収集開始 ・市内全域を同じ収集日に統一	・容器包装プラスチック選別処理施設完成		・大型生ごみ処理機導入調査事業（市営沼間南台住宅：16年3月～）
21				・バクテリアdeキエーロ普及開始
22	・資源物の拠点回収開始	・植木剪定枝資源化試行開始 ・焼却施設長寿命化計画策定		・一般廃棄物処理基本計画改定 ・生ごみマイスター制度創設 ・生ごみ処理容器等購入費助成事業助成率の引上げ ・大型生ごみ処理機設置助成事業開始 ・市立小学校に大型生ごみ処理機設置（池子）
23		・焼却施設基幹改良工事開始（平成25年度まで）	・最終処分場延命化（転圧）工事開始（平成24年度まで）	・大型生ごみ処理機設置助成事業助成対象に入所系介護施設を追加 ・入所系介護施設3箇所に大型生ごみ処理機設置 ・市立小学校に大型生ごみ処理機設置（沼間、小坪）
24	・生ごみ分別収集モニタリング調査実施	・植木剪定枝の一部資源化委託開始	・焼却灰の一部資源化委託	・事業系ごみ処理の制度改正 ・市民団体との協働によるごみ減量化資源化啓発及び資源物回収のモデル事業開始 ・家庭用生ごみ処理容器（キエーロ）のモニター事業実施 ・市立小学校に大型生ごみ処理機設置（逗子、久木）
25		・植木剪定枝粉碎車両導入	・ガラス残渣の資源化委託開始	・出張エコ広場「し」開始 ・逗子市商工会との家庭用生ごみ処理容器（キエーロ）普及拡大に関する協定締結 ・生ごみ処理容器等購入費助成事業助成率の引上げ ・市営住宅1箇所、公立保育園2園、民間保育園1園に大型生ごみ処理機設置
26	・小型家電（特定対象品目）の拠点回収を開始（9月）		・焼却残渣（灰・飛灰）全量の資源化委託開始	

年次	収集・運搬関係	中間処理関係	最終処分関係	その他
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ処理(燃やすごみ、不燃ごみ)の有料化開始(10月) 粗大ごみ処理手数料の変更(証紙250円から600円) 収集ごみの細分化(7分別から18分別区分に変更) 不燃ごみ、危険有害ごみ、ペットボトル、草・葉・植木ごみ、小型家電の委託収集開始 収集区域を2分割化し、収集カレンダーの配布を開始 集団回収を市内全域に拡大し、3品目(アルミ缶、スチール缶、家庭金物)を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> あきかん・あきびんの選別処理施設の稼働を休止し、委託処理に変更 容器包装プラスチック選別処理施設の運転を委託に変更 		
28	<ul style="list-style-type: none"> 持込ごみの手数料の改定(150円/10kgから250円/10kg、10月) 資源回収用ネット容器等設置モデル事業実施 		<ul style="list-style-type: none"> 破碎残渣の焼却処理開始 	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化にかかる覚書締結
29		<ul style="list-style-type: none"> 葉山町からの可燃ごみの受入れ試行開始(7月) 		
30	<ul style="list-style-type: none"> 燃やすごみ、容器包装プラスチックの一部委託収集開始 あきびんの委託収集開始 	<ul style="list-style-type: none"> 葉山町の可燃ごみ処理の事務委託開始 葉山町からの可燃ごみの全量受入れ開始 葉山町へのし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務委託を開始し、浄化センターの稼働を休止 		<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理容器等購入費助成事業を休止
令和元年		<ul style="list-style-type: none"> 葉山町の容器包装プラスチック処理の事務委託開始 容器包装プラスチック選別処理施設の更新 		<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理容器等購入費助成事業を再開(非電動式のみ) 市民団体との協働によるごみ減量化資源化啓発及び資源物回収のモデル事業終了
2	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォン向け資源物・ごみ分別アプリ「さんあ～る」の配信を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 葉山町からの容器包装プラスチックの全量受入れ開始 		<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画策定
3				<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理基本計画改定 災害廃棄物処理計画策定
4				<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理容器等購入費助成事業助成率の引き上げ(非電動式のみ)
5				<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの分別収集・資源化に関する制度設計策定 ごみ焼却施設長寿命化総合計画策定 生ごみ処理容器等購入費助成事業(電動式)を再開 神奈川県と連携してウォーターサーバーを市役所に設置
6		<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市からの可燃ごみの受入れ試行開始(7月、9月、10月、令和7年3月) 粗大ごみ処理施設の火災発生 粗大ごみ処理施設火災対策工事開始(令和7年8月まで) 		<ul style="list-style-type: none"> ウォータースタンド(株)と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定を締結」し市内公共施設6箇所にウォーターサーバーを設置
7	<ul style="list-style-type: none"> 持込ごみの手数料の改定(250円/10kgから350円/10kg、4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市の可燃ごみ処理の事務委託開始 鎌倉市からの可燃ごみの受入れ開始 		<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ処理施設長寿命化総合計画策定 生ごみ処理容器等購入費助成事業申請方法等の見直し

2 人口及び世帯数とごみ排出量の推移

(1) 人口及び世帯数の推移

逗子市の人口と世帯数の推移は、表 3.1.2 及び図 3.1.1 に示すとおりです。

2024年度（令和6年度）の人口は58,488人で減少傾向にあり、2015年度（平成27年度）から2024年度（令和6年度）で1,937人減少しています。

表 3.1.2 人口及び世帯数の推移

年度	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
人口(人)	60,425	60,556	60,439	60,125	59,936	60,060	60,006	59,609	59,019	58,488
世帯(世帯)	24,103	24,415	24,520	24,567	24,656	24,869	25,129	25,128	25,106	25,073

資料:総務課(各年度10月1日現在)

*人口には池子米軍住宅人口3,000人を含む

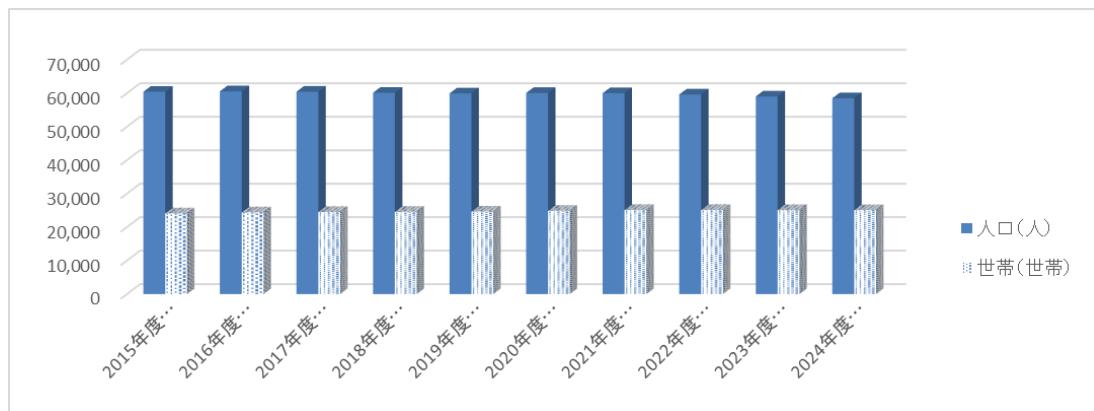


図 3.1.1 人口及び世帯数の推移

(2) ごみ排出量の推移

逗子市のごみと資源物の総排出量の推移は、表 3.1.3 及び図 3.1.2 に示すとおりです。

ア 年間ごみ排出量

収集、持込み及び許可業者の年間ごみ排出量は、表 3.1.4 に示すとおりです。排出量の中で、燃やすごみは 2019 年度（令和元年度）で約 54%、2024 年度（令和 6 年度）で約 55%を占め、大きな変化はありません。

イ 家庭系資源物とごみ（収集）

2012 年度（平成 24 年度）に事業系ごみの制度改正を行い、これまで行っていた事業系のごみの収集を原則廃止しました。また、2015 年（平成 27 年）10 月には、

家庭ごみ処理（燃やすごみ、不燃ごみ）の有料化と分別区分の細分化を行いました。

それにより、家庭系資源物とごみ（収集）は2014年度（平成26年度）まで大きな変動はありませんでしたが、2014年度（平成26年度）に比べ、2016年度（平成28年度）は約2,670t（20.0%）、2024年度（令和6年度）は約3,300t（24.8%）の減少となっています。

ウ 家庭系資源物（集団資源回収）

家庭系資源物（集団資源回収）の実績は、2014年度（平成26年度）まではわずかながら減少傾向にありましたが、その後家庭ごみ処理の有料化に伴って資源物分別の徹底が進み、増加傾向に転じました。2018年度（平成30年度）からは減少傾向に変わり、2017年度（平成29年度）と2024年度（令和6年度）とを比較すると766t減少しています。

エ 事業系資源物とごみ（持込み）

事業系資源物とごみ（持込み）は、2012年度（平成24年度）以降増加傾向にありましたが、持込みごみの手数料を150円/kgから250円/kgに変更した影響で2017年度（平成29年度）は2016年度（平成28年度）に比べ120t（2.6%）の減少となっています。その後、2019年度（令和元年度）までは横ばいでいたが、2020年度（令和2年度）からは減少傾向に変わりました。2019年度（令和元年度）と2024年度（令和6年度）とを比較すると574t減少しています。

表3.1.3 ごみと資源物の総排出量の推移

年度	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
家庭系資源物とごみ（収集）	12,432	10,657	10,652	10,547	10,925	11,314	10,921	10,620	10,129	10,040
家庭系資源物（集団資源回収）	3,079	3,390	3,392	3,190	3,153	3,284	3,115	2,931	2,754	2,626
事業系資源物とごみ（持込み）	4,697	4,694	4,574	4,478	4,460	4,052	4,176	4,114	3,782	3,886
合計	20,208	18,741	18,618	18,215	18,538	18,650	18,212	17,665	16,665	16,552

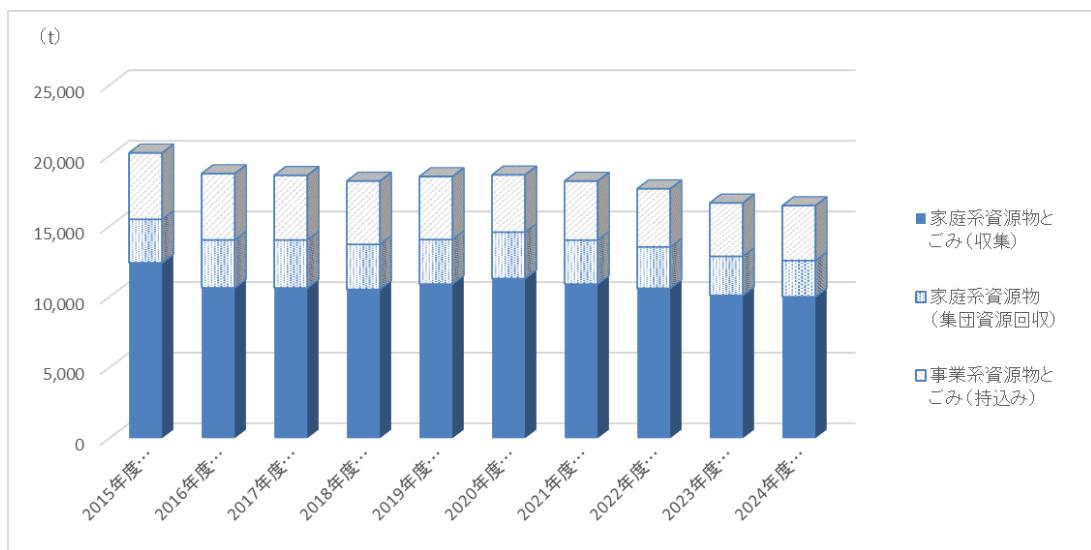


図 3.1.2 ごみと資源物の総排出量の推移

表 3.1.4 収集、持込み及び許可業者の年間ごみ量

年度		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	
分別区分		60,425	60,556	60,439	60,125	59,936	60,060	60,006	59,609	59,019	58,488	
燃やすごみ	収集	8,992	7,048	6,995	6,947	7,095	7,320	7,212	6,998	6,734	6,591	
	持込・許可	3,179	3,289	3,306	3,207	2,967	2,635	2,798	2,784	2,583	2,582	
	(持込)	(492)	(430)	(410)	(982)	(415)	(909)	(975)	(882)	(761)	(791)	
	(許可)	(2,687)	(2,859)	(2,896)	(2,225)	(2,552)	(1,726)	(1,823)	(1,902)	(1,822)	(1,791)	
	計	12,171	10,337	10,301	10,154	10,062	9,955	10,010	9,782	9,317	9,173	
不燃ごみ	収集	517	193	201	210	224	253	227	208	200	197	
	持込・許可	9	13	11	21	44	7	17	14	5	6	
	(持込)	(9)	(13)	(11)	(21)	(44)	(7)	(17)	(14)	(5)	(6)	
	(許可)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)						
	計	526	206	212	231	268	260	244	222	205	203	
粗大ごみ	収集	312	163	170	181	193	237	238	227	200	173	
	持込・許可	375	378	335	374	427	479	437	414	400	332	
	(持込)	(354)	(378)	(335)	(374)	(402)	(479)	(437)	(414)	(400)	(332)	
	(許可)	(21)	(0)	(0)	(0)	(25)						
	計	687	541	505	555	620	716	675	641	600	505	
資源物	草・葉・植木	収集	471	1,447	1,444	1,375	1,550	1,493	1,317	1,337	1,209	1,275
	持込・許可	1,133	1,011	920	874	1,021	931	924	902	794	965	
	計	1,604	2,458	2,364	2,249	2,571	2,424	2,241	2,239	2,003	2,240	
	ペットボトル	収集	189	186	188	197	203	216	217	212	212	240
	持込・許可	0	0	0	0	0						
小型家電	計	189	186	188	197	203	216	217	212	212	240	
	容器包装	収集	845	882	903	915	925	973	936	896	857	874
	プラスチック	持込・許可	0	0	0	0	0					
	計	845	882	903	915	925	973	936	896	857	874	
	危険有害ごみ	収集	53	94	104	105	117	139	126	115	103	105
家庭系資源物	持込・許可	0	3	2	2	1						1
	計	53	97	106	107	118	139	126	115	103	106	
	あき缶・あきびん*	収集	14	32	31	31	31	33	32	31	30	29
	持込・許可	0	0	0	0	0						
	計	14	32	31	31	31	33	32	31	30	29	
家庭系資源物	あき缶・あきびん*	収集	665	533	537	515	512	549	532	497	482	459
	持込・許可	1	0	0	0	0						
	計	666	533	537	515	512	549	532	497	482	459	
	乾電池	収集	1	2	2	4	3	15	3	18	18	17
	廃食用油	収集	3	3	3	2	4	5	5	3	2	3
家庭系資源物	ビデオテープ等	収集	7	6	6	4	5	6	6	4	3	2
	紙・布・スチール缶	委託収集	363	68	68	61	63	75	70	74	79	75
	収集合計	2,611	3,253	3,286	3,209	3,413	3,504	3,244	3,187	2,995	3,079	
	持込・許可合計	1,134	1,014	922	876	1,022	931	924	902	794	966	
	集団資源回収合計	3,079	3,390	3,392	3,190	3,153	3,284	3,115	2,931	2,754	2,626	
資源ごみ合計		6,824	7,657	7,600	7,275	7,588	7,719	7,283	7,020	6,543	6,671	
家庭系資源物ごみ(収集)		12,432	10,657	10,652	10,547	10,925	11,314	10,921	10,620	10,129	10,040	
家庭系資源物(集団資源回収)		3,079	3,390	3,392	3,190	3,153	3,284	3,115	2,931	2,754	2,626	
事業系資源物ごみ(持込み)		4,697	4,694	4,574	4,478	4,460	4,052	4,176	4,114	3,782	3,886	
総合計量		20,208	18,741	18,618	18,215	18,538	18,650	18,212	17,665	16,665	16,552	
家庭系ごみ量(資源物除く) (t/年)		9,821	7,404	7,366	7,338	7,512	7,810	7,677	7,433	7,134	6,961	
1人1日当たりごみと資源物の総排出量 (g/人日)		914	848	844	830	845	851	832	812	771	775	
1人1日当たり生活系ごみ排出量 (g/人日)		562	482	483	481	498	516	499	488	469	470	
資源物を除く1人1日当たり家庭系ご み排出量(g/人日)		444	335	334	334	342	356	351	342	330	326	

* 人口には、米軍家族住宅の収集人口(3,000人)を含む。
(注) 令和6年度は、速報値となっています。

(3) 発生原単位と資源化量及び資源化率

ア 1人1日当たりごみ排出量

米軍家族人口を含む人口1人1日当たりごみ排出量(以下「発生原単位」とい
う。)は、表3.1.5に示すとおりです。

表 3.1.5 発生原単位の内訳

収集区分	年度	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2024年度/ 2015年度比率
収集	燃やすごみ (g/人日)	407	319	317	317	323	334	329	322	312	309	-24.1%
	不燃ごみ (g/人日)	23	9	9	10	10	11	11	10	9	9	-60.7%
	粗大ごみ (g/人日)	14	7	8	8	9	11	11	10	9	8	-42.6%
	資源ごみ (g/人日)	118	147	149	146	156	160	148	146	139	144	21.5%
	計 (g/人日)	562	482	483	481	498	516	499	488	469	470	-16.5%
総ごみ (収集・持込・許可)	燃やすごみ (g/人日)	550	468	467	463	459	454	457	450	431	430	-21.9%
	不燃ごみ (g/人日)	24	9	10	11	12	12	11	10	9	9	-60.1%
	粗大ごみ (g/人日)	31	25	23	25	28	33	31	29	28	24	-23.8%
	資源ごみ* (g/人日)	309	346	344	331	346	352	333	323	303	312	0.1%
	計 (g/人日)	914	848	844	830	845	851	832	812	771	775	-15.6%

* 集団回収を含む

イ 資源化量及び資源化率

粗大ごみ処理施設、あき缶・あきびん選別処理施設、ペットボトルストックヤード施設、容器包装プラスチック選別処理施設で選別回収された資源物、集団資源回収による資源物の回収及び直接資源化された資源化実績量の推移は、表 3.1.6 に示すとおりです。

表 3.1.6 資源化量及び資源化率

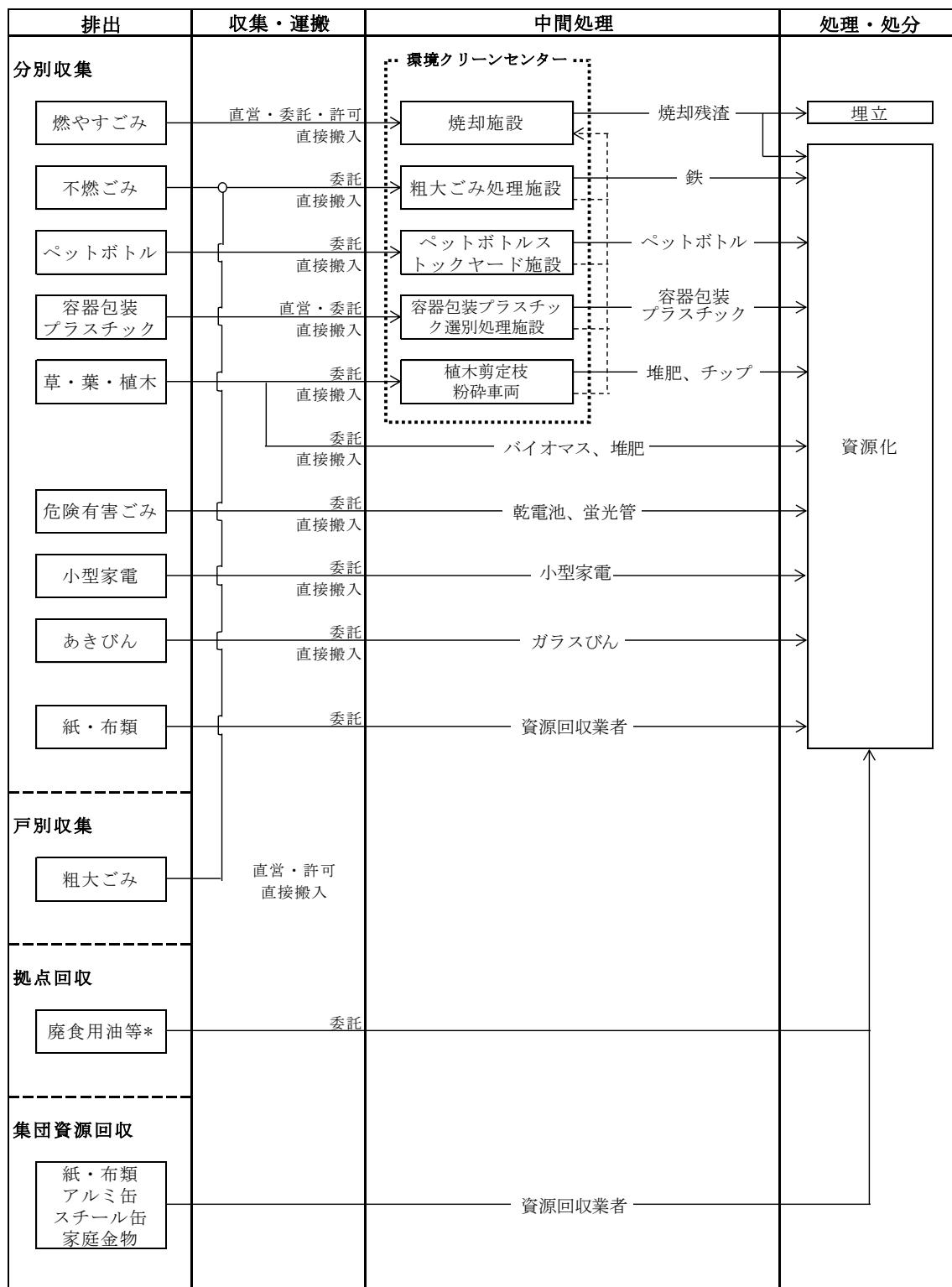
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
総ごみ量 (t/年)	20,208	18,742	18,618	18,215	18,538	18,650	18,212	17,665	16,665	16,552
総資源化量 (t/年)	8,682	8,918	8,816	8,453	8,804	8,973	8,490	8,109	7,477	7,541
直接資源化量	2,498	3,087	2,928	2,814	3,049	3,035	2,905	2,845	2,567	2,736
中間処理後資源化量	1,281	1,088	1,257	1,353	1,491	1,466	1,345	1,243	1,139	1,167
焼却残渣資源化量	1,824	1,352	1,239	1,096	1,111	1,188	1,125	1,090	1,017	1,012
集団資源回収量	3,079	3,391	3,392	3,190	3,153	3,284	3,115	2,931	2,754	2,626
資源化率 (%)	43.0	47.6	47.4	46.4	47.5	48.1	46.6	45.9	44.9	45.6
(内訳)										
資源化量内訳 (t/年)	8,682	8,918	8,816	8,453	8,804	8,973	8,490	8,109	7,477	7,541
紙類	3,058	2,985	2,978	2,799	2,742	2,845	2,707	2,553	2,398	2,275
紙パック	17	16	15	12	9	10	11	10	10	10
金属類	380	330	445	491	506	293	381	369	334	336
ガラス類	257	533	537	515	512	549	532	497	482	459
ペットボトル	164	139	167	165	163	177	172	178	175	183
プラスチック類	657	702	768	820	832	868	863	832	790	804
布類	293	277	258	246	270	294	257	233	226	223
廃食用油	3	3	3	4	4	5	4	3	2	3
焼却灰	1,824	1,352	1,239	1,096	1,111	1,188	1,188	1,090	1,017	1,012
その他	2,029	2,581	2,406	2,305	2,655	2,744	2,375	2,344	2,043	2,236
(植木剪定枝)	(1,604)	(2,458)	(2,364)	(2,249)	(2,571)	(2,416)	(2,227)	(2,156)	(1,900)	(2,099)

3 ごみ処理の流れ

(1) ごみ処理フロー

2024年度（令和6年度）の本市のごみ処理の流れについては、図3.1.3に示すとおりです。

2014年度（平成26年度）以降、変更した点は、家庭ごみ処理有料化に係る分別区分の細分化、あき缶・あきびん選別処理施設の廃止、破碎残渣の焼却処理の開始が主なものです。



* 廃インクカートリッジ、廃蛍光管、水銀式体温計・血圧計、廃食用油、あきびん、乾電池、小型充電式電池
CD・DVD・ビデオテープ等

図 3.1.3 逗子市ごみ処理フロー (2024 年度 (令和 6 年度))

(2) ごみ処理主体

本市のごみ処理の主体については、表 3.1.7 に示すとおりです。

表 3.1.7 ごみ処理主体

	排出者	指導	収集・運搬	中間処理	資源化又は最終処分
家庭系	燃やすごみ	家庭	直営・委託 直営 委託 直営・委託 委託	自己搬入(許可業者含む)	直営
	粗大ごみ				委託
	不燃ごみ				委託
	草・葉・植木ごみ				容り法等による資源化
	ペットボトル				
	容器包装プラスチック				
	あきびん				
	危険有害ごみ				
	小型家電				
事業系	集団資源回収 (紙・布類、アルミ缶、スチール缶、家庭金物)	団体	市	資源回収業者	
	事業者による自己搬入又は一般廃棄物収集運搬業許可業者への委託				

(注) 以下の要件すべてに該当する少量排出事業者は、家庭系ごみステーションに排出することが可能です。

- ①事業主を含む従業者の総数が3人以下である。
- ②食品廃棄物等を排出しない。
- ③ごみ排出量が1日平均1kg以下である。

(3) 組織体制

本市におけるごみ処理は、環境都市部の資源循環課及び環境クリーンセンターにより、図 3.1.4 に示す体制で行っています。

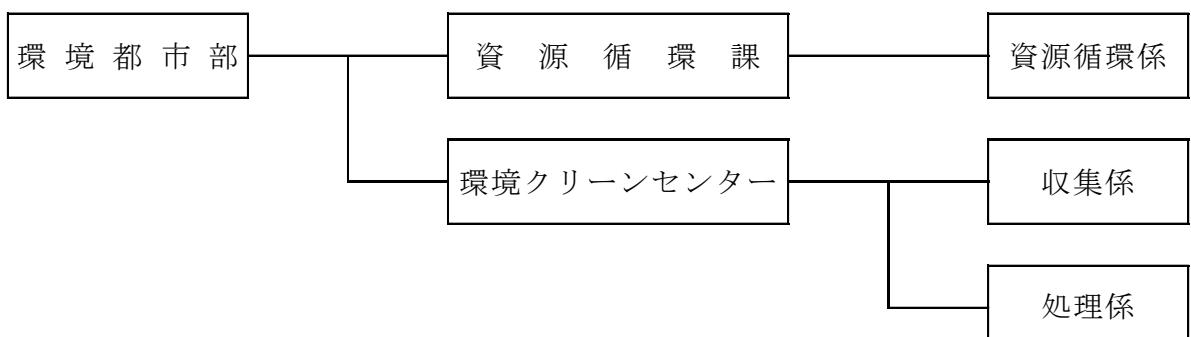


図 3.1.4 組織体制

4 ごみの減量化及び資源化の状況

(1) 家庭ごみ処理の有料化

ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動を促進するとともに、ごみ排出量に応じた費用負担（受益者負担）の公平性を確保する観点から、2015年（平成27年）10月から燃やすごみ及び不燃ごみの有料化を実施しました。家庭ごみ処理手数料の収入の推移と使途は表3.1.8、有料化前と有料化後の比較は表3.1.9、図3.1.5に示すとおりです。

表3.1.8 家庭ごみ処理手数料の収入の推移と使途

年度	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
家庭ごみ処理手数料 収入(円)	81,993,000	98,889,000	96,147,000	95,268,000	97,866,000
年度	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
家庭ごみ処理手数料 収入(円)	102,513,000	101,307,000	99,717,000	95,430,000	95,307,000
主な使途	<ul style="list-style-type: none">・逗子市指定ごみ袋の作製費 60,379,604円 (2025年(令和7年)3月から生ごみの分別収集の実施を予定し、制度導入当初に必要な生ごみ用指定ごみ袋を作製した。)・逗子市指定ごみ袋取扱店の設置、受発注管理、手数料収納事務等の業務委託料等 20,168,833円・「逗子市のごみと資源物の出し方(CUZ)」・日本語版、英語版データ作成] 1,378,300円・ごみと資源物の分別促進アプリ運用費・逗子市ボランティア清掃用ごみ袋の作製費、配送の委託料] 1,262,030円・市内に散乱するごみの収集委託料・「ごみと資源物の収集カレンダー」の印刷・製本費、配付の委託料] 1,846,018円・ごみステーションに設置するネットボックスを新設する際の補助金・資源回収用違反ごみシール印刷費 343,200円・びん、植木剪定枝、小型家電の資源化 9,929,015円				
	*2024年度(令和6年度)決算額				

表3.1.9 有料化前と有料化後の燃やすごみの量及び資源化率の比較

年度	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
燃やすごみ(t)*	10,017	8,992	7,048	6,995	6,947	7,095	7,320	7,212	6,998	6,734	6,591
資源化率(%)	39.1	43.0	47.6	47.4	46.4	47.5	48.1	46.6	45.9	44.9	45.6

*燃やすごみの量は収集分(直営・委託)のみ

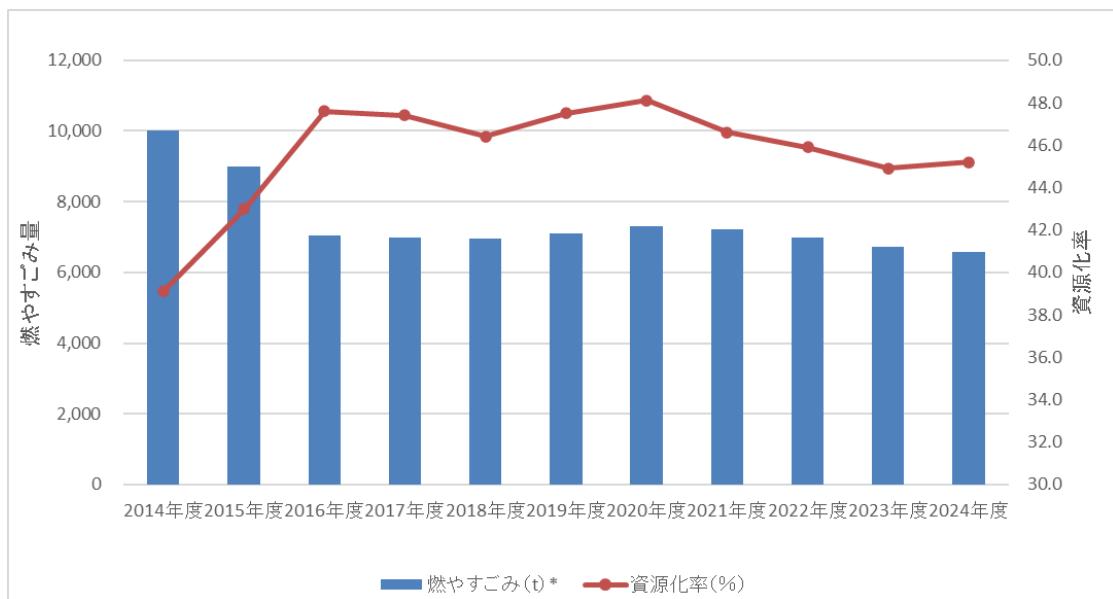


図 3.1.5 有料化前と有料化後の燃やすごみの量及び資源化率の比較

(2) 集団資源回収

市に登録している資源回収事業者が自治会・町内会等と協力し、家庭から出される新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、ミックスペーパー、布類、アルミ缶、スチール缶、家庭金物を回収し、ごみの減量化・資源化の促進を図っています。

資源として再利用できる排出物を回収するリサイクル活動の推進を目指し、自治会・町内会等が回収した古紙等の資源物について、1993年度（平成5年度）から奨励金を交付していましたが、2015年（平成27年）10月から自治会・町内会等への奨励金を廃止し、アルミ缶の売却益の一部を買取金として地域に還元する仕組みとしました。

○ 対象団体数 : 90団体（2025年（令和7年）3月31日現在）

集団資源回収による資源物の回収量の推移は、表3.1.10に示すとおりです。

雑誌の回収量は、2015年度（平成27年度）892tから2024年度（令和6年度）625tに、同様に新聞の回収量は450tから181tに減少してきています。段ボールの回収量は、2015年度（平成27年度）から2020年度（令和2年度）まで増加傾向にあり、2020年度（令和2年度）では925tでしたが、その後減少傾向となり2024年度（令和6年度）で810tとなっています。また、ミックスペーパーの回収量も同様に2020年度（令和2年度）で744tでしたが、その後減少傾向となり2024年度（令和6年度）で586tとなっています。

表 3.1.10 集団資源回収による資源物の回収量

項目	年度 (平成27年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
団体数(団体)		91	91	90	89	90	90	90	90	90	90
回収量 (t)											
新聞	450	457	417	347	310	241	261	229	198	181	
雑誌	892	901	897	856	810	862	776	728	672	625	
段ボール	725	797	855	824	817	925	923	871	837	810	
飲料用紙パック	16	16	15	12	9	10	11	10	10	10	
ミックスペーパー	663	763	743	713	744	744	680	653	615	586	
布類	237	257	258	246	270	294	237	233	226	223	
アルミ缶	45	91	97	94	93	97	100	98	99	100	
スチール缶	35	68	64	60	58	62	59	58	55	52	
家庭金物	16	40	46	38	42	49	48	51	42	39	
合計	3,079	3,390	3,392	3,190	3,153	3,284	3,095	2,931	2,754	2,626	

(3) 生ごみ処理容器等の設置支援

ごみの減量化及び堆肥化による資源の有効利用を図るため、家庭用の生ごみ処理容器等を購入した市民に対し、限度額を定め費用の助成をしています。

過去 10 年間の助成台数は、図 3.1.6 及び表 3.1.11 に示すとおりです。2018 年度（平成 30 年度）は生ごみ処理容器等購入費助成事業を休止し、2019 年度（令和元年度）からは非電動式の生ごみ処理容器等にのみ助成を再開し、2023 年度（令和 5 年度）からは電動式生ごみ処理機も助成対象としました。

- 生ごみ処理容器等の種類：コンポスト容器、EM 処理容器、電動処理機、バクテリア de キエ一口等

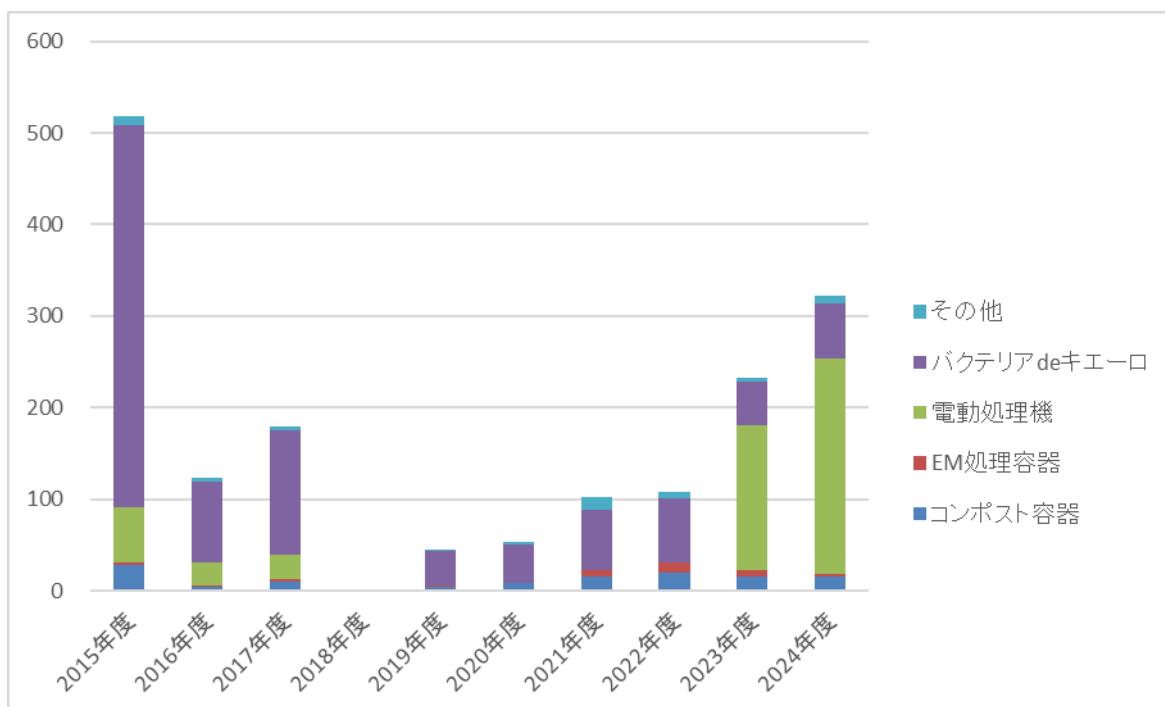


図 3.1.6 生ごみ処理容器等助成台数の種類別推移

表 3.1.11 生ごみ処理容器等助成台数の推移

項目	年度 (平成27年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
生ごみ処理容器等助成台数(台)		518	124	180	0	45	54	103	108	232	322

(4) 資源物の拠点回収

市民の資源化の利便性等を考慮し、市民がいつでも資源物を持ち込める回収拠点を2010年度（平成22年度）から設置し、資源回収を進めています。回収拠点数及び回収量の推移は、表3.1.12に示すとおりです。

表 3.1.12 回収拠点数及び回収量の推移

項目	年度 (平成27年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
回収拠点数		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
廃蛍光管(本)	丸管	1,181	1,429	1,277	1,091	1,389	1,412	1,252	1,024	893	787
	直管	1,982	2,155	1,769	2,034	1,836	1,923	1,983	1,542	1,188	1,066
水銀式体温計(本)		34	61	60	57	52	112	78	69	28	37
廃食用油(kg)		2,911.0	3,323.0	3,496.0	3,507.0	4,144.0	4,727	4,760	2,519	1,725	1,366
回収量	あきびん(kg)	無色	4,480.0								
		茶色	2,412.0	15,673.0	18,774.0	18,134.0	22,558.0	22,701	24,846	23,512	23,700
		その他	4,423.0								31,081
乾電池(kg)		1,490.0	1,898.0	2,145.0	2,341.0	3,352.0	2,225	3,342	2,191	1,243	857
小型充電式電池(kg)		16.0	30.0	29.3	0.0	31.0	313	396	299	160	47
CD・DVD類(kg)		7,405.0	5,925.0	5,680.0	4,178.0	5,359.0	6,072	5,826	4,376	3,280	2,438

(5) 使用済み小型家電の専用回収ボックスによる回収

2014年（平成26年）9月から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行にともない、小型家電（特定対象品目）については、公共施設等に専用の回収ボックスを設置し、回収しています。また、2015年（平成27年）10月からは、ごみステーションでの収集も開始しています。

回収拠点数及び回収量の推移は、表3.1.13に示すとおりです。

表 3.1.13 回収拠点数及び回収量の推移

項目	年度 (平成27年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
回収拠点数		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
回収量	小型家電(kg)	1,433	1,979	2,029	1,933	2,961	2,472	2,690	1,966	2,072	1,778
	携帯電話(個)	465	458	556	709	640	754	643	459	472	282

5 収集及び運搬の状況

収集・運搬の概要は、表 3.1.14 に示すとおりです。

なお、2001年（平成13年）3月からごみステーションまでごみを運ぶのが困難な高齢者や障がい者のみの世帯等を対象に、戸別収集「ふれあい収集」を行っています。

表 3.1.14 収集及び運搬の概要

分別区分	運営	収集方法	ステーション数	収集頻度	収集曜日	収集車両	排出方法
燃やすごみ	直営・委託	ステーション	約1,200	週2回	月・木又は火・金	パッカ車	指定ごみ袋
不燃ごみ	委託	ステーション	約1,060	週1回	木又は金	平ボディー車	指定ごみ袋
草・葉・植木ごみ	委託	ステーション	約1,200	2週に1回	第1・3月又は第1・3火	パッカ車	透明・半透明の袋
ペットボトル	委託	ステーション	約1,060	週1回	木又は金	パッカ車	透明・半透明の袋
容器包装プラスチック	直営・委託	ステーション	約1,200	週1回	水	パッカ車	透明・半透明の袋
危険有害ごみ	委託	ステーション	約1,060	2週に1回	第2・4月又は第2・4火	平ボディー車	透明・半透明の袋
小型家電	委託	ステーション	約1,060	2週に1回	第2・4月又は第2・4火	平ボディー車	透明・半透明の袋
あきびん	委託	ステーション	約1,060	2週に1回	第1・3月又は第2・4水	平ボディー車	透明・半透明の袋
粗大ごみ	直営	戸別	—	随時申込み	火・水・木	平ボディー車	証紙貼付等
紙・布類 アルミ缶 スチール缶 家庭金物	集団 資源回収	ステーション	約1,060	週1回～ 2週に1回	地域により異なる	パッカ車 平ボディー車	新聞・雑誌・段ボールは紙 ひもで縛る。 ミックスペーパーは紙袋に 入れて縛る。 布類、アルミ缶、スチール 缶、家庭金物は透明・半透 明の袋に入れる。
ふれあい収集	直営	戸別	—	週1回	火又は金	軽ダンプ車	燃やすごみ・不燃ごみは指定ごみ袋 それ以外は透明・半透明の袋

ごみステーションにおいて、収集曜日が異なる、分別が徹底されていないなど、ルール違反のごみが出されていた場合、収集職員が図3.1.7に示すシールを当該ルール違反ごみに貼り、一定期間を置いておくことで、ごみの排出者に対して分別の徹底の意識付けを行っています。



図 3.1.7 ルール違反ごみシール
(黄色：収集（直営・委託）用、白色：集団資源回収用)

6 中間処理及び最終処分の状況

(1) 中間処理及び最終処分量

中間処理及び最終処分の概要は、表 3.1.15 に示すとおりです。

焼却量は、2015 年度（平成 27 年度）が 12,171 t でしたが、2024 年度（令和 6 年度）は 10,023 t と減少しています。

焼却残渣（焼却灰）は、溶融固化等の資源化と民間の最終処分場で埋立て処分をしています。2024 年度（令和 6 年度）の焼却残渣量は 1,075 t（焼却処理量の 10.7%）でした。

表 3.1.15 焼却処理量及び最終処分量

項目	年度 (平成27年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
ごみ総排出量（逗子市分）	20,208	18,741	18,618	18,215	18,538	18,650	18,212	17,665	16,665	16,552	16,552
中間処理量	14,625	12,264	15,084	17,795	17,955	19,377	19,064	18,869	18,116	18,194	18,194
内訳											
焼却処理施設 (内外部委託処理)	12,171	10,337	13,105	15,762	15,699	16,386	16,278	16,178	15,534	15,626	15,626
粗大ごみ処理施設	1,213	747	717	786	888	1,006	930	889	834	739	739
ペットボトルストックヤード施設	189	186	188	197	203	216	217	212	212	240	240
容器包装プラスチック選別処理施設 (内外部委託処理)	845	882	903	915	925	1,588	1,540	1,480	1,412	1,425	1,425
植木剪定枝資源化施設	207	112	171	135	240	181	99	110	124	164	164
残渣量（逗子市分）	1,962	1,352	1,239	1,155	1,173	1,251	1,188	1,154	1,079	1,075	1,075
内訳											
焼却残渣量	1,824	1,352	1,239	1,155	1,173	1,251	1,188	1,154	1,079	1,075	1,075
不燃残渣量	138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源化量	1,824	1,352	1,239	1,096	1,111	1,188	1,125	1,090	1,017	1,012	1,012
最終処分量	138	0	0	59	62	63	63	64	62	63	63
焼却残渣率（%）	15.0%	13.1%	12.0%	11.4%	11.7%	11.5%	11.0%	10.8%	10.6%	10.7%	10.7%
最終処分率（%）	0.7%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%

（注）焼却残渣率（%）＝焼却残渣量／焼却処理施設処理量（－内外部委託処理量）×100

最終処分率（%）＝最終処分量／ごみ総排出量×100

(2) ごみの性状

本市では、燃やすごみについて、乾ベースによるごみ質組成分析を年4回、湿ベースによるごみ質組成分析を年4回それぞれ行っています。乾ベースについては、ごみピットからごみを採取し、湿ベースについては、ごみ収集車（パッカー車）2台からごみを採取しています。

湿ベース分析については、家庭系ごみの組成分析が目的のため、事業系が混ざらないよう、住宅地から排出されたごみを分析対象としています。

過去5年間の平均家庭系燃やすごみの湿ベースの組成（重量）は、表 3.1.16 に示すとおりです。

2024 年度（令和 6 年度）平均の家庭系燃やすごみの湿ベースの組成（重量）は、図 3.1.8 に示すとおりです。組成の割合が大きい順に紙類が 35.1%、生ごみが 33.9%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が 21.8% の順となっています。

表 3.1.16 家庭系燃やすごみの平均組成（湿ベース）

項目	年度	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	(%)
紙類		31.5	37.3	29.5	31.1	35.1	
生ごみ		34.2	31.6	33.8	32.3	33.9	
木・竹・わら類		1.8	1.8	4.8	1.4	1.9	
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類		13.8	17.3	20.2	24.5	21.8	
不燃物		7.6	1.2	2.1	1.7	0.7	
布類		10.6	10.3	7.5	7.4	6.0	
その他		0.5	0.5	2.1	1.6	0.6	

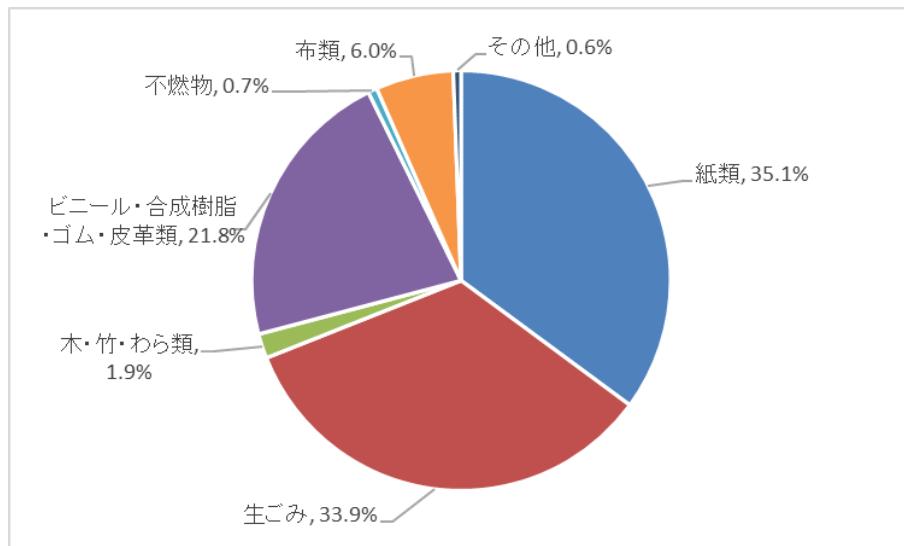


図 3.1.8 家庭系燃やすごみの平均組成
(2024年度(令和6年度)平均:湿ベース)

（3）施設整備状況

本市のごみ処理施設等は、表 3.1.17 及び次に示すとおりです。

ア 中間処理施設

中間処理施設のうち、焼却施設は稼動開始から 43 年、粗大ごみ処理施設は 46 年が経過し、施設の老朽化が進んできています。

このため焼却施設は、施設の延命化のために、2011 年度（平成 23 年度）から 2013 年度（平成 25 年度）にかけてごみクレーン、燃焼設備、ガス冷却設備、灰出し設備及び排水処理設備等の大規模改修工事を実施しました。

また、植木剪定枝資源化処理施設は、老朽化のため 2019 年（令和元年）4 月に廃止しました。

イ 最終処分場

既存の最終処分場は、計算上 2009 年度（平成 21 年度）中には埋立て容量が限界となってしまうため、2010 年度（平成 22 年度）に嵩上げによる対策を行うとともに残余容量確保のため 2011 年度（平成 23 年度）、2012 年度（平成 24 年度）にかけて転圧を実施し、埋立て容量の確保を行いました。2019 年度（令和元年度）末の残余容量は、約 3,500 m³で、災害時等のために確保しておく必要があるため、現在は埋立てを行っていません。ガラス残渣屑に加えて、2014 年度（平成 26 年度）から焼却残渣の外部での資源化を行っています。

表 3.1.17 逗子市ごみ処理施設等の現況

施設名	焼却施設	粗大ごみ処理施設
所在地	逗子市池子4丁目956番地	
敷地面積	7,787 m ²	
竣工年月	1981(昭和56)年10月	1979(昭和54)年3月
施設規模	140t/24h(70t/24h×2基)	30t/5h
その他	全連続式焼却炉	堅型回転方式

施設名	ペットボトルストックヤード施設	容器包装プラスチック選別処理施設
所在地	逗子市池子4丁目952番地	逗子市池子4丁目956番地
敷地面積	155 m ²	1,740 m ²
竣工年月	1999(平成11)年9月	2020(令和2)年3月
施設規模	1.25t/5h	16.8t/8h
その他	手選別、圧縮梱包	手選別、圧縮梱包

施設名	一般廃棄物最終処分場
所在地	逗子市池子4丁目956番地
敷地面積	7,950 m ²
竣工年月	1992(平成4)年3月 (埋立開始:1993(平成5)年6月)
埋立容積	計画変更後:55,892 m ³ (2010(平成22)年度) 計画変更前:50,880 m ³
その他	サンドイッチ方式

7 ごみ処理事業費の状況

(1) ごみ処理に要する経費

本市のごみ処理に要する年間経費は、表 3.1.18 に示すとおり、2024 年度（令和 6 年度）で約 14.5 億円となっています。施設の老朽化に伴い焼却施設の修繕等で中間処理費用が増加傾向にあります。2025 年度（令和 7 年度）からの鎌倉市の可燃ごみ受け入れ実施後は、焼却炉を連続して使用する必要があることから、計画的に修繕を行い費用が増加しました。

表 3.1.18 ごみ処理に要する経費

項目/年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
A. ごみ処理量 (t/年)	20,633	21,022	21,502	21,132	20,850	19,795	20,080	
①逗子市*	15,025	15,385	15,366	15,097	14,734	13,911	13,926	
②鎌倉市（可燃ごみ）							733	
③葉山町（可燃ごみ）	5,608	5,637	5,521	5,431	5,532	5,329	4,870	
④葉山町（容グラ）			615	604	584	555	551	
処理費用 (千円)	a. 収集運搬費	281,222	270,615	277,946	282,071	284,759	283,000	308,647
	b. 中間処理費	580,084	577,801	651,608	686,529	784,392	871,276	1,022,944
	c. 最終処分費	102,079	102,671	104,318	106,769	110,222	112,776	119,394
	d. 処理及び維持管理費 計 (a+b+c)	963,385	951,087	1,033,872	1,075,369	1,179,373	1,267,052	1,450,985
	e1. 鎌倉市負担金						29,184	
	e2. 葉山町負担金	203,396	217,009	230,039	228,575	242,576	263,180	173,901
	f. ごみ処理費計 (d-e1-e2)	759,989	734,078	803,833	846,794	936,797	1,003,872	1,247,900
	1 人当たりの処理経費 (円) * 1	12,640	12,248	13,384	14,112	15,716	17,009	21,336
	1 t当たりの処理経費 (円) * 2	46,691	45,242	48,083	50,888	56,565	64,009	72,260

*集団資源回収を含まない

1 人当たりの処理経費 (円) = f / 人口

1 t当たりの処理経費 (円) = d / A

(2) ごみ処理施設建設等に伴う公債費

ごみ処理施設の建設や改修には多額の費用を要するため、地方債の借入れを行い、毎年度の費用負担を平準化しています。

継続事業で行った焼却施設基幹的設備改良工事では、2012 年度（平成 24 年度）及び 2013 年度（平成 25 年度）に借入を行い、2023 年度（令和 5 年度）に償還を終了しました。

8 ごみ処理広域化の状況

神奈川県は、ごみの排出抑制と減量化・資源化及びダイオキシン類対策を目的として、計画的かつ総合的に取組を進めるため、1998年（平成10年）3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定しました。同計画では、県内市町村を9ブロックに区割りし、ごみ処理の広域化を進めることになりました。

逗子市は横須賀三浦ブロック（4市1町：横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）に区割りされ、1998年（平成10年）7月に「横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会」を設置し、ごみ処理広域化に向けた調査・検討を開始しました。

しかし、広域組織の前提となる可燃ごみの分別と処理方法の統一等の課題が解決に至らなかったことから、2006年（平成18年）1月31日に「横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会」は解散することになりました。

横須賀三浦ブロックでのごみ処理広域化を断念した後、2006年（平成18年）2月14日に「鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会」を設置し、同年4月24日に鎌倉市との覚書を締結して、2市での広域化処理に向けた協議を開始しました。しかし、4市1町での検討経過を踏まえながらの協議はなかなか進めどが立たないことから、2010年（平成22年）2月4日に鎌倉市との覚書を解除し、両市ともに老朽化した既存の焼却施設の延命化を図りながら、引き続き将来の広域処理に向けた検討、協議を継続することとして、新たな確認書を取り交わしました。

その後、広域連携の新たな枠組みを構築すべく、2016年（平成28年）5月31日に新たに葉山町を加えた「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」を設置し、同年7月29日に「覚書」を締結しました。また、同日をもって、2010年（平成22年）に取り交わした鎌倉市との確認書は解除しました。

2017年（平成29年）7月からは、この覚書に基づく鎌倉市・逗子市・葉山町（以下「2市1町」という。）の連携の一環として、逗子市は葉山町の燃やすごみの一部を試行的に受入れ、2018年（平成30年）4月からは地方自治法に基づく事務委託により、葉山町の可燃ごみの焼却処理に関する事務を受託しています。2019年（平成31年）4月からは、これらに加えて容器包装プラスチックの処理施設の設置及び処理を逗子市が受託しています。また、逗子市から葉山町へは、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務について、2018年（平成30年）4月から地方自治法に基づく事務委託により、葉山町へ委託しています。

2020年（令和2年）8月3日には、これまで鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会において検討を重ねてきたことを踏まえ、パブリックコメント等の市民参加手続きを経たうえで「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」を策定しました。この計画は、2市1町における今後のごみ処理の広域的な取組についての基本的な方向性を示すもので、計画期間は2020年度（令和2年度）から2029年度（令和11年度）までの10年間となっています。

これまでの経緯は、表 3.1.19 に示すとおりです。

表 3.1.19 ごみ処理広域化の経緯

1998年 (平成10年)	3月	「神奈川県ごみ処理広域化計画」策定(神奈川県)
	7月	横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会 設立
2000年 (平成12年)	8月	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町(4市1町)覚書締結
2001年 (平成13年)	4月	横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会 設立
	8月	4市1町首長会議開催 広域連合設立 延期
2002年 (平成14年)	3月	4市1町覚書内容の一部を変更する覚書 締結
2006年 (平成18年)	1月	横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会 解散
	2月	鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会 設置
	4月	鎌倉市、逗子市(2市)覚書締結
2008年 (平成20年)	3月	生ごみメタン化施設について、鎌倉市との共同処理を断念
2010年 (平成22年)	2月	2市覚書を解除し、今後の協議についての確認書を取り交わす
2016年 (平成28年)	5月	鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会 設置
	7月	鎌倉市・逗子市・葉山町 覚書締結
2017年 (平成29年)	6月	逗子市と葉山町のごみの共同処理方針について確認書を取り交わす
	7月	葉山町と廃棄物の焼却処理の試行に関する契約書 締結 葉山町の可燃ごみ受入れ開始
	9月	葉山町と廃棄物の焼却処理の試行(第2期)に関する契約書 締結
2018年 (平成30年)	3月	逗子市と葉山町との可燃ごみの焼却処理の事務委託に関する協議書に同意、同協定書を締結 葉山町と逗子市とのし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務委託に関する協議書に同意、同協定書を締結
	4月	葉山町の可燃ごみの焼却処理の事務の委託 開始 葉山町へのし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務の委託 開始
	3月	逗子市と葉山町との容器包装プラスチック処理施設の整備運営に関する事務の事務委託に関する協議書に同意、同協定書を締結
2019年 (平成31年)	4月	逗子市において容器包装プラスチック処理施設の整備運営に関する事務の委託 開始 逗子市・葉山町ごみの共同処理検討チーム調査・検討結果報告書 作成
	8月	鎌倉市・逗子市・葉山町 覚書解除 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画 策定 鎌倉市・逗子市・葉山町 確認書締結
2020年 (令和2年)	11月	葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託に関する協議書に同意、同協定書締結
2023年 (令和5年)	6月	鎌倉市と廃棄物の焼却処理等の試行(7月～10月)に関する契約書締結
2025年 (令和7年)	1月	逗子市と鎌倉市との可燃ごみの焼却処理の事務委託に関する協議書に同意、同協定書を締結
	2月	鎌倉市と廃棄物の焼却処理等の試行(3月)に関する契約書締結
	4月	鎌倉市の可燃ごみの焼却処理の事務の委託 開始
	6月	鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画 中間評価書作成

第2節 ごみ処理の評価及び課題

1 中間計画目標の達成状況

(1) ごみ排出量に関する目標

2019年度（令和元年度）から2024年度（令和6年度）までのごみ排出量の実績と2025年度（令和7年度）中間計画目標でのごみ排出量は、表3.2.1に示すとおりです。

中間計画目標の達成状況について、2024年度（令和6年度）実績と2025年度（令和7年度）の中間計画目標と比較すると、次のとおりです。

燃やすごみの収集量が、中間計画目標より2,067t多くなっています。これは、2024年度（令和6年度）から実施予定だった生ごみの分別収集の実施時期が延期になったことにより、燃やすごみ量が減量化されていないためです。同様に、生ごみの収集量が中間計画目標に達していません。

集団資源回収量は、中間計画目標より901t少なくなっています。現行計画では増加傾向で推移していくものとして推計していましたが、2022年度（令和4年度）以降は明らかな減少傾向に転じたため、その差が大きくなっています。

また、総ごみ量は16,552tで、中間計画目標より740t少なくなっています。この要因としては、集団資源回収量の減少によるところが大きいと考えられます。

以上の状況をもとに、ごみ排出量に関する中間計画目標の達成状況について、考察すると次のとおりとなります。

表 3.2.1 ごみと資源物の総排出量の実績と計画目標の比較

実績							中間計画目標		目標値	
年度		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	①令和6年度 (2024)	②令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	②-①
分別区分	計画収集人口（米軍家族含む）(人)	59,936	60,060	60,006	59,609	59,019	58,488	57,472	55,326	▲ 1,016
計画収集人口（米軍家族除く）(人)	56,936	57,060	57,006	56,609	56,019	55,488	54,472	52,326	▲ 1,016	
燃 や す ご み	収 集	7,095	7,320	7,212	6,998	6,734	6,591	4,524	4,063	▲ 2,067
	持込・許可	2,967	2,635	2,798	2,784	2,583	2,582	2,768	2,068	186
	計	10,062	9,955	10,010	9,782	9,317	9,173	7,292	6,131	▲ 1,881
生 ご み	収 集							1,728	1,663	1,728
	持込・許可								0	0
	計							1,728	1,663	1,728
植 木 剪 定 枝	収 集	1,550	1,493	1,317	1,337	1,209	1,275	1,374	1,323	99
	持込・許可	1,021	931	924	902	794	965	920	920	▲ 45
	計	2,571	2,424	2,241	2,239	2,003	2,240	2,294	2,243	54
不 燃 ご み	収 集	224	253	227	208	200	197	191	184	▲ 6
	持込・許可	44	7	17	14	5	6	11	11	5
	計	268	260	244	222	205	203	202	195	▲ 1
小 型 家 電	収 集	117	139	126	115	103	105	99	95	▲ 6
	持込・許可	1					1	2	2	1
	計	118	139	126	115	103	106	101	97	▲ 5
危 險 有 害 ご み	収 集	31	33	32	31	30	29	29	28	0
	持込・許可									0
	計	31	33	32	31	30	29	29	28	0
粗 大 ご み	収 集	193	237	238	227	200	173	162	155	▲ 11
	持込・許可	427	479	437	414	400	332	335	335	3
	計	620	716	675	641	600	505	497	490	▲ 8
ペットボトル	収 集	203	216	217	212	212	240	178	172	▲ 62
	持込・許可								0	0
	計	203	216	217	212	212	240	178	172	▲ 62
容器包装 プラスチック	収 集	925	973	936	896	857	874	858	826	▲ 16
	持込・許可								0	0
	計	925	973	936	896	857	874	858	826	▲ 16
あき缶・ あきびん	収 集	0								0
	持込・許可	0								0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
びん類	収 集	512	549	532	497	482	459	510	491	51
	持込・許可	0								0
	計	512	549	532	497	482	459	510	491	51
アルミ缶	収 集	0		0						0
	集団資源回収	93	97	100	98	99	100	92	89	▲ 8
	計	93	97	100	98	99	100	92	89	▲ 8
スチール缶	収 集	2	2	3	2	3	2	2	2	0
	集団資源回収	58	62	59	58	55	52	61	59	9
	計	60	64	62	60	58	54	63	61	9
家庭金物	収 集	0								0
	集団資源回収	42	49	48	51	42	39	44	42	5
	計	42	49	48	51	42	39	44	42	5
乾 電 池	収 集	3	15	3	18	18	17	2	2	▲ 15
廃 食 用 油	収 集	4	5	5	3	2	3	3	3	0
ビデオテープ等	収 集	5	6	6	4	3	2	6	6	4
紙・布等	委託収集	61	73	67	72	76	73	63	61	▲ 10
	集団資源回収	2,960	3,076	2,908	2,724	2,558	2,435	3,629	4,071	1,194
	計	3,021	3,149	2,975	2,796	2,634	2,508	3,692	4,132	1,184
収 集 合 計		1,715	1,839	1,769	1,704	1,653	1,670	1,622	1,563	▲ 48
持 込 ・ 許 可 合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0
集 団 資 源 回 収 合 計		3,153	3,284	3,115	2,931	2,754	2,626	3,527	3,685	901
資 源 ご み 合 計		4,868	5,123	4,884	4,635	4,407	4,296	5,149	5,248	853
収 集 ご み 量 合 計		10,925	11,314	10,921	10,620	10,129	10,040	9,729	9,074	▲ 311
持 込 ・ 許 可 ご み 量 合 計		4,460	4,052	4,176	4,114	3,782	3,886	4,036	3,336	150
集 団 資 源 回 収 ご み 量 合 計		3,153	3,284	3,115	2,931	2,754	2,626	3,527	3,685	901
総 合 計 量		18,538	18,650	18,212	17,665	16,665	16,552	17,292	16,095	740
集団資源回収量を除いた量 (t)		15,385	15,366	15,097	14,734	13,911	13,926	13,765	12,410	▲ 161
1人1日当たりごみ総排出量 (g/人日)		845	851	832	812	771	775	824	797	49
同上 (集団資源回収を除いた場合)		701	701	689	677	644	652	656	615	4
1人1日当たり家庭ごみ排出量 (g/人日)		342	356	351	342	330	326	232	218	▲ 94
同上 (生ごみ資源化を実施しない場合)								315	300	▲ 11

○1人1日当たりごみ排出量

1人1日当たりごみ排出量の実績と中間計画目標は、表3.2.2及び図3.2.1に示すとおりです。

1人1日当たりごみ排出量は、2024年度（令和6年度）実績が775gとなっております。2025年度（令和7年度）中間計画目標824gと比較すると、49g下回る結果となっており、1人1日当たりごみ排出量は目標を達成している状況にあります。

表3.2.2 1人1日当たりごみ排出量に関する中間計画目標と実績

項目	年度	実績						中間計画目標
		2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	
1人1日当たりごみ総排出量（g/人/日）		845	851	832	812	771	775	824
（対2019年度比）		—	1.01	0.98	0.96	0.91	0.92	0.98

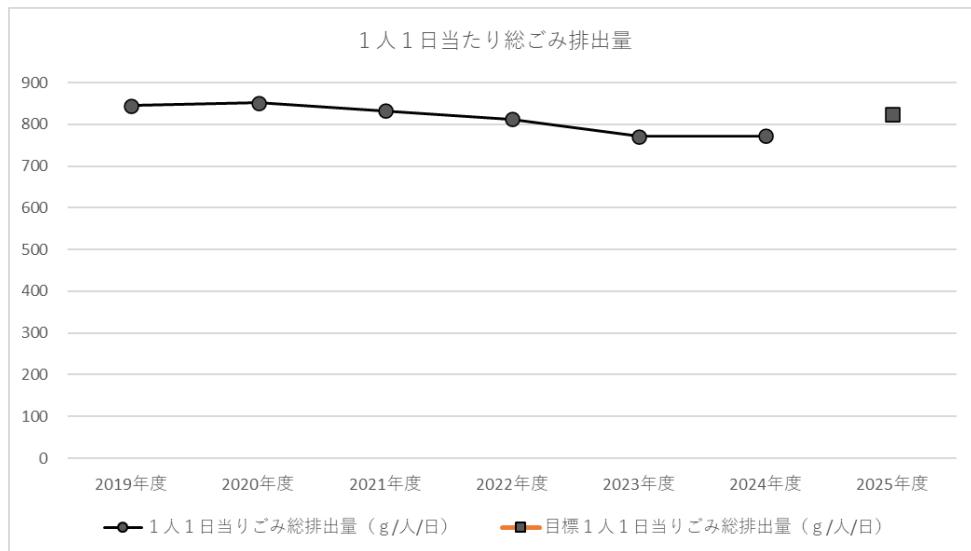


図3.2.1 1人1日当たりごみ排出量の中間計画目標と実績

○1人1日当たり家庭ごみ排出量（資源ごみを除く）

1人1日当たり家庭ごみ排出量（資源ごみを除く）の実績と中間計画目標は、表3.2.3及び図3.2.2に示すとおりです。

1人1日当たり家庭ごみ排出量は、2024年度（令和6年度）実績が326gとなっており、2025年度（令和7年度）の中間計画目標232gと比較すると94g上回っています。計画では2024年度（令和6年度）から生ごみの分別収集を実施することとして

いましたが、生ごみの分別収集の実施時期が延期となつたため、1人1日当たり家庭系ごみ排出量に差が生じています。

表3.2.3 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）の中間計画目標と実績

項目	年度	実績						中間計画目標
		2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	
1人1日当たり家庭ごみ排出量*（g/人/日）		342	356	351	342	330	326	232
(対2019年度比)		—	1.04	1.03	1.00	0.96	0.95	0.68

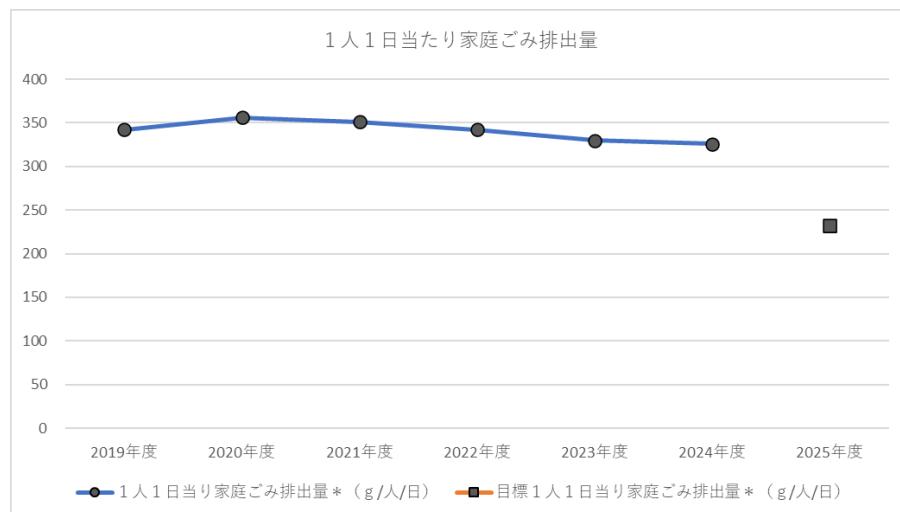


図3.2.2 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）の中間計画目標と実績

仮に、中間目標年度の2025年度（令和7年度）の1人1日当たり家庭系ごみ排出量に2024年度（令和6年度）と同じ条件で生ごみ量※を含めた値で比較すると、2025年度（令和7年度）の1人1日当たり家庭系ごみ排出量は315gとなり、2024年度（令和6年度）実績値326gとの差が9gとほぼ目標が達成されるものと考えられます。

※令和2025年度（令和7年度）：収集生ごみ量1,728t/年、人口57,472人（資料編「ごみと資源物の総排出量の見直し予測」参照）

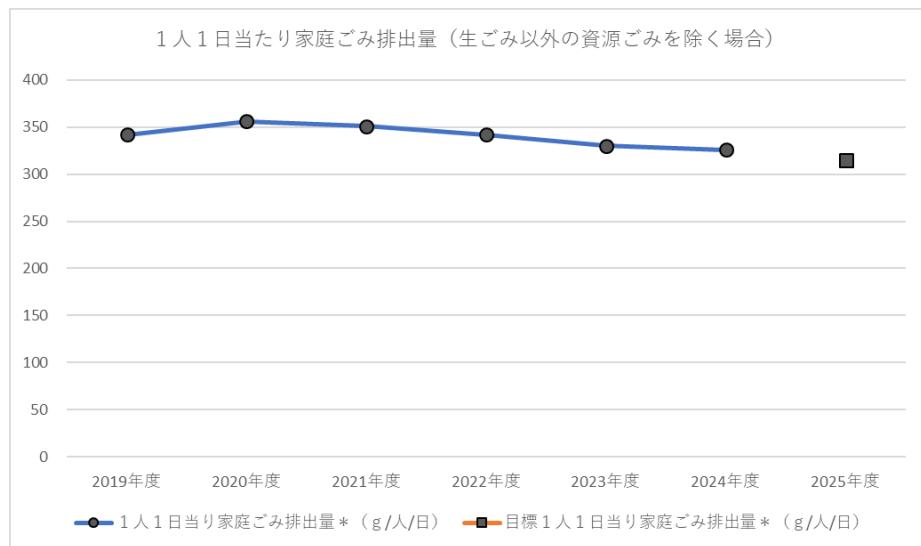


図3.2.3 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（生ごみ以外の資源ごみを除く）の中間計画目標推計値と実績

○ごみ総排出量

ごみ総排出量の実績と中間計画目標は、表3.2.4及び図3.2.4に示すとおりです。ごみ総排出量は、2024年度（令和6年度）実績が16,552tとなっています。2025年度（令和7年度）の中間計画目標17,292tを比較すると740t下回っており、目標を達成しています。集団資源回収量の減少が大きく影響しています。

表3.2.4 ごみ総排出量の中間計画目標と実績

項目	年度	実績						中間計画目標
		2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	
ごみ総排出量 (t/年)		18,538	18,650	18,212	17,665	16,665	16,552	17,292
(対2019年度比)		—	1.01	0.98	0.95	0.90	0.89	0.93

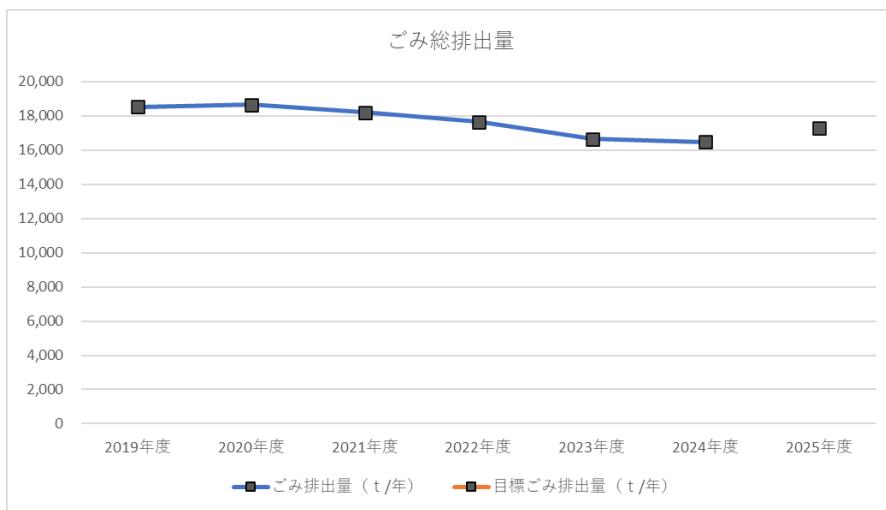


図 3.2.4 ごみ総排出量の中間計画目標と実績

(2) 資源化に関する目標

資源化量及び資源化率の実績と中間計画目標は、表 3.2.5、図 3.2.5 及び図 3.2.6 に示すとおりです。

資源化量は、2024 年度（令和 6 年度）実績で 7,541 t となっており、2025 年度（令和 7 年度）の中間計画目標 10,124 t を 2,583 t 下回っています。また、同様に、資源化率も中間計画目標を 13% 程度下回っています。

計画では 2024 年度（令和 6 年度）から生ごみの分別収集を実施することになっていましたが、生ごみの分別収集の実施時期が延期となっていること、集団資源回収量が減少に転じたことが大きな原因と考えられます。

表 3.2.5 資源化に関する中間計画目標と実績

【資源化量・率】

項目	年度	実績						中間計画目標
		2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	
資源化量 (t/年)		8,804	8,973	8,490	8,109	7,477	7,541	10,124
資源化率 (%)		47.5	48.1	46.6	45.9	44.9	45.6	58.5



【資源化量・率（生ごみを計画どおり資源化した場合）】

項目	年度	実績						中間計画目標
		2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	
資源化量 (t/年)		8,804	8,973	8,490	8,109	7,477	9,279	10,124
資源化率 (%)		47.5	48.1	46.6	45.9	44.9	56.1	58.5

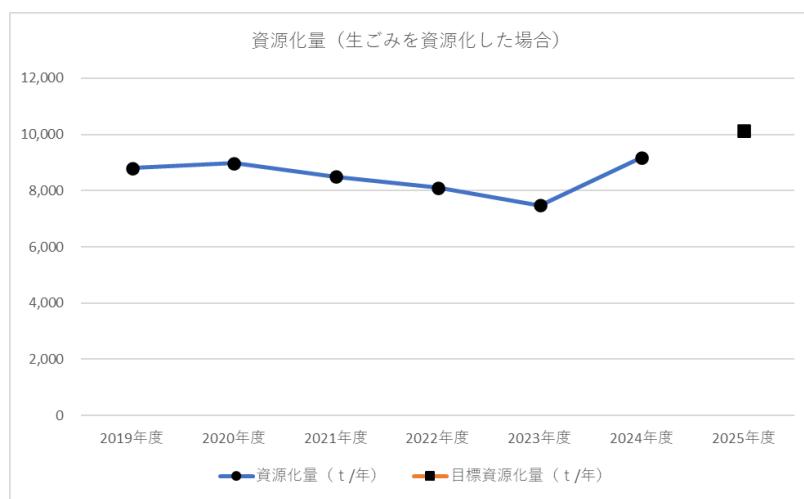
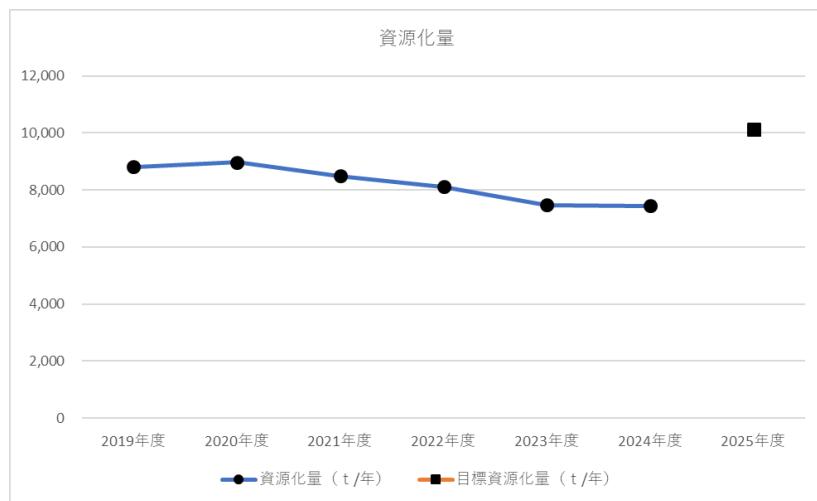


図 3.2.5 資源化量の中間計画目標と実績

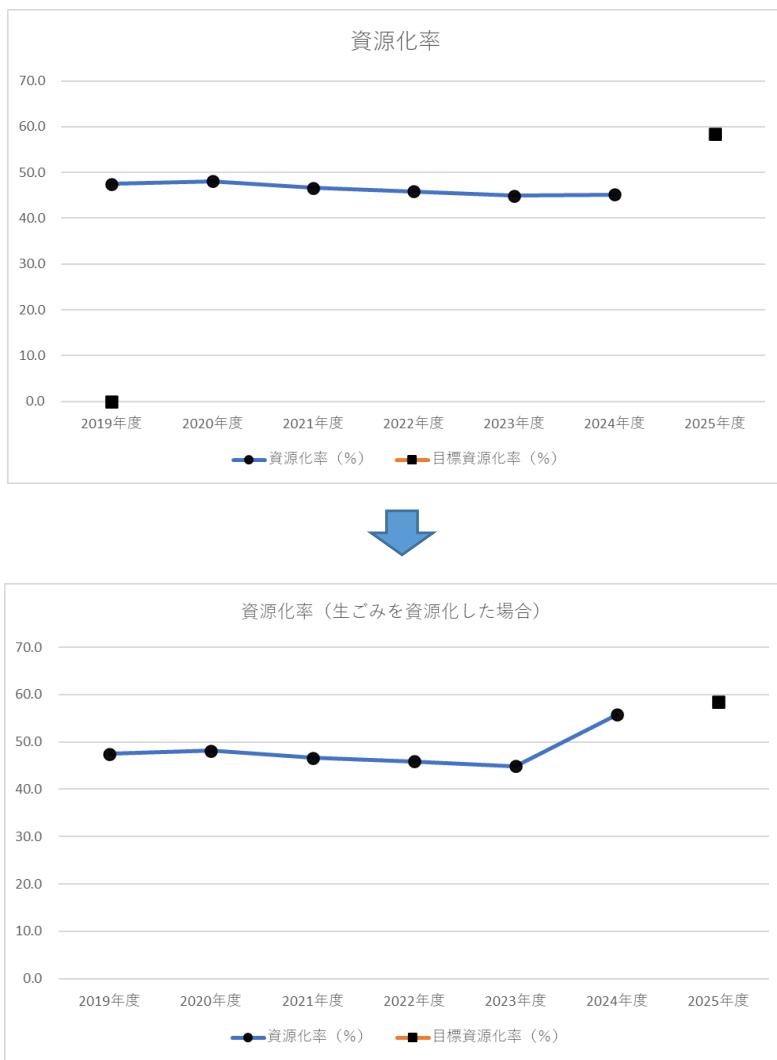


図 3.2.6 資源化率の中間計画目標と実績

(3) 最終処分量と最終処分率

最終処分量及び最終処分率の計画目標と実績は、表 3.2.6 に示すとおりです。

最終処分量及び最終処分率は、2024 年度（令和 6 年度）実績が 63 t、0.4% となつており、2025 年度（令和 7 年度）中間計画目標をほぼ達成しています。

（注）最終処分率とは、ごみ総排出量に対する埋立量の割合をいいます。

最終処分率 (%) = 最終処分量 / ごみ総排出量 × 100

表 3.2.6 最終処分に関する中間計画目標と実績

年度 項目	実績						中間計画目標 2025年度 (令和 7 年度)
	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和 2 年度)	2021年度 (令和 3 年度)	2022年度 (令和 4 年度)	2023年度 (令和 5 年度)	2024年度 (令和 6 年度)	
最終処分量 (t/年)	62	63	63	64	62	63	52
最終処分率 (%)	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3

2 施策の達成状況

主な施策の達成状況は、表 3. 2. 7 に示すとおりです。

(1) 持続可能な循環型社会形成への取組の推進

資源化品目拡大での紙おむつの資源化の検討、食品廃棄物の発生抑制・排出抑制の 2 市 1 町で連携しての周知・啓発が達成されませんでした。食品ロスの削減の推進に関する計画の作成が進捗していない状況にありましたので、中間見直し計画に追加します。
上記以外については、ほぼ達成されました。

(2) 安定的・効率的な処理体制の整備

広域連携の推進で分別した生ごみを葉山町で整備する生ごみ資源化処理施設で処理することが達成できませんでした。

上記以外の施策については、ほぼ達成されました。

(3) 市民・事業者等との協働による循環型社会づくりの推進

廃棄物減量等推進員との連携では、毎年継続して推進員会議を開催し、ごみ処理に関する資料の提供、市と推進員との意見交換を行う等の連携を図りました。また、市民活動への支援では市民活動への後援を年間 3 件、さらに広報活動ではごみ分別アプリ（さんあ～る）の登録者数が 2025 年（令和 7 年）3 月末時点では約 9,000 人に達するなど、各施策ともほぼ達成されました。

(4) 廃棄物処理の広域連携の推進

2 市 1 町広域連携で食品廃棄物に対する施策を実施することができませんでした。

また、葉山町での生ごみ資源化処理施設の工期の延長により、生ごみの分別収集による資源化が実施されませんでした。

上記以外の施策については、ほぼ達成されました。

表 3.2.7 現行計画の主な施策の達成状況

基本施策	評価内容 ○：計画どおり実施 △：計画の一部実施 ×：計画が未実施	実績概要	評価
1 持続可能な循環型社会形成への取組の推進			
(1) 食品ロス削減	食品ロスの削減について、ホームページや広報等で周知啓発を行っています。神奈川県食品ロス削減推進計画が2022年（令和4年）3月に策定され、本市においても、逗子市一般廃棄物処理基本計画＜中間見直し計画＞に食品ロスの削減の推進に関する計画を追加しました。		○
(2) プラスチック資源循環の推進			
① マイバッグ・マイボトル運動	マイボトルの利用を促進するため、2023年（令和5年）8月に神奈川県と連携し市役所に、その後2024年（令和6年）4月に市民交流センター、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、逗子アリーナ、図書館、体験学習施設スマイルにウォーターサーバー（給水スポット）を設置しました。2025年（令和7年）3月末時点で500mlペットボトル換算で33,272本分の削減効果がありました。		○
② 指定ごみ袋のバイオマスプラスチック使用	2015年（平成27年）10月から実施した可燃ごみ、不燃ごみの有料指定袋について、2025年（令和7年）3月末時点のバイオプラスチック配合率は、25%となっています。		○
(3) 生ごみ処理容器等購入費助成制度	生ごみ処理容器等の使用方法についての市民からの問い合わせにきめ細かい説明を行うとともに、生ごみの分別収集・資源化についての市民説明会において、生ごみの自家処理の推進及び助成制度について説明し、周知を図りました。原油価格及び木材価格等の高騰の情勢により、家庭用生ごみ処理容器の販売価格も高騰していることを受け、2022年度（令和4年度）から生ごみ処理容器購入に対する助成率を購入金額の4分の3から5分の4に引き上げました。2023年度（令和5年度）からは、集合住宅等の非電動式生ごみ処理容器の使用が困難な家庭における生ごみの自家処理を推進するため、電動式生ごみ処理機を助成対象としました。		○
(4) 家庭系生ごみを分別し資源化	2025年（令和7年）3月から家庭系生ごみの分別収集・資源化の実施を予定し、生ごみの分別収集・資源化の方法等について、市民説明会の開催や冊子を作成し全戸配布をする等により広く周知を図りました。しかし、葉山町の生ごみ資源化処理施設の工期の延長に伴い、生ごみの分別収集の開始時期を延期しました。		△

<p>(5) 資源化品目の拡大</p> <p>資源化品目に、新たに小型家電、家庭金物、危険有害ごみ等を追加し、資源化の実績を上げることができました。今後、紙おむつ等、新たな資源化品目の追加については、国の動向等を見据え継続して検討していきます。また、焼却残渣、破碎残渣の資源化について、最終処分場の延命化につながることから、その資源化についても継続して実施していきます。</p>	<p>紙おむつの資源化について情報収集を行い、資源化の手法について検討しています。</p> <p>焼却残渣、破碎残渣の資源化について、継続して実施しています。</p>	<input type="triangle"/>
<p>(6) 事業系一般廃棄物の減量化・資源化</p> <p>① 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用</p> <p>事業者から排出される生ごみを削減するためには、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の施設における生ごみの資源化が重要であることから、事業者に対して生ごみ資源化を促すとともに、更なる効果的な資源化誘導策を検討します。</p>	<p>近隣市の登録再生利用事業者の受け入れ状況等について、情報収集を行いました。家庭系生ごみの分別収集・資源化の開始時期に合わせて、事業系ごみ処理手数料の見直しを行い、事業系生ごみの排出削減につながるよう周知を図りました。</p>	<input type="circle"/>
<p>② 食品廃棄物の発生抑制・排出抑制</p> <p>生ごみの排出が多い飲食店等に対しては、食品廃棄物の発生抑制及び排出抑制を促進するため、2市1町で連携して効果的な周知・啓発等の対応を検討します。</p>	<p>食品ロス削減について、ホームページや広報等で周知啓発を行っています。2市1町で連携した取組については、具体的な検討ができませんでした。</p>	<input type="cross"/>
<p>③ 排出事業者への適正排出の指導等</p> <p>事業者から排出される燃やすごみの減量化・資源化を進めるため、紙類等の資源物とプラスチック等の産業廃棄物の分別徹底が図られるよう、排出事業者の減量化計画策定等に対する指導の徹底や啓発を進めます。</p>	<p>不定期で展開検査を行い指導とともに、ごみステーションのごみから事業系ごみが発見された場合は訪問指導を行っています。</p> <p>また、逗子市商工会と連携し、商工会員に対して適正な排出方法について周知を行いました。</p> <p>事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を発生させた事業者（ごみ：1日平均排出量50キログラム以上、粗大ごみ：1回の排出量100キログラム以上、その他市長が認める一般廃棄物：1回の排出量100キログラム以上）に対しては、適切な処理、処分を行うために一般廃棄物の種類、発生量、減量化及び資源化の方策等を記載した計画書の提出を求めています。令和6年度：23事業者</p>	<input type="circle"/>
<p>④ 手数料の見直し</p> <p>事業系ごみ処理手数料については、中央環境審議会の食品リサイクル専門委員会の報告書において「事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい」とされています。これを受け、食品リサイクル法の基本方針においても、「事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進」を位置づけており、このことが更なるごみの減量化・資源化を促進すると考えられることから、社会情勢等を勘案しながら、事業系ごみ処理手数料の見直しを進めます。</p>	<p>2024年（令和6年）3月に逗子市廃棄物減量等推進審議会から答申を受け、同年9月に条例を改正しました。広報やホームページでの周知の他、逗子市一般廃棄物収集運搬業許可業者、逗子市商店街連合会に個別に周知し、関係事業者への周知の協力を得ました。また、逗子市商工会を通じてチラシの配布による周知を図りました。2025年（令和7年）4月1日から改定後の金額（10kg当たり350円）を適用しています。</p>	<input type="circle"/>
<p>⑤ 高齢者等世帯に対するごみ出し支援について</p> <p>高齢者や障がい者等が、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営む中で、ごみ出しが困難な状況にある世帯が必要な支援を受けるため、「ふれあい収集」（登録制の戸別収集）によるごみ出し支援と安否確認の取組をより一層推進していきます。また今後、高齢化が進行する中で、きめ細やかにしっかりと支援ができる体制について、検討します。</p>	<p>ふれあい収集世帯数は、2025年（令和7年）3月末時点で294世帯となっています。</p>	<input type="circle"/>

2 安定的・効率的な処理体制の整備		
(1) 廃棄物処理関係の安定的な業務継続	2020年（令和2年）1月に新型コロナウイルス感染者が確認され、その後感染拡大が引き続く状況下で、環境省等からの通知等により、廃棄物処理における感染対策を行うことにより、家庭ごみの収集、処理を生活に支障なく継続して実施してきました。	○
(2) ごみ処理における温室効果ガス排出の削減	葉山町からの可燃ごみを2017年度（平成29年度）から、鎌倉市の可燃ごみを試行的に2024年度（令和6年度）から受入れ、ごみ焼却の集約化を図り効率的な処理体制を構築しています。	○
(3) 焼却施設の長期安定稼働	2市1町広域連携による計画期間の令和16年度までの「ごみ焼却施設長寿命化総合計画」を2023年（令和5年）3月に策定し、また、前述2（2）に記載したとおり、2市1町でのごみ処理を開始しました。	○
(4) 広域連携の推進	後述4に示すように、2市1町で連携してごみ処理の効率化を図っていきます。	—
(5) 災害廃棄物の収集・処理体制の整備	逗子市災害廃棄物処理計画を2021年（令和3年）3月に策定するとともに、発災から3週間程度までの期間における初動対応について、関係機関と調整し、初動対応マニュアルの作成を進めています。	○
3 市民・事業者等との協働による循環型社会づくりの推進		
(1) 廃棄物減量等推進員との連携	廃棄物減量等推進員を通じて、地域住民のごみ処理事業に対する考え方を把握し、推進員には市と地域住民の橋渡し役を求めていきます。そのために、推進員にごみ処理に関する資料の提供等を行い、市との意見交換の場を設けていきます。	○
(2) 市民活動への支援（市民・事業者との協働）	市民活動への後援件数：2022年度（令和4年度）3件、2023年度（令和5年度）3件、2024年度（令和6年度）3件	○

	<p>(3) 広報活動の充実</p> <p>循環型社会形成に必要な発生抑制、再使用、再生利用等の情報について、市民、事業者にわかりやすく、広報探し、逗子市のごみと資源物の出し方(CUZ)、ホームページ、ごみ分別アプリ(さんあ～る)等で提供するほか、施設見学等も行っています。また、「出前型説明会」を市内自治会・町内会等団体の要請に応じて実施していきます。</p> <p>広報戦略について、市民、事業者から意見をいただきながら、相互に情報発信できる仕組みづくりを検討します。</p>	<p>ごみ分別アプリ(さんあ～る)：2020年(令和2年)7月1日から配信を開始し、登録者数が2025年(令和7年)3月末時点で約9,000人になりました。また、2024年度(令和6年度)の環境クリーンセンター施設見学者数は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逗子小学校134人 ・沼間小学校98人 ・池子小学校48人 ・久木小学校119人 ・小坪小学校69人 	○
4	廃棄物処理の広域連携の推進		
	<p>(1) 事業系一般廃棄物の減量化・資源化</p> <p>食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用、食品廃棄物の発生抑制・排出抑制、手数料の見直し等を2市1町で連携して推進していきます。</p>	<p>処理手数料の見直しについては、鎌倉市が2024年(令和6年)10月から10kg当たり250円から400円に、逗子市では2025年(令和7年)4月から10kg当たり250円から350円に改定しました。</p> <p>食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用、食品廃棄物の発生抑制・排出抑制等の2市1町での連携した取組については、具体的な検討ができません。</p>	△
	<p>(2) ごみ・し尿処理の広域処理</p> <p>① 逗子市で分別した生ごみを葉山町で整備する生ごみ資源化処理施設で処理します。</p>	<p>2025年(令和7年)3月から家庭系生ごみの分別収集・資源化の実施を予定し、生ごみの分別収集・資源化の方法等について、市民説明会の開催や冊子を作成し全戸配布をする等により広く周知を図りました。しかし、葉山町の生ごみ資源化処理施設の工期の延長に伴い、開始時期を延期しました。</p>	△
	<p>② 葉山町からの可燃ごみを逗子市環境クリーンセンターで焼却処理します。また、2025年度(令和7年度)からは、焼却処理能力の範囲内で鎌倉市からの可燃ごみも受け入れて焼却処理します。</p>	<p>2018年度(平成30年度)から葉山町の可燃ごみを、2025年度(令和7年度)から焼却処理能力の範囲内で鎌倉市の可燃ごみを受入れ、処理を行っています。</p>	○
	<p>③ 葉山町からの容器包装プラスチックは、逗子市環境クリーンセンターで中間処理後資源化します。</p>	<p>葉山町からの容器包装プラスチックを2020年度(令和2年度)から逗子市で処理を開始しました。</p>	○
	<p>④ 逗子市内から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、葉山町し尿等下水道投入施設に搬入し中間処理します。</p>	<p>逗子市内から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、葉山町し尿等下水道投入施設に搬入し2018年度(平成30年度)から処理を開始しました。</p>	○

3 現行計画策定後の国・県の動向

現行計画を策定した 2021 年（令和 3 年） 3 月以降の廃棄物処理に関する国及び県の主な動向は次に示すとおりです。

（1）国

ア 第五次循環型社会形成推進基本計画

2024 年（令和 6 年） 8 月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、これと整合を図る形で廃棄物処理法の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が公表され、目標値が改定されました。

＜改定後の目標値＞

指標	目標値（目標年度）
①一般廃棄物の排出量	令和 4 年度比約 9 % 削減（令和 12 年度）
②一人一日当たり家庭系ごみ排出量	約 478 グラム（令和 12 年度）
③一般廃棄物の出口側循環利用率	約 26%（令和 12 年度）
④一人一日当たりごみ焼却量	約 580 グラム（令和 12 年度）
⑤一般廃棄物の最終処分量	令和 4 年度比約 5 % 削減（令和 12 年度）

イ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

2022 年（令和 4 年） 4 月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行され、市町村は、その区域内において、容器包装のみならず、製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされました。

（2）神奈川県

神奈川県循環型社会づくり計画が 2024 年（令和 6 年） 3 月に改定され、次のとおり計画目標値が設定されました。

＜改定後の計画目標値＞

指標	2030（令和 12）年度目標値
生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	608 g / 人・日
一般廃棄物の再生利用率	28%

4 ごみ処理の中間評価及び課題

ごみ処理の中間計画目標の達成状況等を基にごみ処理の課題を整理すると、次に示すとおりとなります。

(1) ごみ処理の中間評価

ア 中間計画目標の達成状況

中間計画目標に対する達成状況は、各項目ほぼ計画どおり進行しているものと評価できます。

しかし、生ごみの分別収集が計画どおり行われることが前提となるため、生ごみの分別収集・資源化の実施に向けて、引き続き取組を進めていく必要があります。

また、集団資源回収量は、ペーパーレス化の進展により新聞、雑誌等の古紙の回収量が大きく減少している状況があり、減少傾向となっています。一方で、燃やすごみの中には資源化可能な紙類が一定量含まれていることから、紙ごみの分別が徹底され、更なる減量化・資源化が促進されるよう周知啓発を進めていく必要があります。

イ 各施策の達成状況

各施策の達成状況は、食品ロスの削減の推進に関する計画の作成が進捗している状況にありましたので、中間見直し計画に追加します。

2市1町で連携して進める食品廃棄物の発生抑制・排出抑制の取組は未達成な状況ですので、2市1町で連携し具体的な検討を進めていく必要があります。

(2) 新たな国、神奈川県の動向に対する対応

ア 国

① 国の廃棄物処理法の規定に基づき新たに設定された目標値

国の廃棄物処理法の規定に基づき新たに設定された目標値と現行計画目標値を比較すると表3.2.8のとおりとなります。

廃棄物処理法の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の目標値が改定されたことに伴い、中間見直し計画において、1人1日当たりごみ焼却量の計画目標を設定します。それ以外の現行計画の計画目標値は、国の目標値を概ね満足する値となっています。

表 3.2.8 現行計画目標値との比較

指 標	国 (令和 12 年度)	現行計画目標値 (令和 12 年度)
①一般廃棄物の排出量 (t/年) (令和 4 年度比約 9 %削減)	16,075	16,095
②一人一日当たり家庭系ごみ排出量 (グラム)	478	218
③一般廃棄物の出口側循環利用率 (%)	26	61.7
④一人一日当たりごみ焼却量 (グラム)	580	—
⑤一般廃棄物の最終処分量 (t/年) (令和 4 年度比約 5 %削減)	60	48

② プラスチック資源循環法への対応

循環型社会形成推進地域計画の対象地域においては、プラスチック資源循環法第2条第3項に規定するプラスチック使用製品廃棄物（プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方）の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っている、又は地域計画期間の末日から1年以内に当該措置を行うことが要件となることから、本市においては、令和12年度内に分別収集及び再商品化に必要な措置を行う必要があります。

イ 神奈川県

神奈川県の目標値と現行計画目標値を比較すると表 3.2.9 のとおりとなります。神奈川県循環型社会づくり計画の目標値が改定されたことに伴い、中間見直し計画において、生活系ごみ1人1日当たりの排出量 (g/人・日) の計画目標を設定します。それ以外の指標の計画目標値は神奈川県の目標値を満足する値となっています。

表 3.2.9 現行計画目標値との比較

指 標	神奈川県 (令和 12 年度)	現行計画目標値 (令和 12 年度)
生活系ごみ1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	608	—
一般廃棄物の再生利用率 (%)	28	61.7

5 県内他市町村とのごみ処理統計指標の比較

1人当たりごみ排出量、1人当たりごみ処理費（処理及び維持管理費）、1t当たりごみ処理費（処理及び維持管理費）、最終処分率及びリサイクル率（資源化率）の県内における状況を神奈川県一般廃棄物処理事業の概要（2023年度（令和5年度））をもとに整理すると表3.2.10に示すとおりです。

最終処分率、リサイクル率は県平均よりも良い値となっています。1人1日当たりごみ排出量及びごみ処理費は県平均を上回っています。

しかし、このごみ処理費には葉山町から受け入れている可燃ごみ及び容器包装プラスチックの処理費も含まれているため、1人当たりごみ処理費は、逗子市の処理費（1,267,052千円）から葉山町からの可燃ごみ及び容器包装プラスチックの処理負担金（263,180千円）を減じた金額を、逗子市人口で除して求めると17,009円となります。また、1t当たりごみ処理費は、逗子市の処理費を逗子市のごみ処理量に葉山町からの可燃ごみ及び容器包装プラスチックの合計量（5,884t）を加算した量で除して求めると64,009円となります。

表3.2.10 統計指標比較

	逗子市	県平均	県内順位	1位の値	最下位
1人当たりごみ排出量（g/日）	771	768	13	662	3,381
1人当たりごみ処理費（円）	21,469	11,463	29	8,575	79,894
1t当たりごみ処理費（円）	91,083	44,272	33	25,462	91,083
最終処分率（%）	0.4	8.5	4	0.0	12.6
リサイクル率（資源化率）（%）	44.9	24.2	3	58.7	11.5

出典:令和5年度 神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

*県内市町村数:33



- 1人当たりごみ処理費は、逗子市の処理費から葉山町からの可燃ごみ及び容器包装プラスチック処理負担金（263,180千円）を減じて、逗子市人口で除して計算
- 1t当たりごみ処理費は、逗子市の処理費を逗子市のごみ処理量に葉山町からの可燃ごみ及び容器包装プラスチックの合計量（5,884t）を加算した量で除して計算

	逗子市	県平均	県内相当順位
1人当たりごみ処理費（円）	17,009	11,463	24
1t当たりごみ処理費（円）	64,009	44,272	27

統計指標の説明：

神奈川県一般廃棄物処理事業の概要（統計資料）におけるごみ処理費の算出は、処理及び維持管理費（通常の処理に係わる人件費、燃料費、光熱費、薬品費、修繕費等維持運営費及び車両等購入費、収集・運搬、中間処理、最終処分、検査等の委託費等）から算出されます。

他市町村からの処理を受け入れている場合には、その処理に係る経費を含む金額から算出されますが、他市町村からの負担金等歳入は、ごみ処理費の算出に反映されません。

この統計資料におけるごみ処理費の算出には、建設・改良費（一般廃棄物処理施設の整備に係る経費）や地方債償還額を含まず、処理及び維持管理費のみから算出されるため、地方債を活用し、中間処理施設や最終処分場を自ら建設した市町村のごみ処理経費が、見かけ上安くなる傾向にあります。

第3節 基本方針及び基本施策

1 ごみ処理の基本理念

「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に掲げる基本理念を踏襲し、資源の無駄をなくし、環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指します。

*ゼロ・ウェイスト

ごみを焼却、埋立て処理をせず、資源の浪費や、有害物質や非再生可能資源の利用をやめて環境負荷を減らしながら、たい肥化等の物質回収や再生可能エネルギー利用、リサイクルによって、ごみをゼロにする考え方。

2 基本方針

（1）持続可能な循環型社会形成への取組の推進

市民・事業者・行政が一体となって、リフューズ（発生回避）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の4Rの推進に取り組むことで、廃棄物の徹底した削減を図ります。

（2）安定的・効率的な処理体制の整備

循環型社会の形成では、物をごみとして排出しないことが優先されますが、いったんごみとして排出された場合にも、極力再生利用に努め、環境への負荷の低減に配慮した安全で安定したごみ処理を行っていきます。また、事業実施に当たっては常にコストを意識し効率的な事業を行うとともに、より一層の経費節減に努めます。

（3）市民・事業者等との協働による循環型社会づくりの推進

循環型社会の形成に当たっては、市民と事業者の理解、協力及び自主的取り組みが必要不可欠です。このため、各主体が相互に協力して活動が行えるような仕組み作りを行っていきます。

（4）廃棄物処理の広域連携の推進

広域連携では、2市1町が将来に向けた安定的かつ適正なごみ処理体制の実現を目指し、環境面、財政面を考慮した効率的かつ効果的なごみ処理の推進が図れるよう、適正かつ持続可能な廃棄物処理システムの構築を図っていきます。

3 基本施策

(1) 持続可能な循環型社会形成への取組の推進

ア 食品ロス削減【継続】

食品ロスの削減の推進に関する法律が 2019 年（令和元年）10 月 1 日に施行され、食品ロス削減の推進に関する基本的な方針が 2020 年（令和 2 年）3 月 31 日に閣議決定されました。神奈川県においては、神奈川県食品ロス削減推進計画が 2022 年（令和 4 年）3 月に策定されました。本市においても、食品ロスの削減の推進に関する計画を作成し、取り組んでいきます。

イ プラスチック資源循環の推進

① マイバッグ・マイボトル運動【継続】

エコバッグ携帯によるレジ袋削減及び「かながわプラごみゼロ宣言」賛同市として、市民・事業者と連携しながら使い捨てプラスチックの更なる削減に取り組みます。

② 指定ごみ袋のバイオマスプラスチック使用【継続】

国のプラスチック資源循環戦略に基づいて、指定ごみ袋へのバイオマスプラスチック素材を配合します。

③ 製品プラスチックの資源化【新規】

プラスチック資源循環法に基づくプラスチック製品の資源化は、燃やすごみの減量につながるとともに、海洋プラスチックごみ対策や温室効果ガスによる環境問題対策へも資することから、鎌倉・逗子・葉山地域循環型社会形成推進地域計画の計画期間の末日から 1 年以内となる、2030 年度（令和 12 年度）末までに製品プラスチックの資源化を実施するよう取り組んでいきます。

ウ 生ごみ処理容器等購入費助成制度【継続】

生ごみ処理容器等購入費助成制度については、広報活動の充実を図り、市民の減量化・資源化の取組の促進に継続して努めます。

エ 家庭系生ごみを分別し資源化【継続】

家庭から排出される生ごみを分別収集し、資源化を図ります。

オ 資源化品目の拡大【継続】

資源化品目に、新たに小型家電、家庭金物、危険有害ごみ等を追加し、資源化の実績を上げることができました。今後、紙おむつ等、新たな資源化品目の追加については、国の動向等を見据え継続して検討していきます。また、焼却残渣、破碎残

渣の資源化について、最終処分場の延命化につながることから、その資源化についても継続して実施していきます。

カ 紙おむつの資源化【新規】

現在燃やすごみの中に含まれ焼却されている紙おむつは、高齢化に伴い年々増加していくものと考えられます。紙おむつは、素材としては上質パルプ、フィルム、吸水性樹脂から構成されており、再生利用等によりパルプ等の有効利用が可能であることから、環境省の紙おむつの資源化ガイドライン、先進自治体や民間事業者の資源化に向けた進捗状況、費用対効果等を踏まえて、紙おむつの資源化処理体制の構築について検討していきます。

キ 事業系一般廃棄物の減量化・資源化【継続】

事業系ごみについては、2市1町で連携し次の施策を推進していきます。

① 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用

事業者から排出される生ごみを削減するためには、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の施設における生ごみの資源化が重要であることから、事業者に対して生ごみ資源化を促すとともに、更なる効果的な資源化誘導策を検討します。

② 食品廃棄物の発生抑制・排出抑制

生ごみの排出が多い飲食店等に対しては、食品廃棄物の発生抑制及び排出抑制を促進するため、2市1町で連携して効果的な周知・啓発等の対応を検討します。

③ 排出事業者への適正排出の指導等

事業者から排出される燃やすごみの減量化・資源化を進めるため、紙類等の資源物とプラスチック等の産業廃棄物の分別徹底が図られるよう、排出事業者の減量化計画策定等に対する指導の徹底や啓発を進めます。

④ 手数料の見直し

事業系ごみ処理手数料については、中央環境審議会の食品リサイクル専門委員会の報告書において「事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい」とされています。これを受け、食品リサイクル法の基本方針においても、「事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進」を位置づけており、このことが更なるごみの減量化・資源化を促進すると考えられることから、社会情勢等を勘案しながら、事業系ごみ処理手数料の見直しを進めます。

ク 高齢者等世帯に対するごみ出し支援について 【継続】

高齢者や障がい者等が、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営む中で、ごみ出しが困難な状況にある世帯が必要な支援を受けるため、「ふれあい収集」（登録制の戸別収集）によるごみ出し支援と安否確認の取組をより一層推進していきます。また今後、高齢化が進行する中で、きめ細やかにしっかりと支援ができる体制について、検討します。

(2) 安定的・効率的な処理体制の整備

ア 廃棄物処理関係の安定的な業務継続 【継続】

廃棄物処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）は、市民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、感染症等が流行した場合であっても、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うとともに、その事業を継続することが求められます。本市及び委託の一般廃棄物処理事業者等の体制整備や感染防止策等を検討し、事前の準備を進めるとともに、事業継続のために必要な対策に取り組んでいきます。

イ ごみ処理における温室効果ガス排出の削減 【継続】

ごみ処理における温室効果ガス排出の削減に努め、ごみの焼却処理事業については、ごみ処理量の推移を見極めつつ、より効率的な運転管理体制の構築と、安全かつ安定した焼却処理体制の維持に努めます。

ウ 焼却施設の長期安定稼働 【継続】

ごみ焼却施設は、長寿命化計画を作成し、2市1町広域連携による計画期間中は安定して稼働できる体制を構築していきます。

エ 広域連携の推進 【継続】

後述の（4）に示すように、2市1町で連携してごみ処理の効率化を図っていきます。

オ 災害廃棄物の収集・処理体制の整備 【継続】

大規模地震や風水害等により発生した災害廃棄物（避難所ごみ及びし尿を含む）は、生活環境の保全及び公衆衛生上、その処理を円滑かつ迅速に行う必要があります。逗子市災害廃棄物処理計画に基づいて収集・処理体制を整備していきます。

(3) 市民・事業者等との協働による循環型社会づくりの推進

ア 廃棄物減量等推進員との連携【継続】

廃棄物減量等推進員を通じて、地域住民のごみ処理事業に対する考え方を把握し、推進員には市と地域住民の橋渡し役を求めていきます。そのために、推進員にごみ処理に関する資料の提供等を行い、市との意見交換の場を設けていきます。

イ 市民活動への支援（市民・事業者との協働）【継続】

ごみの発生抑制・排出抑制に関するプログラムづくりに当たって、市民・事業者等の参画を求め、ごみの発生者自らのアイデアの反映による発生抑制・排出抑制を推進していきます。また、ごみの減量化・資源化を目的とした市民活動に対して、後援等による支援を行い、市民活動の拡大に努めます。

ウ 広報活動の充実【継続】

循環型社会形成に必要な発生抑制、再使用、再生利用等の情報について、市民、事業者にわかりやすく、広報ずし、逗子市のごみと資源物の出し方（CUZ）、ホームページ、ごみ分別アプリ（さんあ～る）等で提供するほか、施設見学等も行っていきます。また、「出前型説明会」を市内自治会・町内会等団体の要請に応じて実施していきます。

広報戦略について、市民、事業者から意見をいただきながら、相互に情報発信できる仕組みづくりを検討します。

(4) 廃棄物処理の広域連携の推進

ア 事業系一般廃棄物の減量化・資源化【継続】

食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用、食品廃棄物の発生抑制・排出抑制、手数料の見直し等を2市1町で連携して推進していきます。

イ ごみ・し尿処理の広域処理【継続】

- ① 逗子市で分別した生ごみを葉山町で整備する生ごみ資源化処理施設で処理します。
- ② 葉山町からの可燃ごみを逗子市環境クリーンセンターで焼却処理します。また、2025年度（令和7年度）からは、焼却処理能力の範囲内で鎌倉市からの可燃ごみも受け入れて焼却処理します。
- ③ 葉山町からの容器包装プラスチックは、逗子市環境クリーンセンターで中間処理後資源化します。
- ④ 逗子市内から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、葉山町し尿等下水道投入施設に搬入し中間処理します。

4 循環型社会の形成に向けた市民・事業者・市の役割

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが排出者であり、循環型社会づくりの担い手であることを自覚し、購買・消費・廃棄といった生活様式の中で、ごみの減量化・資源化を図るために、4R行動に取り組みます。

ア 資源循環に配慮した生活（消費行動）

- ① 無駄にならないように、必要性を十分に考えてから購入する
- ② レンタル・リース・シェアリング・中古品の売買等のサービスの積極的活用
- ③ マイバッグ・マイボトルの利用や簡易包装製品の選択による容器包装の削減
- ④ 食材の使い切りや過度な鮮度志向の抑制等による食品ロスの削減
- ⑤ 木材等の再生可能な資源を利用した製品や再生品の優先的な購入
- ⑥ 物の丁寧な取扱い、メンテナンスや修理等のサービスの活用等により物を長く大切に使う

イ 適正処理への協力

- ① ごみの減量化や分別排出の実施、容器包装の店頭回収・古紙等の集団資源回収・小型家電の回収・廃家電の小売店での回収等の適正な資源回収への積極的な協力
- ② 市の定めたルールに従って適正に廃棄物を排出する
廃棄物の処分の際は、無許可の回収業者を利用しない
- ③ ごみのポイ捨て等により環境を汚染しない
- ④ 占有又は管理する建物や土地を適正に維持管理し、清潔を保つ

(2) 事業者の役割

事業者は、自己処理責任の原則のもと、ごみ排出者としての自覚・責任を持ち、ごみを出さない事業活動を計画的に推進します。また、拡大生産者責任を踏まえて、生産・流通・販売等の段階で、環境に負荷の少ない、資源として循環利用できる、ごみにならない製品づくりに取り組みます。

環境に配慮した製品の生産、流通、販売等事業活動の推進

- ① 不法投棄・不適正な処理を行わない
- ② 排出者として分別の徹底等への協力

- ③ 小売事業者として、リユース製品・リサイクル製品等の積極的な販売、レジ袋の有料化による削減やマイバッグの推奨、牛乳パック・ペットボトル・食品容器・小型家電等の店頭回収等の取組の推進
- ④ 食品関連事業者は、食品ロスの削減や食品廃棄物等の再資源化の推進
- ⑤ 容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の製造又は販売
- ⑥ 使い終わった後の容器等の回収ルートや資源化システムの整備

（3）市の役割

市は、一般廃棄物処理責任者として、各主体と相互に連携・協力を図りながら、ごみの減量化・資源化に関する総合的かつ計画的な施策や適正処理を推進し、循環型社会の形成に取り組みます。

ア 資源循環形成に向けた行動

- ① 市は、自ら率先したグリーン購入、再使用、再生利用の推進
- ② 市民や事業者に対しては、環境に関する情報の提供や学習の機会の提供

イ 適正処理の推進

- ① 既存の中間処理施設や最終処分場の施設整備と適正な管理・運営の実施

ウ 災害廃棄物処理体制の構築

- ① 一般廃棄物処理施設の強靭化への対応
- ② 関係団体・他の地方公共団体等との処理の連携体制の構築
- ③ 災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できる体制の構築

5 各施策実施スケジュール

各施策は、表 3.3.1 に示すスケジュールに沿って推進していきます。

表 3.3.1 各施策実施スケジュール

〔 ○:実施 △:検討 〕

基本的な施策	中間年度	目標年度
	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
1 持続可能な循環型社会形成への取組の推進		
(1) 食品ロス削減	○	○
(2) プラスチック資源循環の推進		
① マイバッグ・マイボトル運動	○	○
② 指定ごみ袋のバイオマスプラスチック使用	○	○
③ 製品プラスチックの資源化	△	○
(3) 生ごみ処理容器等購入費助成制度	○	○
(4) 家庭系生ごみを分別し資源化	○	○
(5) 資源化品目の拡大	○	○
(6) 紙おむつの資源化	△	○
(7) 事業系一般廃棄物の減量化・資源化		
① 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用	○	○
② 食品廃棄物の発生抑制・排出抑制	○	○
③ 排出事業者への適正排出の指導等	○	○
④ 手数料の見直し	○	○
(8) 高齢者等世帯に対するごみ出し支援について	○	○
2 安定的・効率的な処理体制の整備		
(1) ごみ処理における温室効果ガス排出の削減	○	○
(2) 焼却施設の長期安定稼働	○	○
(3) 広域連携の推進	○	○
(4) 災害廃棄物の収集・処理体制の整備	○	○
3 市民・事業者等との協働による循環型社会づくりの推進		
(1) 廃棄物減量等推進員との連携	○	○
(2) 市民活動への支援（市民・事業者との協働）	○	○
(3) 広報活動の充実	○	○
4 廃棄物処理の広域連携の推進		
(1) 事業系一般廃棄物の減量化・資源化	○	○
(2) ごみ・し尿処理の広域処理		
① 葉山町での生ごみの資源化	○	○
② 逗子市での葉山町からの可燃ごみの焼却処理	○	○
逗子市での鎌倉市からの可燃ごみの焼却処理	○	○
③ 逗子市での葉山町からの容器包装プラスチックの資源化	○	○
④ 葉山町での逗子市からのし尿及び浄化槽汚泥の処理	○	○

第4節 計画目標

本計画では国の計画等をもとにごみ排出、資源化及び最終処分に関する計画目標を設定し、計画の進捗管理を行っていきます。

計画目標は、中間目標達成状況、国及び神奈川県の動向を考慮し、次のとおり設定します。

1 ごみ排出に関する目標

新たな製品プラスチックの分別収集・再商品化の実施及び集団資源回収量が大きく減少してきていることから、これらについて新たに推計し、ごみ排出に関する目標を設定しました。（資料編「ごみと資源物の総排出量の見直し予測」参照）

○1人1日当たりごみ排出量

1人1日当たりごみ排出量は、前述のとおり集団資源回収量が減少してきていることから、新たに計画目標を2030年度（令和12年度）で727g以下にすることに設定します。

○1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）

資源物を除く1人1日当たり家庭系ごみ排出量は、新たに2030年度（令和12年度）から製品プラスチックを分別収集・再資源化する計画とし、また生ごみの分別収集が計画どおり実施するものとし、新たに計画目標を2030年度（令和12年度）で213g以下にすることに設定します。

○生活系ごみ1人1日当たりの排出量

神奈川県循環型社会づくり計画の目標値が改定されたことに伴い、新たな計画目標として、生活系ごみ1人1日当たりの排出量を2030年度（令和12年度）までに449g以下にすることを目標とします。

○ごみ総排出量

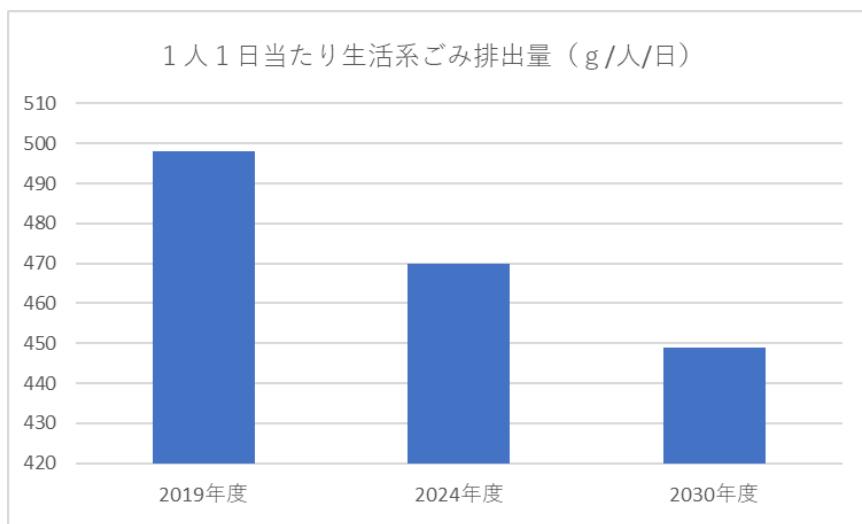
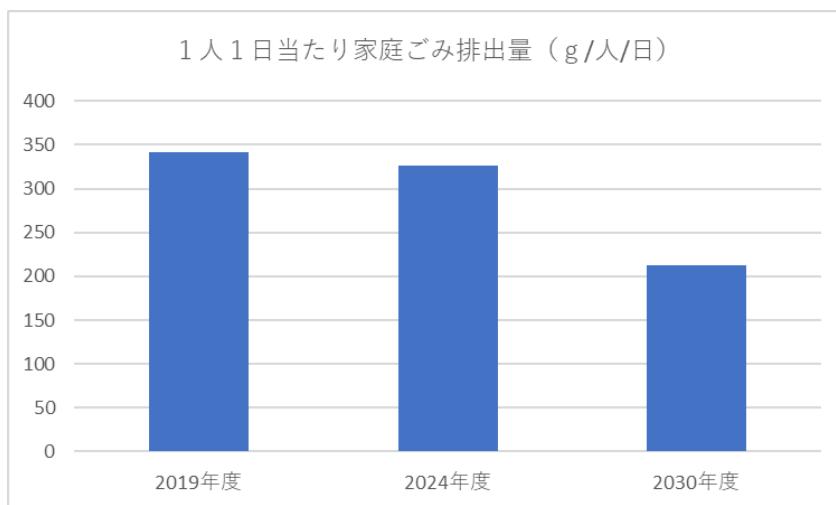
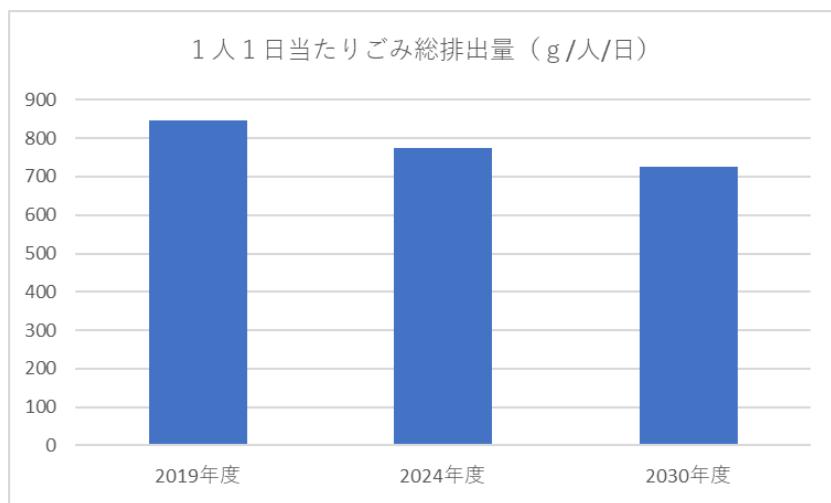
ごみ総排出量の計画目標は、1人1日当たりごみ排出量と同様の考え方から、2030年度（令和12年度）で14,683t以下とすることを目標とします。

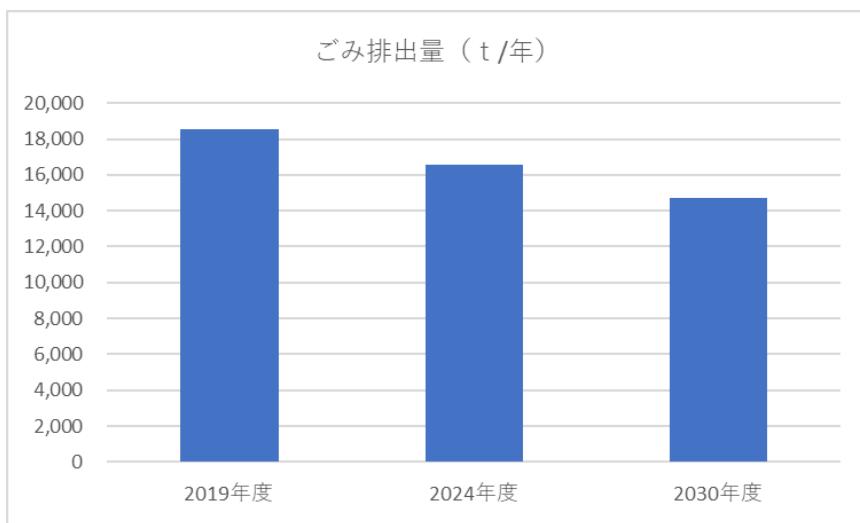
項目	年度	現状（2019年度） (令和元年度)	現状（2024年度） (令和6年度)
1人1日当たりごみ総排出量（g/人/日）		845	775
1人1日当たり家庭ごみ排出量*（g/人/日）		342	326
1人1日当たり生活系ごみ排出量（g/人/日）		498	470
ごみ排出量（t/年）		18,538	16,552

*：資源物以外



目標年度（2030年度） (令和12年度)	対2019年度比
727	0.86
213	0.62
449	0.90
14,683	0.79

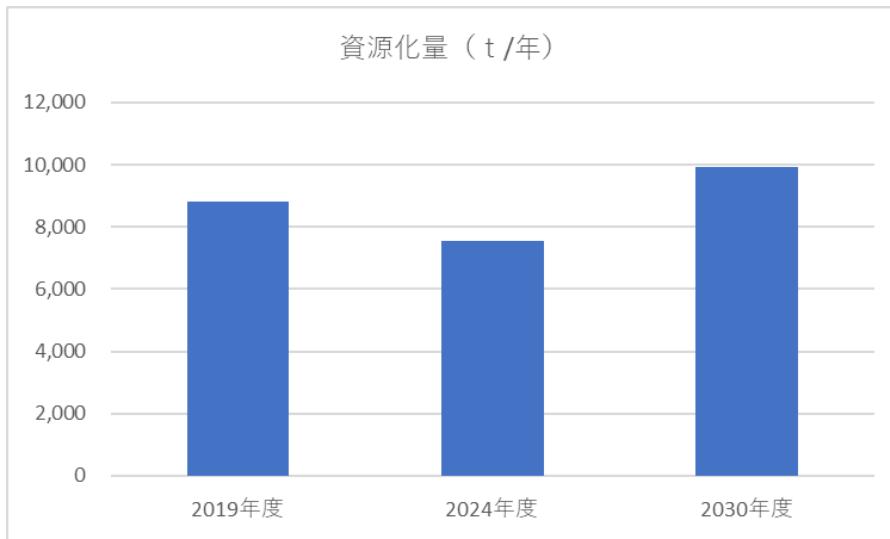


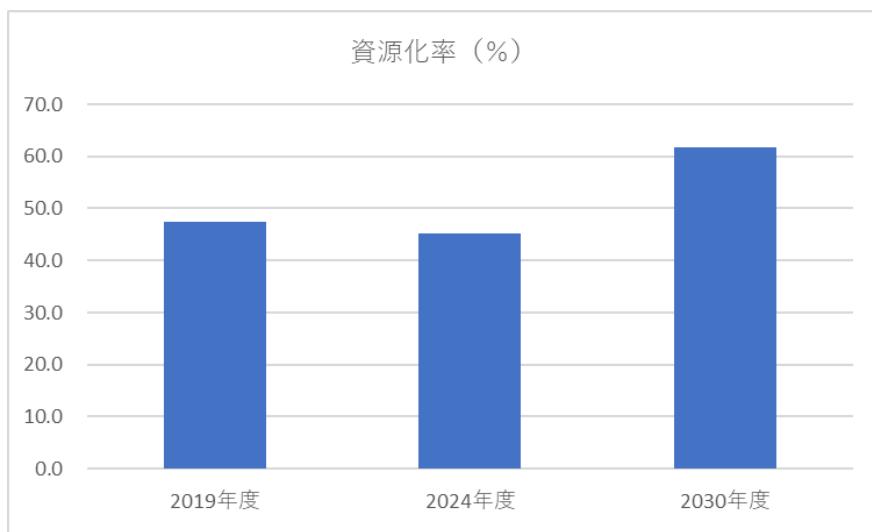


2 資源化に関する目標

- 資源化率は、集団資源回収量が減少傾向にあることから、資源化率が下がることが想定されますが、現行計画どおり、2019年度（令和元年度）の47.5%から、2030年度（令和12年度）までに61.7%にすることを目標とします。

項目	年度	現状 (2019年度) (令和元年度)	現状 (2024年度) (令和6年度)	目標年度 (2030年度) (令和12年度)	対2019年度比
資源化量 (t/年)		8,804	7,541	9,930	1.13
資源化率 (%)		47.5	45.6	61.7	1.30

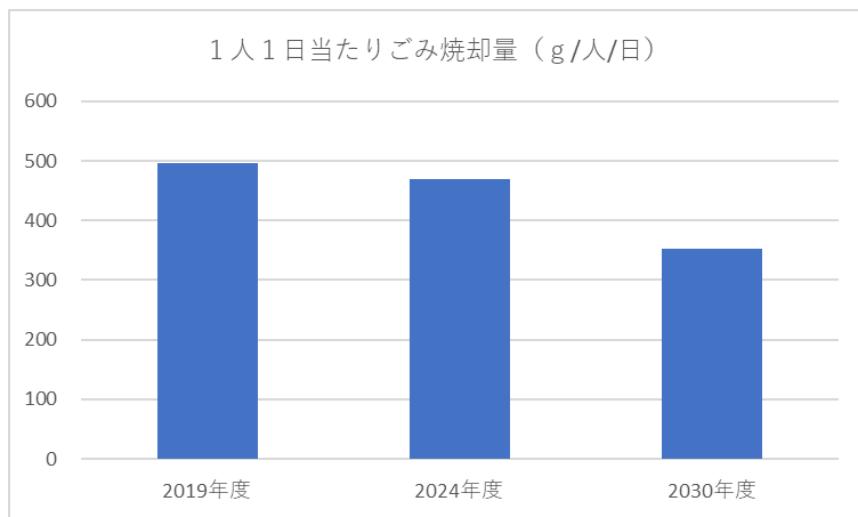




3 ごみ焼却に関する目標

- 廃棄物処理法の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の目標値が改定されたことに伴い、新たな計画目標として、1人1日当たりごみ焼却量を2030年度（令和12年度）で352 g/人・日以下にすることを目標とします。

項目	年度	現状（2019年度） (令和元年度)	現状（2024年度） (令和6年度)	目標年度（2030年度） (令和12年度)	対2019年度比
1人1日当たりごみ焼却量（g/人/日）		496	470	352	0.71



4 最終処分に関する目標

- ごみ総排出量の減量により焼却残渣量の削減を推進し、最終処分量の削減に努めますが、焼却残渣の委託先の安定的な確保、経済性等を考慮し、現状を維持することとし、最終処分率*を2030年度（令和12年度）で0.3%以下にすることを目標とします。

*最終処分率とは、ごみ総排出量に対する埋立量の割合をいいます。

項目	年度	現状（2019年度） (令和元年度)	現状（2024年度） (令和6年度)	目標年度（2030年度）	
	最終処分量（t/年）	62	63	(令和12年度)	対2019年度比
最終処分率（%）		0.3	0.4	48	0.77
				0.3	—



第5節 ごみ処理個別計画

1 資源化計画

（1）資源化の基本方針

燃やすごみを極力少なくするため、これまでの資源化施策を継承していくとともに、新たな施策を採用し、市民・事業者の協力のもと、収集・運搬体制との整合を図り、資源化を推進していきます。

（2）資源化施策

ア 拠点回収

市民の資源化の利便性等を考慮し、市民がいつでも資源物を持ち込める回収拠点を2008年度（平成20年度）から設置し、資源回収を進めてきました。しかし、2015年度（平成27年度）のごみ分別の細分化により、拠点回収品目と収集品目の重複が生じてきました。このようなことから、拠点回収について、収集効率等を考慮し、見直しを行っていきます。

イ 家庭用生ごみ処理容器等の普及促進

家庭から排出される生ごみの削減を図るため、家庭用生ごみ処理容器等の普及促進を目指し、2市1町で連携したキャンペーン等の取組について検討します。

ウ 家庭からの紙類等の分別資源化

家庭から排出される燃やすごみの中には、まだ資源化可能な紙類やプラスチック等が混入していることから、周知・啓発を更に進めるとともに分別指導を強化し、分別の徹底を図ります。

エ 燃やすごみに含まれる生ごみを分別し資源化を推進

家庭から排出される燃やすごみの中に含まれている生ごみについては、分別収集し、葉山町が整備する施設で資源化を図ります。

オ 焼却残渣の資源化

焼却施設からの焼却残渣はこれまでどおり最終処分場の延命化対策として、資源化を行っていきます。

2 収集・運搬計画

（1）収集・運搬の基本方針

市が収集するごみは、家庭から排出されるごみとし、事業所・商店等から排出される事業系一般廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することを基本とします。

収集・運搬に当たっては、効率的な収集・運搬体制、収集・運搬時の環境負荷の低減に努めます。

また、ルール違反ごみ対策をはじめとしたごみステーション及びその周辺の環境美化について、廃棄物減量等推進員や地域と連携しながら、課題解決に取り組みます。

（2）収集・運搬体制

ア 分別区分及び収集方法

分別区分及び収集方法は、当面表 3.5.1 に示すとおりとします。

製品プラスチックの収集・運搬については、収集・運搬効率及び再利用方法等との整合を図るなど、計画期間内で検討し決定します。

イ 収集・運搬車両等に係る温室効果ガスの排出抑制

「2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする」との政府方針（2020 年 10 月）を受け、市では、収集・運搬車両による温室効果ガスの排出を抑制するため、収集・運搬車両の更新の際には、電気自動車（E V）、ハイブリッド車（H V）、燃料電池車（E C V）の導入を検討します。

表 3.5.1 ごみの分別区分及び収集・運搬体制

分別区分		収集主体	収集方法	収集回数	排出方法
収集	燃やごみ	直営・委託	ステーション	週2回	指定袋(有料)
	不燃ごみ	委託		週1回	指定袋(有料)
	危険有害ごみ	委託		2週1回	透明・半透明袋
	ペットボトル	委託		週1回	透明・半透明袋
	容器包装プラスチック	直営・委託		週1回	透明・半透明袋
	あきびん	委託		2週1回	透明・半透明袋
	草・葉・植木ごみ	委託		2週1回	透明・半透明袋
	小型家電	委託		2週1回	透明・半透明袋
	粗大ごみ	直営	戸別	隨時	証紙貼付等
	生ごみ	直営・委託	ステーション	週2回	指定袋(有料)
家庭系 集団資源回収	製品プラスチック			検討	
	新聞	登録業者	ステーション	週1回(地区により異なる場合有)	紙ひもで結束
	雑誌				紙ひもで結束
	段ボール				紙ひもで結束
	飲料用紙パック				紙ひもで結束
	ミックスペーパー				紙袋
	布類				透明・半透明袋
	アルミ缶				透明・半透明袋
	スチール缶				透明・半透明袋
	家庭金物				透明・半透明袋
拠点回収	廃インクカートリッジ	直営	委託	拠点	回収ボックス
	廃蛍光管				
	水銀式体温計				
	廃食用油				
	あきびん				
	乾電池・小型充電式電池				
	CD・DVD類				
事業系	事業者による自己搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者への自主委託			隨時	—

イ 高齢化社会への対応

今後高齢化社会に伴い排出の増加が想定される紙おむつについては、国の動きや資源化技術の開発状況等を注視し、対応について検討していきます。

また、ごみの持ち出しが困難な方々を対象に実施しているふれあい収集を継続して実施していくとともに、ふれあい収集の際の安否確認を行うなどのサービスについても、きめ細やかにしっかりと支援ができる体制について検討していきます。

(3) 計画収集・運搬量

収集ごみ及び持込・許可搬入ごみの計画収集・運搬量は、表 3.5.2 に示すとおりとなります。

収集ごみの計画収集・運搬量は、2030年度（令和12年度）で9,074t／年と推計されます。

持込・許可搬入の計画収集・運搬量は、2030年度（令和12年度）で3,336t／年と推計されます。

表3.5.2 計画収集・運搬量

分別区分	年度	2021年度※1 (令和3年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	(t/年)
収集	燃やすごみ	7,212	4,524	3,954	※2
	不燃ごみ	227	191	184	
	危険有害ごみ	32	29	28	
	ペットボトル	217	178	172	
	容器包装プラスチック	936	858	826	
	あきびん	532	510	491	
	草・葉・植木ごみ	1,317	1,374	1,323	
	小型家電	126	99	95	
	粗大ごみ	238	162	155	
	生ごみ	0	1,728	1,663	
	製品プラスチック	0	0	109	※2
	スチール缶	3	2	2	
	紙類	67	63	61	
	廃食用油	5	3	3	
持込・許可搬入	乾電池・小型充電式電池	3	2	2	
	C D · D V D類	6	6	6	
	小計	10,921	9,729	9,074	
	燃やすごみ	2,798	2,768	2,068	
	不燃ごみ	17	11	11	
	草・葉・植木ごみ	924	920	920	
集団資源回収(紙布類、アルミ缶等)	小型家電	0	2	2	
	粗大ごみ	437	335	335	
	小計	4,176	4,036	3,336	
	合計	3,115	3,527	2,273	※3
	合計	18,212	17,292	14,683	

※1 2021年度(令和3年度)は実績値

※2 2030年度(令和12年度)から、収集燃やすごみから製品プラスチックが分別されるものとして推計した。

※3 集団資源回収量が中間目標より大きく減少していることから、2030年度(令和12年度)の計画収集・運搬量を見直した。

3 中間処理計画

(1) 中間処理方針

効率的かつ効果的なごみ処理を推進するため、2市1町ごみ処理広域化実施計画における各市町が担う役割分担に基づいて、既存施設の活用等共同処理を推進していきます。

(2) 中間処理体系

目標年度における処理フローは、図3.5.1に示すとおりです。

製品プラスチックについては、計画期間内で検討し、資源化を実施します。

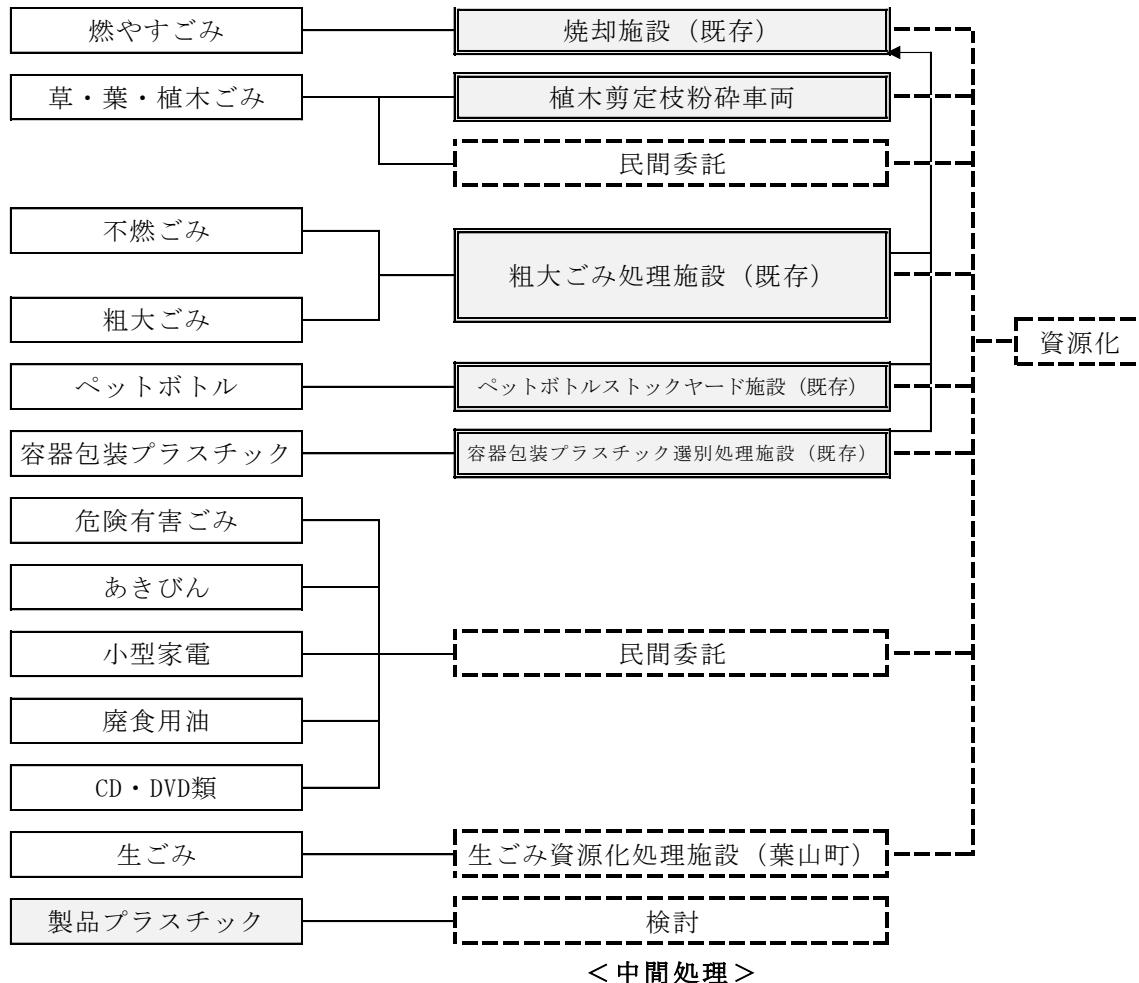


図3.5.1 計画目標年度における中間処理フロー

(3) 中間処理施設整備計画

ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、容器包装プラスチック選別処理施設及びペットボトルストックヤード施設の中間処理施設は、計画期間中の2030年度（令和12年度）までは既存施設を活用し処理を継続していくものとします。

なお、ごみ焼却施設は「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づいて、概ね2034年度（令和16年度）まで継続して使用します。その後については、現在、神奈川県が検討に当たっての「たたき台」の作成作業を進めており、2027年度（令和9年度）末までに策定することとされている「ごみ処理長期広域化・集約化計画」の内容を考慮し、検討することとします。

また、粗大ごみ及びペットボトルの処理について、粗大ごみ処理施設は、稼働46年が経過し、ペットボトルストックヤード施設は、稼働26年が経過し、共に老朽化が著しく進行していることから、今後施設整備、又は民間事業者への委託処理など処理方法について検討していきます。

(4) 計画中間処理量

計画中間処理量は、表3.5.3に示すとおりです。2030年度（令和12年度）の焼却量は、7,151t／年と推計されます。

表3.5.3 計画中間処理量

(t/年)

施設	年度 (令和3年度)	2021年度 (令和3年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
焼却施設		10,847	7,402	7,151
粗大ごみ処理施設		930	713	699
容器包装プラスチック選別処理施設		936	858	826
ペットボトルストックヤード施設		217	178	172

*令和3年度は実績

4 最終処分計画

（1）最終処分方針

今後市内に新たに最終処分場を確保することは、地理的条件から困難なため既存の最終処分場の延命化を図る必要があります。

そのため、最終処分の対象となる焼却残渣量の削減に努め、排出された焼却残渣等については、委託により資源化等を行うこととし、既存の最終処分場への埋立てを行わないこととします。

（2）最終処分計画

ごみ焼却施設から排出される焼却残渣は、表 3.5.4 に示すとおり推計されます。この焼却残渣の処理については、溶融固化及び埋立て等の方法の中から環境負荷、コスト等を考慮して、委託により実施するものとします。

表 3.5.4 焼却残渣量

（t /年）

施設	年度	2021年度 (令和3年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
焼却残渣量		1,125	758	751

* 令和3年度は実績

5 その他ごみ処理に関して必要な事項

（1）不法投棄対策

市では、不法投棄を未然に防ぐため、市内の監視パトロールを実施し、また、常習箇所には、不法投棄防止警告看板を設置するなどの対策に努めます。特に悪質なケースについては、調査の上、警察に通報し、再発の抑制を図ります。

また、河川、国道・県道への不法投棄の対応は、それぞれの管理者である国、県が行っており、市はこれらの機関と連携をとり防止対策を進めていきます。

（2）在宅医療廃棄物の処理

感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任を基本とし、特別管理産業廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる事業者が行うものとされています。

在宅医療廃棄物の処理は、環境省の通知「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について（平成 17 年 9 月 8 日）」に基づく処理の役割分担を基本とします。併せて「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会・平成 20 年 3 月）」、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（環境省・令和 7 年 4 月）」等を参考に、在宅医療に伴う注射針等の鋭利なものについては、医療機関などによる回収等の促進、及び適正な処理・回収ルートを活用するよう市民へ啓発します。

在宅医療廃棄物処理については、一般社団法人逗葉医師会から、患者負担の軽減・利便性、及び医療機関の回収・処理費用の軽減から取り扱い見直しの要望を受けており、今後、高齢化に伴う在宅療養の増加が見込まれることから、取り扱いについて検討を進めています。

（3）災害廃棄物対策

逗子市災害廃棄物処理計画に基づいて処理を行います。

災害時におけるごみ処理については、2市1町の相互協力により対応します。

また、平成 7 年（1995 年）に横須賀市、三浦市、鎌倉市、逗子市、葉山町において「横須賀三浦地区における一般廃棄物の処理に関する災害等相互援助協定」を締結していることから、このネットワークも活用したごみ処理を進めます。

大規模災害により広域にわたる甚大な被害が発生した場合には、自治体の廃棄物処理支援を目的とした「D. Waste-Net」（ディー・ウェイスト・ネット）等のネットワークも活用していきます。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理概要

本市における生活排水処理（生活雑排水、し尿）の処理フローを図4.1.1に示します。本市での生活排水は、公共下水道、単独処理浄化槽で処理され、その他、し尿・浄化槽汚泥の収集したものは、地方自治法の事務の委託により葉山町し尿等下水道投入施設に搬入し、処理を行っています。

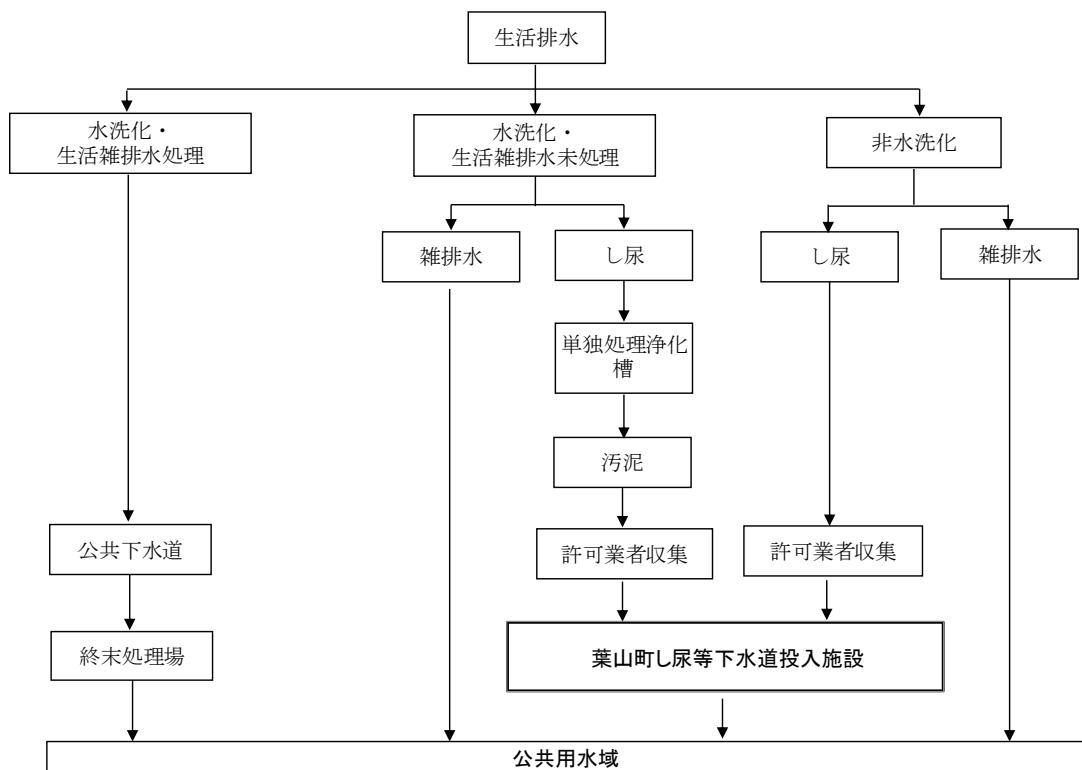


図4.1.1 生活排水処理フロー

(注) 浄化槽は、微生物の働きで汚水をきれいにする設備で、処理形態の違いから大まかに次の2種類があります。

・単独処理浄化槽

し尿（トイレの排水）のみを処理するもので、生活雑排水（台所、風呂、洗濯機などの排水）は処理されません。

・合併処理浄化槽

し尿（トイレの排水）と生活雑排水（台所、風呂、洗濯機などの排水）を併せて処理するものです。現在、逗子市では設置されていません。

2 生活排水処理実績

(1) 生活排水処理形態別の人口の実績

本市における生活排水処理形態別の人口の実績は、表 4.1.1、図 4.1.2 に示すとおりです。生活排水処理率は、2024年度（令和6年度）で 99.1% です。

表 4.1.1 生活排水処理形態別の人口の実績

項目	年度 (平成27年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
1. 計画処理区域内人口	59,492	60,556	60,439	60,125	59,935	60,060	60,006	59,609	59,019	58,488	
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	58,875	59,939	59,830	59,585	59,413	59,554	59,563	59,102	58,569	57,989	
(1) 公共下水道	58,875	59,939	59,830	59,585	59,413	59,554	59,563	59,102	58,569	57,989	
(2) 合併処理浄化槽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	444	444	445	392	377	392	314	370	314	374	
単独処理浄化槽	444	444	445	392	377	392	314	370	314	374	
4. 非水洗化人口	173	173	164	148	145	114	129	137	136	125	
生活排水処理率 (%)	99.0%	99.0%	99.0%	99.1%	99.1%	99.2%	99.3%	99.1%	99.2%	99.1%	

* 平成30年度から許可制に変更。平成30年度以降、水洗化・生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口の実態把握が困難なため、同人口は平成27年度から平成29年度間のし尿及び浄化槽汚泥の発生原単位を基に推計した人口となっています。

なお、水洗化とは、し尿を公共下水道及び浄化槽等によって水洗トイレで処理していることで、非水洗化とは、汲み取りによって処理し、水洗化をしていないことです。また、生活雑排水とは、台所、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。

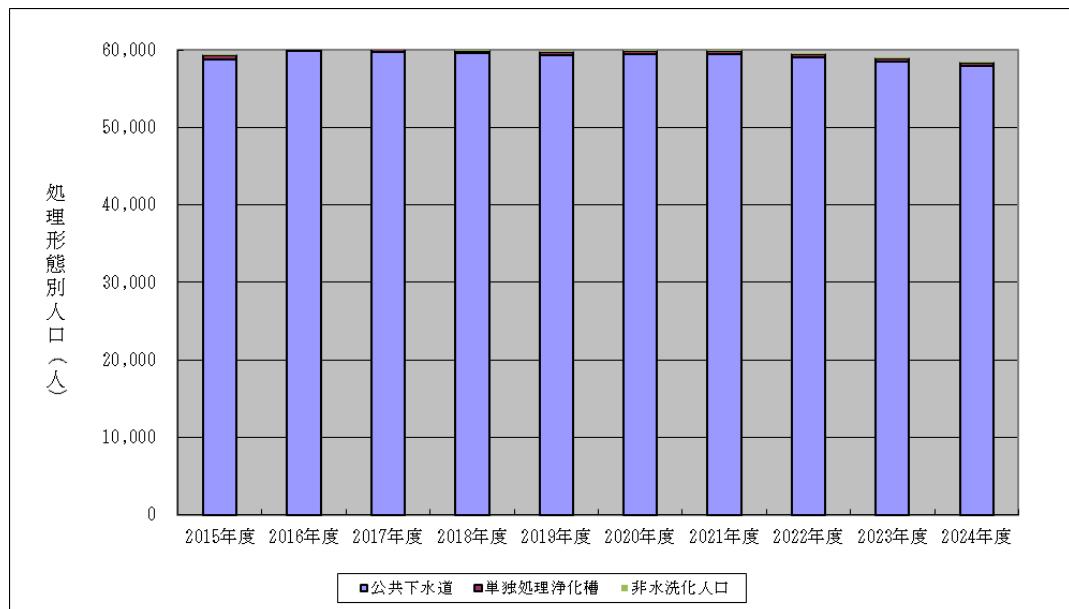


図 4.1.2 生活排水処理形態別の人口の実績

(2) 公共下水道の普及状況

公共下水道整備状況は、表 4.1.2 に示すとおり、整備率 100%となっています。

表 4.1.2 公共下水道整備状況

処理区域面積	864ha (整備率100%)
管渠延長	228.0km
中継ポンプ場	2箇所 (新宿、小坪)
終末処理場	1箇所 (桜山)

3 し尿及び汚泥処理の現状

(1) 排出量の実績

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績は、表 4.1.3、図 4.1.3 に示すとおりです。

表 4.1.3 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績

項目	年度 (平成27年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
し尿		220	185	188	171	168	132	149	158	157	144
浄化槽汚泥		113	110	124	105	101	105	84	99	84	100
合計		333	295	312	276	269	237	233	257	241	244

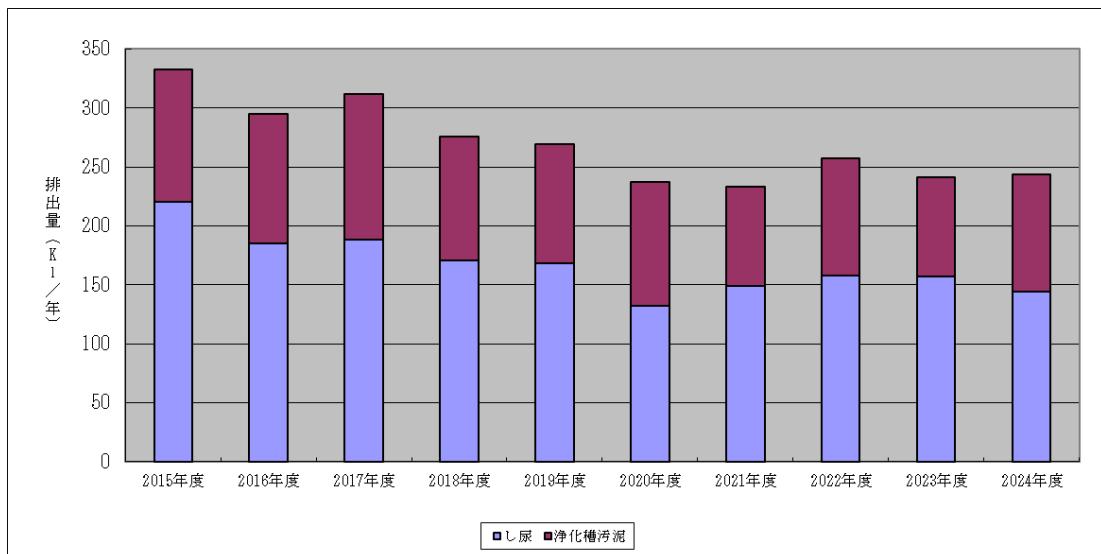


図 4.1.3 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績

(2) 1人1日当たりの排出量の実績

浄化槽汚泥及びし尿の1人1日当たり排出量（発生原単位）の実績は、表 4.1.4 に示すとおりです。

表 4.1.4 浄化槽汚泥及びし尿の1人1日当たり排出量の実績

項目	年度 (平成27年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	平均
し尿	人口(人)	173	173	164	148	145	114	129	137	136	125	—
	排出量(kL/年)	220	185	188	171	168	132	149	158	157	144	—
	発生原単位(人/日)	3.5	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2
浄化槽汚泥	人口(人)	444	444	445	392	377	392	314	370	314	374	—
	排出量(kL/年)	113	110	124	105	101	105	84	99	84	100	—
	発生原単位(人/日)	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7

* 平成30年度以降は許可制に変更し、各人口の実態把握が困難なため、平成27年度から平成29年度までの発生原単位を基に推計した人口となっています。

4 収集・運搬の現況

収集・運搬体制及び収集・運搬車両整備状況は、表 4.1.5、表 4.1.6 に示すとおりです。

2018 年度（平成 30 年度）から収集・運搬を許可制に変更しましたが、災害時等非常事態のためにバキューム車を 1 台保有しています。

表 4.1.5 収集・運搬体制

	し尿	浄化槽汚泥
収集回数	随時（申し込み制）	随時（申し込み制）
収集・運搬	許可業者（2018年度）から	許可業者（2018年度から）
中間処理	委託（2018年度から）	委託（2018年度から）
手数料徴収方法	従量制	従量制

表 4.1.6 収集・運搬車両整備状況

(台)	
種類	台数
中型バキューム車	1

5 中間処理の現況

収集したし尿及び浄化槽汚泥処理は、浄化センターで処理を行ってきましたが、2018 年度（平成 30 年度）からは地方自治法の事務の委託により葉山町し尿等下水道投入施設に搬入し処理を行っています。

第2節 生活排水処理量の将来予測

1 生活排水処理形態別の将来人口

(1) 公共下水道人口

公共下水道人口は、総人口から他の生活排水処理形態別人口を差し引いて設定します。

(2) 生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口

生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口は、公共下水道の整備が完了していることから、今後これまでの傾向で公共下水道に接続されていくものと推測されます。

このようなことから、生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口を予測すると表4.2.1に示すとおりとなります。

表4.2.1 生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口の見通し

項目	年度 (令和7年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
生活雑排水未処理人口		272	254	235	217	198	180
非水洗化人口		96	88	80	72	64	56

(3) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口は、表4.2.2に示すとおりとなります。

表4.2.2 生活排水処理形態別人口

項目	年度 (令和7年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
1. 計画処理区域内人口	57,472	57,072	56,651	56,147	55,726	55,326	
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	57,104	56,730	56,336	55,858	55,464	55,090	
(1) 公共下水道	57,104	56,730	56,336	55,858	55,464	55,090	
(2) 合併処理浄化槽	0	0	0	0	0	0	
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	272	254	235	217	198	180	
単独処理浄化槽	272	254	235	217	198	180	
4. 非水洗化人口	96	88	80	72	64	56	
生活排水処理率 (%)	99.4%	99.4%	99.4%	99.5%	99.5%	99.6%	

2 し尿及び浄化槽汚泥処理量

生活排水処理形態別人口及び発生原単位を用いて推計した各汚泥発生量は、表 4.2.3 に示すとおりとなります。

なお、工事現場、夏季の海水浴場等に設置される仮設便所からの収集し尿量は、横ばいで推移していくものと考えられます。

表 4.2.3 し尿及び浄化槽汚泥処理量

項目	年度	実績					推計	
		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
1. 計画処理区域内人口 (人)	60,060	60,006	59,609	59,019	58,488	57,472	55,326	
2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	59,554	59,563	59,102	58,569	57,989	57,104	55,090	
(1) 公共下水道 (人)	59,554	59,563	59,102	58,569	57,989	57,104	55,090	
(2) 合併処理浄化槽 (人)	0	0	0	0	0	0	0	
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (人)	392	314	370	314	374	272	180	
単独処理浄化槽 (人)	392	314	370	314	374	272	180	
4. 非水洗化人口 (人)	114	129	137	136	125	96	56	
生活排水処理率 (%) (%)	99.2%	99.3%	99.1%	99.2%	99.1%	99.4%	99.6%	
単独処理浄化槽汚泥量 (k 1/人日)	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	
同 上 (k 1/年)	105	84	99	84	100	69	46	
収集し尿量 (k 1/人日)	3.5	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2	
同 上 (k 1/年)	132	149	158	157	144	112	65	

第3節 生活排水処理基本計画

1 基本方針

生活排水処理は、公共下水道整備率が100%を達成しており、下水道を基本とします。下水道に未接続の家屋に対しては、下水道に接続するように啓発、指導し、清潔で快適な生活環境の実現と河川・海の水質保全のために生活排水処理率100%を目指します。

なお、浄化槽の設置世帯に対しては、法令に基づいた「浄化槽の三大義務」である保守点検・清掃・法定検査の適正管理を徹底することを指導し、適正処理を推進します。

2 し尿・浄化槽汚泥処理計画

下水道未接続家屋、工事現場等及び夏季の海水浴場等に設置される仮設便所から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、次の方法により処理を行っていくものとします。

（1）収集・運搬計画

ア 収集区域

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、現行どおり行政区域全域とします。

イ 収集対象

収集対象は、し尿及び浄化槽汚泥とします。

ウ 収集・運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者が行っていきます。

（2）中間処理計画

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、葉山町し尿等下水道投入施設に搬入し、委託で処理します。

第5章 食品ロス削減推進計画

第1節 食品ロスの現状

1 国の現状

日本における2023年度（令和5年度）の食品ロス量は、464万トンとなっていま
す。このうち食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は231万トン、家庭から
発生する家庭系食品ロス量は233万トンとなっています。
国民1人当たりの食品ロス量は、1日約102g、年間約37kgとなります。



資料 農林水産省 食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢＜令和7年7月時点版＞

2 神奈川県の現状

「神奈川県食品ロス削減推進計画に係る目標の達成状況」によると、神奈川県の家庭
系食品ロス量は、2023年度（令和5年度）で17.4万トン、県民1人1日当たりの食品ロ
ス量に換算すると52gとなっています。

事業系食品ロス量は、2022年度（令和4年度）で18.7万トンとなっています。

資料 神奈川県ホームページ「食品ロス削減推進の取組」について

3 逗子市の現状

環境省「令和2年度市区町村食品ロス実態調査支援事業」により2021年（令和3
年）2月に実施した逗子市食品ロス実態調査では、家庭から排出された燃やすごみに占
める1人1日当たりの食品ロス発生量は24.6gでした。その内訳を見ると、食べ残しが
7.0g、直接廃棄（手付かず、100%）が13.2g、直接廃棄（手付かず、50%以上残存）
が3.2g、直接廃棄（手付かず、50%未満）が1.2gと推計されました。

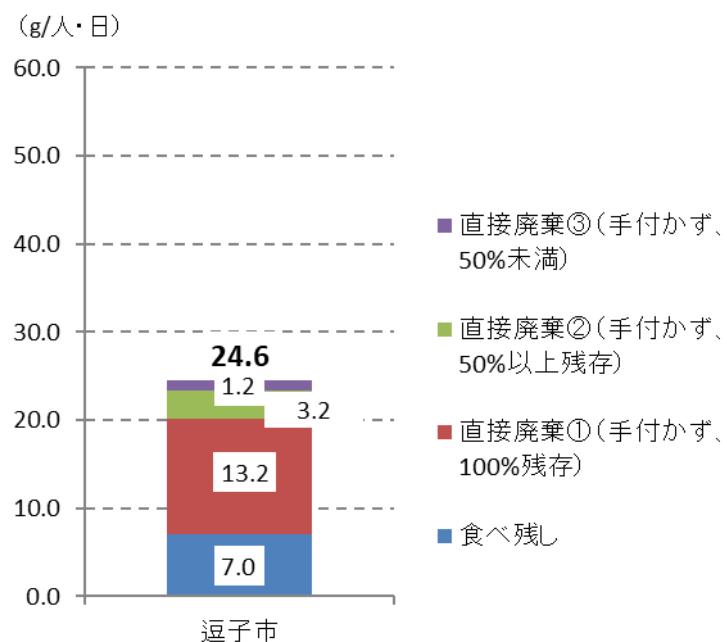
(注)

○食品ロスとは、食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、食べられるのに捨てられ
てしまう食品のことをいいます。主に食卓にのぼった食品で、食べきられずに廃棄されたもの
(食べ残し)、賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの(直
接廃棄)、厚くむき過ぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部
分(過剰除去)などです。

○食品廃棄物とは、廃棄される食品の中で、まだ食べられる食べ物と、食品加工の段階で出る肉
や魚の骨などのもともと食べられない部分の両方を合わせていいます。

表 5.1.1 1人1日当たり食品ロス発生量

食品ロス	発生量 (g)
食べ残し	7.0
直接廃棄① (手付かず、100%残存)	13.2
直接廃棄② (手付かず、50%以上残存)	3.2
直接廃棄③ (手付かず、50%未満)	1.2
計	24.6



第2節 基本的な考え方と計画目標

1 基本的な考え方

食品ロスが大量に発生することは、食べものを無駄にして「もったいない」ということ以外にも、地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出量が増加するなど、地球環境への影響もあります。食品ロスが引き起こす問題を再認識し、市民・事業者・市が協働してそれぞれの役割を果たすことで、資源循環型社会を目指していきます。

2 計画目標

神奈川県食品ロス削減推進計画では、国の目標を踏まえ家庭系食品ロス量を、2000 年度比で 2030 年度までに半減させることとし、2030 年度（令和 12 年度）の 1 人 1 日当たりの家庭系食品ロス量を 46 g と目標設定しています。

本市における 1 人 1 日当たりの家庭系食品ロス量は、2021 年（令和 3 年）2 月の調査では 24.6 g となっており、神奈川県の 2030 年度（令和 12 年度）の目標値をすでに大きく下回っています。このことから、本市における 1 人 1 日当たりの家庭系食品ロス量を、2030 年度まで 24.6 g を維持していくことを目標とします。

第 3 節 各主体の役割

1 市民の役割

- 食品ロスを減らすために家庭でも「もったいない」を意識して、食べ物を無駄なく消費します。
- 買い物の前には食品の在庫を確認し、必要なものだけを購入し、購入したものは使い切る、食べるようにします。
- 食品の期限表示「消費期限」、「賞味期限」などの表示の使用期限を理解し、使い切れる分だけの食品を購入します。
- 食べ残しを減らすため、料理は食べられる量だけを作るようにします。食べきれずになってしまった場合は、別の料理に活用するなど、食べきる工夫をします。
- 適量注文により、料理を食べります。
- 量が多すぎて残ってしまった場合には、持ち帰りができるなど食品ロス削減協力店を積極的に利用します。
- 日頃の買い物の中で、購入してすぐ食べる場合に、商品棚の手前にある商品など、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を実践します。

2 事業者の役割

- 食品ロスを削減することの重要性・必要性について理解を深め、自らの事業活動により発生する食品ロスの要因と量とを把握するとともに、積極的に食品ロスの削減に努めます。
- 事業活動における食品ロス削減に繋がる取組や食品リサイクルを実践します。
- 過剰生産の防止や生産・流通・販売過程等での食品ロスの削減の推進に努めます。
- 市民に対し、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施するよう努めます。

- 市が実施する食品ロスの削減に関する取組に積極的に協力するとともに、市民と連携協力してそれらの取組が推進されるよう努めます。
- 「3010 運動」の実施に努めます。
- フードバンク活動とその役割を理解し、余剰食品等の有効活用を図ります。

3 市の役割

- 率先して食品ロスの削減に向けた取組を実践します。
- 市民・事業者の取組に対する積極的な支援を進め、各主体の協働による取組が促進されるよう、推進体制を整備します。
- 広報なし、市ホームページ等での食品ロスの削減に向けた記事の掲載及び市で実施するイベント等で食品ロス削減に関する啓発を実施します。
- 他自治体や事業者の先進的取組等を調査・研究し、市の施策への反映を検討します。

(注) 3010 (さんまるいちまる) 運動は、宴会の時の食品ロスを減らすためのキャンペーンです。乾杯からの30分間とお開き前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼び掛けることから「3010 運動」と名付けられました。

第6章 計画の進行管理

1 計画の進行管理

一般廃棄物処理計画について、図6.1に示すようにPlan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Action（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的に一般廃棄物処理計画の点検、評価、見直しを行っていきます。

また、一般廃棄物処理基本計画については、評価を踏まえて概ね5年ごとに、又は、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

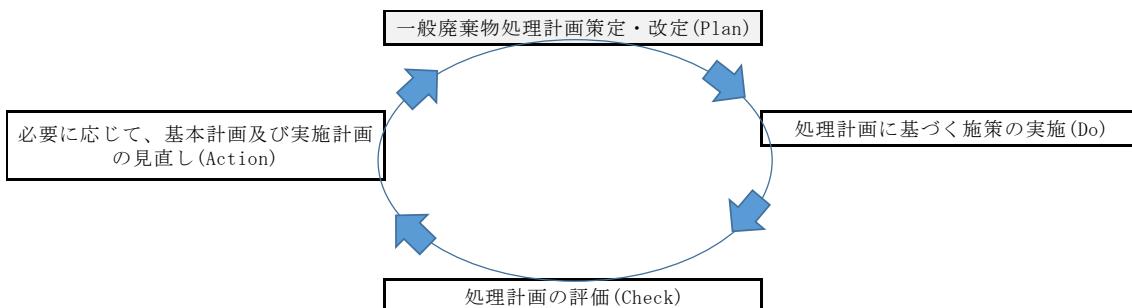


図6.1 PDCAサイクルイメージ図

2 上位計画との連動

本計画中、逗子市総合計画に位置付けられている重要業績評価指数（KPI）について
は、毎年の進捗状況をとりまとめ、総合計画審議会に報告し、審議されます。

次に逗子市総合計画に掲載されている廃棄物関係重要業績評価指数（KPI）内容について
示します。

◆ 具体的施策 ①
ごみの発生量・排出量の削減
《現況・課題》
<u>総量としてのごみの発生量・排出量を減らし、最終処分量の減量と環境負荷の低減を</u> <u>図るため、適正なごみ処理手数料の受益者負担によるごみの発生・排出抑制と資源物の</u> <u>分別徹底の促進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識啓発を進める必要がある。</u>

◆ 重要業績評価指標 (KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2021. 3）
<u>市民 1 人当たりのごみ排出量が 1 日当たり 797 g 以下になっている。</u>	<u>851 g / 人・日</u>
<u>補足説明</u>	
<u>逗子市一般廃棄物処理基本計画（2021 年（令和 3 年）3 月）に基づく。</u>	

◆ 具体的施策 ②

生ごみの減量化・資源化の推進

《現況・課題》

燃やごみの約 40%を占める生ごみは、家庭用生ごみ処理容器等で比較的容易に自家処理することが可能である。その排出抑制を促進することは、最終処分量の減量と環境負荷の低減に大きく寄与するため、家庭での自家処理による排出抑制を最大限促進する取り組みを進める必要がある。

また、並行して、生ごみを燃やすずに処理するシステムの構築を検討していく必要がある。

◆ 重要業績評価指標 (KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
<u>家庭用生ごみ処理容器等の助成件数が延べ 9,010 件以上になっている。</u>	<u>7,763 件</u>
<u>補足説明</u>	
<u>令和 7 年 3 月から生ごみの分別収集・資源化の実施を計画している中、生ごみ減量のために家庭用生ごみ処理容器等による自家処理を優先するため、更なる周知啓発により、令和 11 年度までに助成件数 150 件/年をめざすもの。</u>	

◆ 具体的施策 ③

安心・安全で持続可能な廃棄物処理システムの構築

《現況・課題》

将来に向けて安心・安全で持続可能な廃棄物処理システムを構築するため、直営、委託、共同処理のあり方を含めごみ処理関連施設全体の運営、維持管理及び更新の計画的な推進を図る必要がある。

◆ 重要業績評価指標 (KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2021. 3）
<u>環境クリーンセンター焼却施設長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行い、年間 20,000t の焼却処理を行っている。</u>	<u>16,425t/年</u>
<u>補足説明</u>	
<u>鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（2020 年（令和 2 年）8 月）において、ごみ処理施設の整備方針を整理しており、第 2 期（令和 7 年度～11 年度）は、逗子市焼却施設に、鎌倉市及び葉山町の可燃ごみを集約し、年間 20,000t 焼却する計画である。</u>	

◆ 具体的施策 ④

紙ごみの減量化・資源化の推進

《現況・課題》

燃やすごみの約 30%を占める紙ごみについて、排出段階から徹底した減量化・資源化を図る必要がある。

◆ 重要業績評価指標 (KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
<u>燃やすごみに含まれる紙ごみが 36.7%以下になっている。</u>	<u>37.3%</u>
<u>補足説明</u>	
<u>現在燃やすごみに含まれている生ごみを分別収集することで、燃やすごみ全体量が減量するため、燃やすごみに含まれている資源化できる紙類の混入 3 割減を指標とし、生ごみ分別収集実施後の組成として試算。</u>	

◆ 具体的施策 ⑤

資源化品目の拡大

《現況・課題》

最終処分場への埋立量を最大限減少させ、廃棄物を貴重な資源として有効活用するため、資源化品目の拡大を図るとともに、資源化処理の過程におけるロス（廃棄物の発生）を減らし、資源化効率の向上を図る必要がある。

◆ 重要業績評価指標 (KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2021. 3）
<u>資源化率が 61.4%以上になっている。</u>	<u>資源化率 48.1%</u>
<u>最終処分率が 0.3%以下を維持している。</u>	<u>最終処分率 0.3%</u>
<u>補足説明</u>	
<u>逗子市一般廃棄物処理基本計画（2021 年（令和 3 年）3 月）に基づく。</u>	

◆ 具体的施策 ⑥

ごみ処理の広域連携の推進

《現況・課題》

ごみの減量化・資源化を環境面、財政面でより効率的に推進し、持続可能な廃棄物処理システムを構築するため、従来の枠組みにとらわれない廃棄物処理の新たな広域連携の検討を進める必要がある。

◆ 重要業績評価指標 (KPI)

【2029 年度（令和 11 年度）】	現状（2022. 3）
<u>鎌倉市の可燃ごみの一部を受入れ広域処理を行っている。</u>	<u>未実施</u>
<u>補足説明</u>	
<u>鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（2020 年（令和 2 年）8 月）では、令和 6 年度から葉山町の生ごみ資源化処理施設での生ごみ資源化共同処理の実施、令和 7 年度から鎌倉市の可燃ごみの一部を受入れ広域処理を行う計画としている。</u>	

資料編 ごみと資源物の総排出量の見直し予測

現行計画に変更が生じるのは、製品プラスチックの分別収集・再商品化を令和12年度以降実施する以外は大きな施策の変更はありません。

また、第3章第2節ごみ処理の評価及び課題から、集団資源回収量が中間目標より大きく減少してきてることから、次のとおりごみと資源物の総排出量を見直しました。

1 ごみと資源物の総排出量の予測方法

製品プラスチックについては、令和12年度から分別して、収集するものとして、収集燃やすごみから製品プラスチックが分別されるものとして推計しました。推計は、製品プラスチックの収集実績がないことから、事例をもとに予測しました。

○製品プラスチック量=製品プラスチック発生源単位（事例）×人口

○製品プラスチック分別後の燃やすごみ量=現行計画燃やすごみ量-製品プラスチック量

なお、集団資源回収を除くその他のごみ排出量は、ほぼ中間目標値に近い値で推移してきてることから、現行計画どおりの予測値を採用し、集団資源回収量について新たに予測しました。

○集団資源回収量

2016年度（平成28年度）から2024年度（令和6年度）までの回収実績をもとに推計しました。

○変更後のごみ排出量=現行計画（ごみ排出量-集団資源回収量）+見直し集団資源回収量

2 製品プラスチック量の予測

製品プラスチックの推計は、他市の事例から発生源単位を5.4g/人日として予測しました。予測結果は、表1に示すとおりです。

表1 製品プラスチック量の予測結果

	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
人口（人）	57,072	56,651	56,147	55,726	55,326
製品プラスチック量（t）	(112)	(112)	(111)	(110)	109

3 集団資源回収量の予測

集団資源回収量は、2016年度（平成28年度）から2024年度（令和6年度）までの各資源物の回収実績をもとに、予測すると表2のとおりとなります。

資源化量は、2030年度（令和12年度）では現計画よりも1,412t減少すると推計されます。

表2 集団資源回収量予測結果

項目	年度 (令和8年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
回 収 量 (t)	新聞	148	136	126	116	107
	雑誌	585	551	516	482	447
	段ボール	839	838	837	836	835
	飲料用紙パック	7	7	6	5	5
	ミックスペーパー	566	545	523	502	481
	布類	220	215	211	206	201
	アルミ缶	102	103	104	105	106
	スチール缶	50	49	47	45	44
	家庭金物	46	46	47	47	47
	合計①	2,563	2,490	2,417	2,344	2,273
	現計画合計②	3,564	3,595	3,621	3,651	3,685
	①-②	▲ 1,001	▲ 1,105	▲ 1,204	▲ 1,307	▲ 1,412

4 資源化量の予測

資源化量は、表3に示すとおりです。現計画に対して、製品プラスチックの資源化量が増加しますが、集団資源回収量が減少することになり、全体で2030年度(令和12年度)では現行計画よりも1,412t減少すると予測されます。

また、資源化率は、2030年度(令和12年度)で58.8%と予測されます。

表3 資源化量の予測結果

項目	年度 (令和8年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
①現行計画資源化量 (t)	10,079	10,030	9,967	9,942	9,930	
製品プラスチック量 (t)	0	0	0	0	0	109
集団資源回収減少量 (t)	▲ 1,001	▲ 1,105	▲ 1,204	▲ 1,307	▲ 1,412	
②資源回収量 (t)	9,078	8,925	8,763	8,635	8,627	
(②-①)	▲ 1,001	▲ 1,105	▲ 1,204	▲ 1,307	▲ 1,303	
③ごみ排出量 (t)	15,884	15,422	14,969	14,879	14,683	
資源化率 (②/③) (%)	57.2%	57.9%	58.5%	58.0%	58.8%	

5 焼却量の予測

焼却量は、実績からごみと資源物の総量に占める焼却量の割合をもとに予測すると次のとおりとなります。

焼却の実績は、表4に示すとおりであり、ごみと資源物の総量に占める焼却量の割合は平均で59.8%となります。この数値をもとに焼却量を予測すると、表5のとおりとなります。

表4 ごみと資源物の焼却実績

項目	年度 2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
人口（人）	59,936	60,060	60,006	59,609	59,019	58,488
ごみと資源物の総量（t）	18,538	18,650	18,212	17,665	16,665	16,552
焼却量（t）	10,845	10,865	10,847	10,646	10,205	10,023
一人一日当たり焼却量(g/人/日)	496	496	495	489	474	470
ごみと資源物総量に占める焼却量の割合(%)	58.5%	58.3%	59.6%	60.3%	61.2%	60.6%
					平均	59.8%

表5 ごみと資源物の焼却予測

項目	年度 2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
人口（人）	57,072	56,651	56,147	55,726	55,326
ごみと資源物の総量（t）	15,884	15,422	14,969	14,879	14,683
焼却量（t）*1	9,499	9,222	8,951	8,898	8,780
現行計画生ごみ量（t）	1,716	1,703	1,688	1,675	1,663
予測焼却量（t）*2	7,783	7,519	7,263	7,223	7,117
一人一日当たり焼却量(g/人/日)	374	364	354	355	352

*1 焼却量=ごみと資源物の総量×平均焼却量の割合(59.8%)

*2 予測焼却量=焼却量*1-生ごみ量

6 ごみ排出量の推計

ごみ排出量の推計結果は、以下の結果から表6のとおりとなります。

表6 ごみと資源物の総排出量の予測結果

分類区分	年度	<現行計画> (t/年)					<見直し> (t/年)					
		2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	
計画収集人口 (米単位含む) (人)	57,072	56,651	56,147	55,726	55,326	57,072	56,651	56,147	55,726	55,326	57,072	
計画収集人口 (米単位除く) (人)	54,072	53,651	53,147	52,726	52,326	54,072	53,651	53,147	52,726	52,326	54,072	
燃 や す ご み	収 集 4,426	4,332	4,243	4,153	4,063	4,426	4,332	4,243	4,153	3,954	4,426	
燃 や す ご み	持 达 ・ 許 可 2,519	2,284	2,063	2,068	2,068	持 达 ・ 許 可 2,519	2,284	2,063	2,068	2,068	持 达 ・ 許 可 2,519	
	計 6,945	6,616	6,306	6,221	6,131	計 6,945	6,616	6,306	6,221	6,022	計 6,945	
燃 や す ご み	収 集 6,604	6,555	6,496	6,448	6,401	燃 や す ご み	収 集 6,604	6,555	6,496	6,448	6,401	
燃 や す ご み	持 达 ・ 許 可 3,306	3,306	3,306	3,306	3,306	持 达 ・ 許 可 3,306	3,306	3,306	3,306	3,306	持 达 ・ 許 可 3,306	
(施策実施前)	計 9,910	9,861	9,802	9,754	9,707		計 9,910	9,861	9,802	9,754	9,707	
生 ご み	収 集 1,716	1,703	1,688	1,675	1,663	生 ご み	収 集 1,716	1,703	1,688	1,675	1,663	生 ご み
	計 1,716	1,703	1,688	1,675	1,663		計 1,716	1,703	1,688	1,675	1,663	
植 木 剪 定 枝	収 集 1,364	1,354	1,342	1,332	1,323	植 木 剪 定 枝	収 集 1,364	1,354	1,342	1,332	1,323	植 木 剪 定 枝
	持 达 ・ 許 可 920	920	920	920	920		持 达 ・ 許 可 920	920	920	920	920	
	計 2,284	2,274	2,262	2,252	2,243		計 2,284	2,274	2,262	2,252	2,243	
不 燃 ご み	収 集 190	188	186	185	184	不 燃 ご み	収 集 190	188	186	185	184	不 燃 ご み
	持 达 ・ 許 可 (許可) 11	11	11	11	11		持 达 ・ 許 可 (許可) 11	11	11	11	11	
	計 201	199	197	196	195		計 201	199	197	196	195	
小 型 家 電	収 集 98	97	96	96	95	小 型 家 電	収 集 98	97	96	96	95	小 型 家 電
	持 达 ・ 許 可 (許可) 2	2	2	2	2		持 达 ・ 許 可 (許可) 2	2	2	2	2	
	計 100	99	98	98	97		計 100	99	98	98	97	
危 険 有 害 ご み	持 达 ・ 許 可 (許可) 29	29	29	29	28	危 険 有 害 ご み	持 达 ・ 計 29	29	29	28	28	危 険 有 害 ご み
	持 达 ・ 計 29	29	29	29	28		持 达 ・ 計 29	29	29	28	28	
粗 大 ご み	収 集 160	159	158	157	155	粗 大 ご み	収 集 160	159	158	157	155	粗 大 ご み
	持 达 ・ 計 335	335	335	335	335		持 达 ・ 計 335	335	335	335	335	
	計 495	494	493	492	490		計 495	494	493	492	490	
資源物	ペットボトル 収 集 177	176	174	173	172	資源物	ペットボトル 収 集 177	176	174	173	172	資源物
	持 达 ・ 計 177	176	174	173	172		持 达 ・ 計 177	176	174	173	172	
容器包装	プラスチック 収 集 852	846	838	832	826	容器包装	プラスチック 収 集 852	846	838	832	826	容器包装
	持 达 ・ 計 852	846	838	832	826		持 达 ・ 計 852	846	838	832	826	
あき缶・あきびん	計 0	0	0	0	0	あき缶・あきびん	計 0	0	0	0	0	あき缶・あきびん
びん類	収 集 506	502	498	494	491	びん類	収 集 506	502	498	494	491	びん類
	持 达 ・ 計 506	502	498	494	491		持 达 ・ 計 506	502	498	494	491	
アルミ缶	収 集 92	91	90	89	89	アルミ缶	収 集 92	91	90	89	89	アルミ缶
	持 达 ・ 計 92	91	90	89	89		持 达 ・ 計 92	91	90	89	89	
スチール缶	収 集 2	2	2	2	2	スチール缶	収 集 2	2	2	2	2	スチール缶
	持 达 ・ 計 60	60	59	59	59		持 达 ・ 計 60	60	59	59	59	
家庭金物	収 集 44	43	43	43	42	家庭金物	収 集 44	43	43	43	42	家庭金物
	持 达 ・ 計 44	43	43	43	42		持 达 ・ 計 44	43	43	43	42	
乾 電 池	収 集 2	2	2	2	2	乾 電 池	収 集 2	2	2	2	2	乾 電 池
魔 食 用 油	収 集 3	3	3	3	3	魔 食 用 油	収 集 3	3	3	3	3	魔 食 用 油
ビデオテープ等	収 集 6	6	6	6	6	ビデオテープ等	収 集 6	6	6	6	6	ビデオテープ等
紙・布等	委 託 収 集 62	62	61	61	61	紙・布等	委 託 収 集 62	62	61	61	61	紙・布等
	集 团 資 源 回 収 3,368	3,401	3,429	3,460	3,495		集 团 資 源 回 収 3,368	3,401	3,429	3,460	3,495	
	(内紙類増加分) (357)	(413)	(468)	(522)	(576)		(内紙類増加分) (357)	(413)	(468)	(522)	(576)	
	計 3,430	3,463	3,490	3,521	3,556		計 3,430	3,463	3,490	3,521	3,556	
収 集 合	計 1,610	1,599	1,584	1,573	1,563	収 集 合	計 1,610	1,599	1,584	1,573	1,563	収 集 合
持 达 ・ 計 合	0	0	0	0	0	持 达 ・ 計 合	0	0	0	0	0	持 达 ・ 計 合
集 団 資 源 回 収 合	計 3,564	3,595	3,621	3,651	3,685	集 団 資 源 回 収 合	計 3,564	3,595	3,621	3,651	3,685	集 団 資 源 回 収 合
資 源 ご み 合 計	5,174	5,194	5,205	5,224	5,248	資 源 ご み 合 計	5,174	5,194	5,205	5,224	5,248	資 源 ご み 合 計
家庭系資源物とごみ (収集)	9,593	9,461	9,326	9,199	9,074	家庭系資源物とごみ (収集)	9,593	9,461	9,326	9,199	9,074	家庭系資源物とごみ (収集)
家庭系資源物 (集団資源回収)	3,564	3,595	3,621	3,651	3,685	家庭系資源物 (集団資源回収)	3,564	3,595	3,621	3,651	3,685	家庭系資源物 (集団資源回収)
事業系資源物とごみ (持込み)	3,787	3,552	3,331	3,336	3,336	事業系資源物とごみ (持込み)	3,787	3,552	3,331	3,336	3,336	事業系資源物とごみ (持込み)
総 合 計 量	16,944	16,608	16,278	16,186	16,095	総 合 計 量	16,944	16,608	16,278	16,186	16,095	総 合 計 量
家庭系ごみ量 (資源物除く) (t/年)	4,776	4,679	4,587	4,495	4,402	家庭系ごみ量 (資源物除く) (t/年)	4,776	4,679	4,587	4,495	4,293	家庭系ごみ量 (資源物除く) (t/年)
1人1日当たりごみと資源物の総排出量 (g/人/日)	813	803	794	796	797	1人1日当たりごみと資源物の総排出量 (g/人/日)	813	803	794	796	797	1人1日当たりごみと資源物の総排出量 (g/人/日)
1人1日当たり生活系ごみ排出量 (g/人/日)	461	458	455	452	449	1人1日当たり生活系ごみ排出量 (g/人/日)	461	458	455	452	449	1人1日当たり生活系ごみ排出量 (g/人/日)
資源物を除く1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人/日)	229	226	224	221	218	資源物を除く1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人/日)	229	226	224	221	213	資源物を除く1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人/日)

参考（現行計画）

ごみと資源物の総排出量の予測

「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に更に新たな施策を展開した場合の将来的なごみと資源物の総排出量、資源化量等について予測を行うと次のとおりとなります。

1 ごみ量の予測に反映する施策

予測に反映する主な施策は、次のとおりです。

（1）2市1町ごみ処理広域化実施計画

- ア 家庭からの生ごみの分別・資源化
- イ 事業系生ごみの資源化促進
- ウ 事業者訪問・展開検査等による排出抑制
- エ 事業所からの紙ごみの資源化による排出抑制

上記施策によるごみ排出量等への影響は、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（平成2年8月）」資料2可燃ごみ量の将来予測による。

（2）新たな施策

- ア 燃やすごみ中に含まれる資源化可能な紙類の分別による資源化の推進
燃やすごみ中に含まれる資源化可能な紙類の分別による資源化量算出式：
紙類の資源化量=燃やすごみ量×紙類の組成割合×紙類の中の資源可能な紙の割合
×分別協力率
(紙類の組成割合：38.0%、紙類の中の資源可能な紙の割合：39.4%、分別協力率：計画最終年度で60%)
- イ 家庭での食品ロスの削減
家庭での食品ロス量の算出式：
家庭での食品ロス量=燃やすごみ量×生ごみ（厨芥類）の組成割合×生ごみ中の食品ロスの割合×分別協力率
(生ごみの組成割合：35.4%、生ごみ中の食品ロスの割合：38%、分別協力率：計画最終年度で60%) ※生ごみ中の食品ロスの割合は、他市事例を参考

2 ごみと資源物の総排出量・資源化量等の予測結果

施策等を反映したごみと資源物の総排出量、資源化量等の予測結果は、次に示すとおりとなります。

（1）ごみと資源物の総排出量

年間のごみと資源物の総排出量は、表1及び図1に示すとおりとなります。2019年度（令和元年度）実績では18,538tになっています。現状のままの施策で推移しますと2025年度（令和7年度）で17,929t、2030年度（令和12年度）（目標年度）で17,432tと予測されます。

更に、排出抑制等の新たな施策の展開により2025年度（令和7年度）で17,292t、2030年度（令和12年度）（目標年度）で16,095tまで減量化されるものと予測されます。2030年度（令和12年度）で2019年度（令和元年度）に比べて13.2%のごみ量が減量されます。

表1 ごみと資源物の総排出量

(t/年)

	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
現状維持	18,538	17,929	17,432
各施策反映	18,538	17,292	16,095

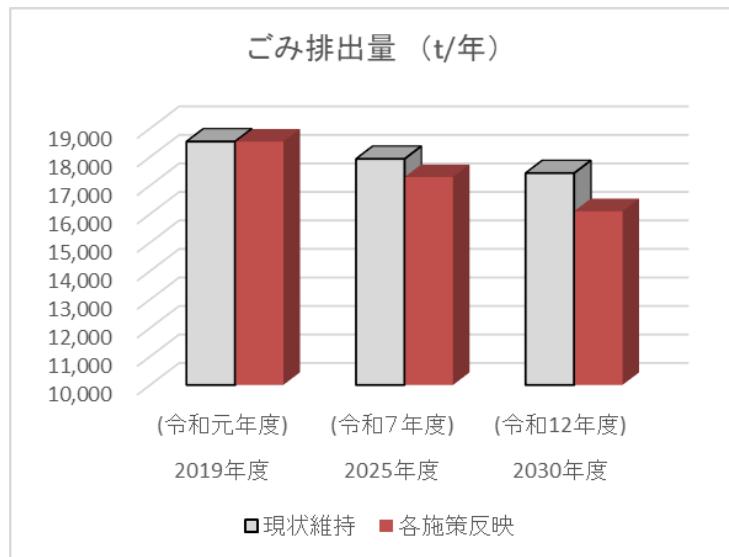


図1 ごみと資源物の総排出量

(2) 資源化量及び資源化率

年間の資源化量及び資源化率は、表2、表3及び図2、図3に示すとおりとなります。資源化量は、2019年度（令和元年度）実績で8,804t（資源化率47.5%）となっています。現状のままの施策で推移しますと2025年度（令和7年度）で8,424t（資源化率47%）、2030年度（令和12年度）（目標年度）で8,163t（資源化率46.8%）と予測されます。

更に、新たな施策の展開により2025年度（令和7年度）で10,124t（資源化率58.5%）、2030年度（令和12年度）（目標年度）で9,930t（資源化率61.7%）と予測されます。

表2 資源化量

(t/年)

	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
現状維持	8,804	8,424	8,163
各施策反映	8,804	10,124	9,930

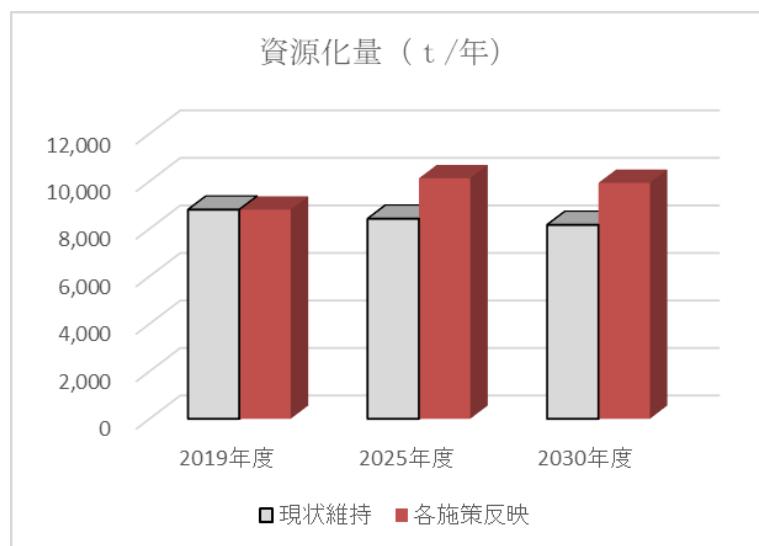


図2 資源化量

表3 資源化率 (%)

	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
現状維持	47.5	47.0	46.8
各施策反映	47.5	58.5	61.7

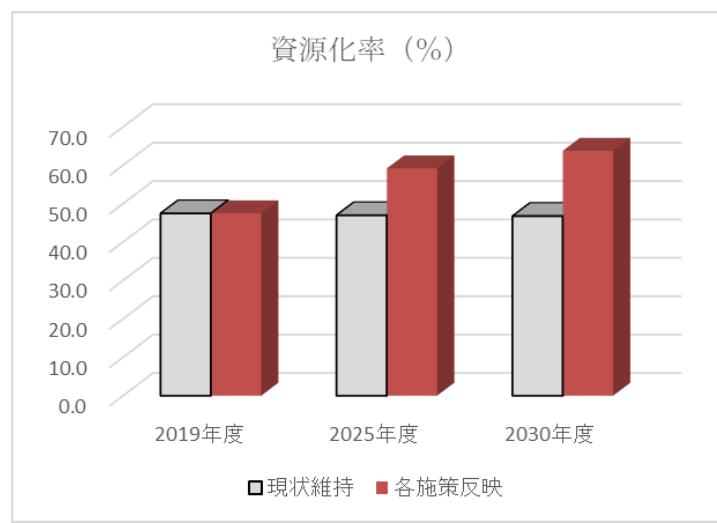


図3 資源化率

(3) 1人1日当たりごみと資源物の排出量

ア 1人1日当たりごみと資源物の排出量

1人1日当たりごみと資源物の排出量は、表4及び図4に示すように各施策を実施することにより、2030年度（令和12年度）で48g削減されます。年間で約18kgとなります。

表4 1人1日当たりごみと資源物の排出量

(g/人/日)

	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
現状維持	845	855	863
各施策反映	845	824	797

総ごみ発生原単位 (g/人/日)

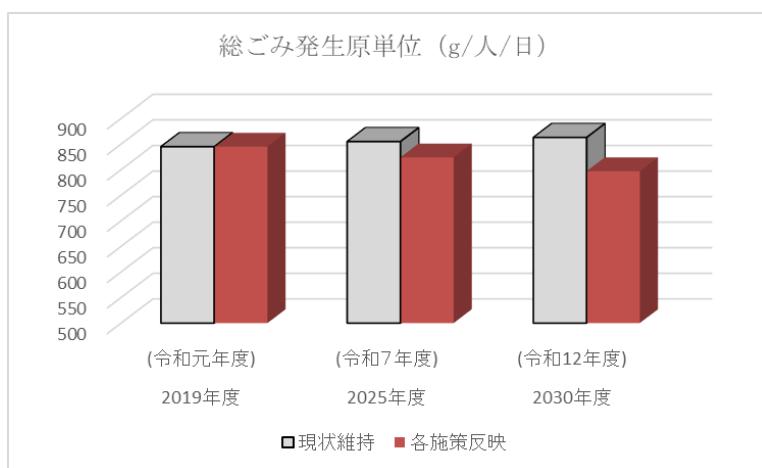


図4 1人1日当たりごみと資源物の排出量

イ 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

1人1日当たり家庭系ごみ排出量は、表5及び図5に示すように各施策を実施することにより、2030年度（令和12年度）で10g削減されます。年間で約4kgとなります。

表5 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

(g/人/日)

	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
現状維持	642	637	637
各施策反映	642	632	632

家庭系ごみ発生原単位 (g/人/日)

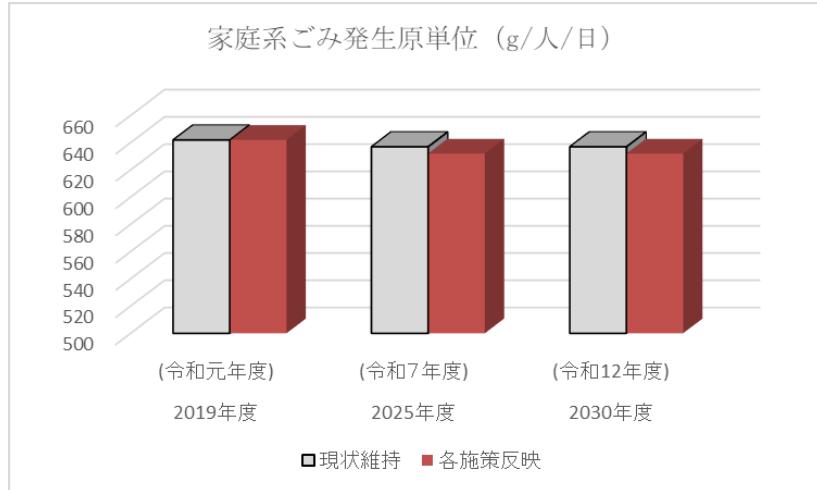


図5 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

ウ 資源物を除く1人1日当たり家庭系ごみ排出量

資源物を除く1人1日当たり家庭系ごみ排出量は、表6及び図6に示すように各施策を実施することにより2030年度（令和12年度）で124g削減されます。年間で約45kgとなります。燃やすごみから生ごみ及び紙ごみが資源化されるために減量効果が大きくなっています。

表6 資源物を除く1人1日当たり家庭系ごみ排出量
(g/人/日)

	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
現状維持	342	334	334
各施策反映	342	232	218

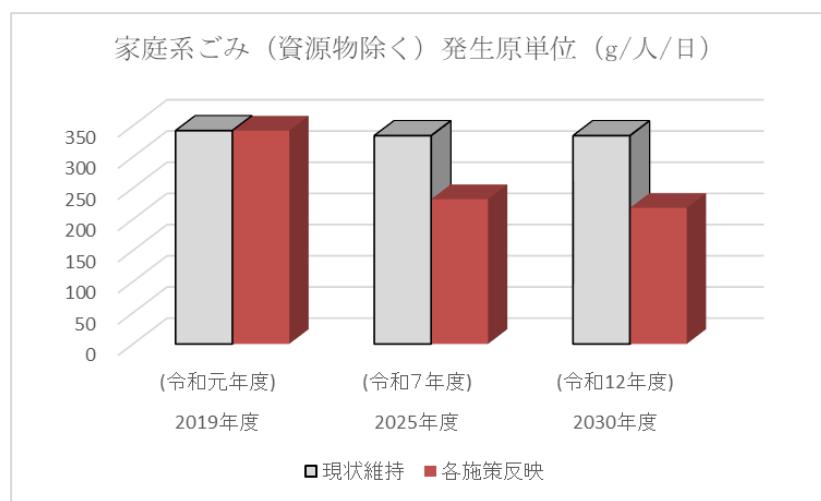


図6 資源物を除く1人1日当たり家庭系ごみ排出量

(4) 予測結果

予測結果は、表7及び表8に示すとおりとなります。

表7 ごみと資源物の総排出量の予測結果

年度		2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	
分別区分		計画収集人口 (米軍家族含む) (人)	59,936	59,290	58,941	58,582	58,180	57,821	57,472	57,072	56,651	56,147	55,726	55,326
計画収集人口 (米軍家族除く) (人)		56,936	56,290	55,941	55,582	55,180	54,821	54,472	54,072	53,651	53,147	52,726	52,326	
燃 や す ごみ (施策実施後)		収 集	7,095	6,860	6,704	6,588	6,474	6,424	4,524	4,426	4,332	4,243	4,153	4,063
燃 や す ごみ (施策実施後)		持込・許可	2,967	3,306	3,306	3,306	3,306	3,030	2,768	2,519	2,284	2,063	2,068	2,068
燃 や す ごみ (施策実施後)		計	10,062	10,166	10,010	9,894	9,780	7,654	7,292	6,945	6,616	6,306	6,221	6,131
紙 お む つ (施策実施後)		収 集												
紙 お む つ (施策実施後)		持込・許可												
紙 お む つ (施策実施後)		計												
燃 や す ごみ (施策実施前)		収 集	7,095	6,860	6,820	6,778	6,732	6,690	6,650	6,604	6,555	6,496	6,448	6,401
燃 や す ごみ (施策実施前)		持込・許可	2,967	3,306	3,306	3,306	3,306	3,306	3,306	3,306	3,306	3,306	3,306	3,306
燃 や す ごみ (施策実施前)		計	10,062	10,166	10,126	10,084	10,038	9,996	9,956	9,910	9,861	9,802	9,754	9,707
生 ごみ		収 集						1,738	1,728	1,716	1,703	1,688	1,675	1,663
生 ごみ		持込・許可												
生 ごみ		計			0	0	0	1,738	1,728	1,716	1,703	1,688	1,675	1,663
植木剪定枝		収 集	1,550	1,417	1,409	1,401	1,391	1,382	1,374	1,364	1,354	1,342	1,332	1,323
植木剪定枝		持込・許可	1,021	920	920	920	920	920	920	920	920	920	920	920
植木剪定枝		計	2,571	2,337	2,329	2,321	2,311	2,302	2,294	2,284	2,274	2,262	2,252	2,243
不燃ごみ		収 集	224	197	196	195	193	192	191	190	188	186	185	184
不燃ごみ		持込・許可	44	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
不燃ごみ		(許可)												
不燃ごみ		(持込)												
不燃ごみ		計	268	208	207	206	204	203	202	201	199	197	196	195
小型家電		収 集	117	102	101	100	100	99	99	98	97	96	96	95
小型家電		持込・許可	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
小型家電		(許可)												
小型家電		(持込)												
小型家電		計	118	104	103	102	102	101	101	100	99	98	98	97
危険有害ごみ		収 集	31	30	30	30	30	30	29	29	29	29	28	28
危険有害ごみ		持込・許可	0											
危険有害ごみ		(許可)												
危険有害ごみ		(持込)												
危険有害ごみ		計	31	30	30	30	30	30	29	29	29	28	28	28
粗大ごみ		収 集	193	167	166	165	164	163	162	160	159	158	157	155
粗大ごみ		持込・許可	427	335	335	335	335	335	335	335	335	335	335	335
粗大ごみ		(許可)												
粗大ごみ		(持込)												
粗大ごみ		計	620	502	501	500	499	498	497	495	494	493	492	490
資源物	ペットボトル	収 集	203	184	183	182	181	179	178	177	176	174	173	172
	ペットボトル	持込・許可												
	ペットボトル	計	203	184	183	182	181	179	178	177	176	174	173	172
	容器包装 プラスチック	収 集	925	885	880	875	869	863	858	852	846	838	832	826
	容器包装 プラスチック	持込・許可												
	容器包装 プラスチック	計	925	885	880	875	869	863	858	852	846	838	832	826
	あき缶・ あきびん	収 集												
	あき缶・ あきびん	持込・許可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	あき缶・ あきびん	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	びん類	収 集	512	526	523	520	516	513	510	506	502	498	494	491
資源物	アルミ缶	収 集	93	95	95	94	93	93	92	92	91	90	89	89
	アルミ缶	持込・許可												
	アルミ缶	計	93	95	95	94	93	93	92	92	91	90	89	89
	スチール缶	収 集	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	スチール缶	持込・許可	58	63	62	62	61	61	60	60	59	59	59	59
	スチール缶	計	60	65	64	64	63	63	62	62	61	61	61	61
	家庭金物	収 集	42	45	45	45	45	44	44	44	43	43	43	42
	家庭金物	持込・許可												
	家庭金物	計	42	45	45	45	45	44	44	44	43	43	43	42
	乾電池	収 集	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
資源物	乾電池	持込・許可												
	乾電池	計	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	廃食用油	収 集	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	ビデオテープ等	収 集	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	紙・布等	委託収集	61	65	65	64	64	63	63	62	62	61	61	61
	紙・布等	集団回収 (新たに紙ごみ)		61	122	182	241	299	357	413	468	522	576	
	紙・布等	集団回収	2,960	3,127	3,171	3,212	3,250	3,291	3,330	3,368	3,401	3,429	3,460	3,495
	紙・布等	計	3,021	3,192	3,297	3,398	3,496	3,595	3,692	3,787	3,876	3,958	4,043	4,132
	収 集 合 計		1,715	1,673	1,664	1,654	1,643	1,631	1,622	1,610	1,599	1,584	1,573	1,563
	持込・許可合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源物	集団回収合計		3,153	3,330	3,373	3,413	3,450	3,489	3,527	3,564	3,595	3,621	3,651	3,685
	資源ごみ合計		4,868	5,003	5,037	5,067	5,093	5,120	5,149	5,174	5,194	5,205	5,224	5,248
	家庭系資源物とごみ (収集)		10,925	10,446	10,270	10,133	9,995	9,859	9,729	9,593	9,461	9,326	9,199	9,074
	家庭系資源物とごみ (収集)		3,153	3,330	3,373	3,413	3,450	3,489	3,527	3,564	3,595	3,621	3,651	3,685
	事業系資源物とごみ (持込み)		4,460	4,574	4,574	4,574	4,574	4,298	4,036	3,787	3,552	3,331	3,336	3,336
総 合 量			18,538	18,350	18,217	18,120	18,019	17,646	17,292	16,944	16,608	16,278	16,186	16,095
家庭系ごみ量 (資源物除く) (t/年)			7,512	7,224	7,066	6,948	6,831	4,979	4,877	4,776	4,679	4,587	4,495	4,402
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人日)			642	637	634	634	633	632	632	632	631	632	632	632
資源物を除く1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人日)			342	334	328	325	322	236	232	229	226	224	221	218

表8 資源化量の予測

(t/年)

分別区分	年度	(t/年)											
		2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
資源化量	焼却残渣	1,111	1,107	1,082	1,059	1,035	806	758	711	665	620	599	585
	植木剪定枝	2,568	2,335	2,327	2,319	2,309	2,300	2,292	2,282	2,272	2,260	2,250	2,241
	ペットボトル	163	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138
	容器包装プラ	832	796	791	787	781	776	771	766	761	753	748	743
	布団	20	16	16	16	16	16	16	16	16	15	15	15
	フロント	43	35	35	35	34	34	34	34	34	34	34	34
	金属類	155	125	124	124	123	123	123	122	122	121	121	120
	蛍光管	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	乾電池	15	14	14	14	14	14	13	13	13	13	13	13
	小型家電	156	134	133	132	132	131	131	130	129	128	127	126
	びん類	512	526	523	520	516	513	510	506	502	498	494	491
	廃食用油	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	ビデオテープ等	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	紙類・布類	3,021	3,192	3,175	3,154	3,132	3,113	3,094	3,073	3,050	3,022	2,999	2,980
	スチール缶	60	65	64	64	64	63	63	62	62	61	61	61
	アルミ缶	93	95	95	94	93	93	92	92	91	90	89	89
	家庭系金物	42	45	45	45	45	44	44	44	43	43	43	42
	家庭系紙ごみ	0	0	61	122	182	241	299	357	413	468	522	576
	家庭系生ごみ	0	0	0	0	0	0	1,738	1,728	1,716	1,703	1,688	1,675
	家庭系紙おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	8,804	8,646	8,645	8,644	8,634	10,162	10,124	10,079	10,030	9,967	9,942	9,930
	資源化率(%)	47.5	47.1	47.5	47.7	47.9	57.6	58.5	59.5	60.4	61.2	61.4	61.7

用語の解説

＜あ行＞

◆ 一般廃棄物処理基本計画

市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするもので、ごみに関するごみ処理基本計画と生活排水に関する生活排水処理基本計画で構成される。

◆ 一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画の実施のために、必要な各年度の事業について定めるもので、ごみに関するごみ処理実施計画と生活排水に関する生活排水処理実施計画で構成される

◆ SDGs

持続可能な開発目標（英語：Sustainable Development Goals）。2015年9月の国連総会で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のグローバル目標と169のターゲット（達成基準）から構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓うと謳っている。

◆ 温室効果ガス

地球温暖化の要因となる気体のこと。人間活動によって排出され、地球から熱の放出を抑え、地表を温める働きをする。環境省では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7種を排出削減対象としている。

＜か行＞

◆ 感染性廃棄物

医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。

◆ 戸別収集

ごみを集積所から収集するのではなく、各家庭の玄関先や、集合住宅の敷地内等、建物ごとに一軒ずつ収集していく方法。

＜さ行＞

◆ 最終処分

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では「埋立処分、海洋投入処分又は再生をいう」とされているが、本計画では埋立処分の意味に用いる。

◆ 在宅医療廃棄物

在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物。

◆ 資源化率

ごみの総排出量のうち、総資源化量の割合。総資源化量を総排出量で除して求める。
(資源化率=総資源化量÷総排出量)

◆ 事務の委託

地方公共団体が、地方自治法に基づき、協議により規約を定め、議会の議決を経た上で地方公共団体の事務の一部の執行管理を他の地方公共団体に委託する制度。

◆ 集団資源回収

一般廃棄物のうち紙類、金属類、布類等を、町内会、自治会、集合住宅、近所の方々

などが集まって行う自主的な回収。

◆ **循環型社会**

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる、資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のこと。2000年（平成12年）に制定された「循環型社会形成推進基本法」においては、「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義している。

◆ **焼却残渣**

廃棄物を焼却処理した後に残るもの。ごみ焼却施設から排出されるものは、主に、焼却炉の底部から排出される燃えがら（主灰）と、焼却するときに発生する排ガスに含まれるばいじん（飛灰）からなる。

◆ **食品廃棄物**

食品の製造や調理過程で生じる加工残さで食用に供することができないもの、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等のこと。平成28年度（2016年度）の国内の発生量は、約2,759万トン（環境省、農林水産省）であったと推計されている。

◆ **食品リサイクル法**

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称。食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じたくずなどの食品廃棄物の発生抑制と再生利用のために、食品関連事業者などが取組むべき事項を定めている法律。

◆ **食品ロス**

売れ残りや食べ残し、期限切れが近い食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること。食品の廃棄や損失の原因は多様で、生産、加工、小売、消費の各段階で発生する。2023年度（令和5年度）の国内の発生量は、約464万トン（農林水産省）であったと推計されている。

◆ **ゼロ・ウェイスト**

ごみを焼却、埋立て処理をせず、資源の浪費や、有害物質や非再生可能資源の利用をやめて環境負荷を減らしながら、たい肥化などの物質回収や再生可能エネルギー利用、リサイクルによって、ごみをゼロにする考え方。

<た行>

◆ **地球温暖化**

現代の産業社会における多量の石炭や石油等の消費に伴い、二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素等の温室効果ガスの排出量が増加することによって、地球の平均気温が上昇すること。

◆ **中間処理**

収集したごみや資源物を焼却、破碎、分解、選別、圧縮、たい肥化など、最終的な処理の前の段階で処理を行うこと。

可能なものは資源化を行って有効利用するが、資源化できないものは最終処分場に埋立てすることになるため、体積と重量を減らして、最終処分場への負担を軽減する。

◆ **低炭素社会**

地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会のこと。

◆ **登録再生利用事業者**

食品リサイクル法において、食品廃棄物の再生利用事業（肥料、飼料化等）を的確

に実施できる一定の要件を満たし、登録を受けた事業者のこと。「登録再生利用事業者制度」は優良な再生利用事業者を育成することを目的に設けられており、登録再生利用事業者は、荷卸し地における一般廃棄物の運搬にかかる業許可が不要になる等の特例が受けられる。

＜は行＞

◆ 廃棄物減量等推進員

逗子市廃棄物減量等推進員は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」に基づいて委嘱するもので、ごみの減量化、資源化、一般廃棄物の処理及び地域の清潔の保持の推進に関する市の施策への協力その他の活動を担う。

◆ バイオマスプラスチック

バイオマスプラスチックは、バイオマス（生物資源）から作られた再生可能なバイオマス資源を原料として、化学的または生物学的に合成することにより得られるプラスチックと定義されている。バイオマスには主にトウモロコシ、藻類、小麦などから作られる再生可能な植物が利用される。

◆ 発生原単位

市民一人一日当たりのごみの発生量。年間ごみ総排出量を人口で除して、さらに年間日数で除して求める。(=年間総ごみ排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数(365 日又は 366 日))

◆ P D C A サイクル

Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)の頭文字をとったもので、Plan(計画)⇒Do(実行)⇒Check(評価)⇒Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法。

◆ 4 R

「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」、「リユース (Reuse=再使用)」、「リサイクル (Recycle=再生利用)」の頭文字を取って 3 R という。「循環型社会形成推進基本法」は、循環型社会の考え方に基づき、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を (1) リデュース、(2) リユース、(3) リサイクル、(4) 熱回収(サーマルリサイクル)、(5) 適正処分と定めている。3 R に「リファーズ (Refuse=発生回避)」を加えて「4 R」と表現する場合もある。

＜ら行＞

◆ リサイクル（再生利用）

廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。

例：びんからびんを作る。新聞から再生紙を作る、金属類から鉄骨を作る。

◆ リデュース（発生抑制）

ごみが発生しないようにすること。

例：詰替え商品の購入。水筒利用によるペットボトルの発生抑制など。

◆ リファーズ（発生回避）

ごみになるものの受け取りを断ること。

例：マイバッグ持参によりレジ袋をもわらないことなど。

◆ リユース（再使用）

一度使用した物を、そのままの形、或いは形を変えて再び使用すること。

例：バザーを利用する。古くなったシャツや歯ブラシを掃除に使う。裏紙を使うなど。